

令和3年第1回定例会

浦臼町議会会議録

令和3年 3月10日 開会

令和3年 3月24日 閉会

浦 臼 町 議 会

浦臼町議会第1回定例会 第1号

令和3年3月10日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 報告第 1号 専決処分した事件の報告について〔工事請負変更契約の締結について〕
- 6 議案第 3号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第13号）
- 7 議案第 4号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 5号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 6号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 7号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第 8号 浦臼町公営住宅条例の一部を改正する条例について
- 12 令和3年度町政執行方針
- 13 令和3年度教育行政執行方針
- 14 議案第 9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（内容説明まで）
- 15 議案第10号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について（内容説明まで）
- 16 議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について（内容説明まで）
- 17 議案第12号 令和3年度浦臼町一般会計予算（概要説明まで）
- 18 議案第13号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計予算（概要説明まで）
- 19 議案第14号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算（概要説明まで）
- 20 議案第15号 令和3年度浦臼町下水道事業会計予算（概要説明まで）

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

◎開会の宣告

○議長

本日の出席人員は9名全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和3年第1回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、7番牧島議員、8番中川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの15日間にしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの15日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をします。

初めに、令和2年第4回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

1月10日、あかねホールにおいて、令和3年浦臼町新成人のつどいに来賓として出席させていただきました。一人一人の間隔をあげ、ご家族の方々にも別室でのモニター越しでの見守り、完全にコロナ対策を行った中で行われました。17名の新成人の門出にはすばらしい成人式だったかと思います。

次に、監査委員より令和2年12月分から令和3年2月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますので報告済みといたします。

続いて、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

総務産業常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

皆さん、おはようございます。

令和3年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって招集いたしました第1回定例会では、議案15件、報告1件を上程いたしております。

各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、昨年の第4回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告を申し上げます。

まず、道内の新型コロナウイルスに関しましては、昨年11月7日にステージ3に移行して以来、感染者数の増減を繰り返しながら推移し、現在は連日100人以下で安定しており、集中対策期間も3月7日で終了しています。

ただし、いまだ自粛要請は続いており、町民の皆様には施設利用や会合でまだしばらくは不自由をおかけすることになります。

事態改善のためには早期のワクチンの接種開始が望まれるところですが、今の時点では明確な情報が提供されておらず、町民に日程と具体的な内容をお伝えすることができていません。

いずれにいたしましても、いつ開始可能となっても円滑に進められますよう準備を進め、情報が確定次第、町民への迅速な情報提供に努めてまいります。

次に、砂川市吉野斎苑の広域利用につきましては、既に保健衛生組合でご承認をいただき、新年度より移行することとなっております。

これによりまして、昨年3月をもって本町地力増進施設で行ってございました廃プラスチックの共同処理を、また小中学校とも昨年の1学期をもって給食組合の業務を終了しており、この1年間で奈井江町と2町で取り組んでいました三つの業務が廃止となり、砂川市を中心とするより広範囲な共同処理に移行することとなりました。一層の効率的、合理的な運用が図られるものと期待するところでございます。

最後になりますが、1月21日をもって、交通事故死ゼロ4,000日を達成し、知事と道警より感謝状が贈られております。町として最長記録を更新中であり、交通関係団体と町民の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

行政報告につきましては、以上でございます。

○議長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。

これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第4回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、2点につき報告をさせていただきます。

12月16日に小学校の体育館で行われました浦臼小学校5年生空知を研究しよう研究発表会につきましては、自分が興味を抱いた、市、町と特産品などについて、各児童がみずから調べた内容や今後さらに調べたいことなどをパソコンのプレゼンテーションソフトと大型スクリーンを使って、1人ずつだれ1人憶することなく堂々と発表をされていきました。

12名と、少人数であるからこそできる取り組みであり、今後も少人数を生かしたすぐれた教育実践に期待をするところであります。

次に、1月10日に開催いたしました令和3年新成人のつどいにつきましては、学齢簿等からご案内をいたしましたところ、17名の出席をいただき、門出を祝福いたしました。

コロナ禍において、道の集中対策期間の延長により中止や延期を決めた自治体もございましたが、新成人の皆さんには2週間前から検温をお願いし、当日は時間の短縮に加え、ご家族の方には別会場でリモート参加をいただくなどの対策を講じ、無事終了することができました。ご協力に感謝申し上げますところでございます。

一日も早く事態が収束し、さまざまなイベントが開催できることを願うばかりでございます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 報告第1号

○議長

日程第5、報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

報告第1号 専決処分した事件の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月10日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、令和2年10月9日に議決した議案第47号 工事請負契約の締結について、令和2年度ラウネナイ川護岸改修（第2工区）工事において、変更契約を締結する必要が生じ、その変更契約金額が当初契約金額の10%以内であるため、議会の委任による町長の専決処分事項の指定について、第3項の規定により専決処分し報告し

ます。

1枚めくっていただきまして、専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決事項、工事請負変更契約の締結について。令和2年度ラウネナイ川護岸改修（第2工区）工事。

変更の要因としまして、たび重なる吹雪の影響で現場内の排雪作業が増大したことと、休工による工程のおくれから下記2項の事項を変更したものでございます。

契約金額、当初契約金額6,820万円を第1回変更6,910万2,000円に。

工期、当初契約工期 令和2年10月12日から令和3年3月19日を、令和2年10月12日から令和3年3月26日に変更契約したものでございます。

令和3年3月1日

浦臼町 川畑智昭

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第1号 専決処分した事件の報告については報告済みといたします。

◎日程第6 議案第3号

○議 長

日程第6、議案第3号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案第3号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第13号）。

令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億8,387万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,996万9,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債の補正」による。

令和3年3月10日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第2表繰越明許費補正についてご説明申し上げます。8ページをお開きください。

1. 追加でございます。

2款1項、事業名、高度無線環境整備推進事業、金額1億2,500万円でございます。こちらは民設民営方式による光ファイバーの整備につきまして、現在事業者において設計中の段階であり、整備完了が令和3年度となることから設定するものでございます。

次に、5款1項、事業名、道営農地整備事業（経営体育成型）負担金、金額1,020万円でございます。こちらは道営農地整備事業晩生内地区の事業費の一部につきまして、国の令和2年度繰越予算及び補正予算による補助金の内示を受け、令和3年度において繰越事業として施行するため設定するものでございます。

次に、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。9ページをお開きください。

1. 追加でございます。

表中の期間欄に記載されております債務負担行為を設定する期間の区分に応じてご説明いたします。

まず、初めに、令和2年度から令和7年度の期間で設定する事項でございます。

浦臼町農産物処理加工施設ぶどうの丘恵彩館ジュース等製造施設に係る指定管理、浦臼町農産物処理加工施設ぶどうの丘恵彩館ブドウ果搾汁施設に係る指定管理、田園空間博物館石造り倉庫に係る指定管理、浦臼町米穀乾燥調製貯蔵等施設に係る指定管理、以上、四つの事項でございます。

これらにつきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日を指定期間とする5カ年の指定管理に係る設定となっております。限度額につきましてはそれぞれ基本協定書または年度協定書で定める額としてございます。

次に、令和2年度から令和3年度の期間で設定する事項と限度額を順に読み上げてまいります。

庁舎日直業務委託料、限度額245万6,000円、ホームページ保守業務委託料、限度額59万4,000円、ネットワーク機器等保守業務委託料、限度額223万3,000円、セキュリティクラウド保守業務委託料、限度額35万4,000円、戸籍電算システム保守業務委託料、限度額7万7,000円、番号制度関連保守業務委託料、限度額233万4,000円、全国町・字ファイル保守委託料、限度額14万3,000円、ごみ収集運搬業務委託料、限度額1,298万円、一般廃棄物最終処分場水処理施設維持管理業務委託料、限度額316万5,000円、町立診療所X線コンピューター断層撮影装置保守点検業務委託料、限度額61万9,000円。続きまして10ページをごらんください。町立診療所レセプトコンピューター保守点検業務委託料、限度額31万1,000円、町立診療所超音波診断装置保守点検業務委託料、限度額14万6,000円、町立診療所デジタル画像診断システム保守点検業務委託料、限度額58万1,000円、町立診療所X線透視撮影システム保守点検業務委託料、限度額124万1,000円、地理情報システム保守業務委託料、限度額70万円、鶴沼公園等管理業務委託料、限度額1,183万6,000円、町道等維持補修業務委託料、限度額1,150万円、外国語指導助手業務

委託料、限度額 5 2 0 万円、以上、1 8 の事項でございます。

これらの業務につきましては、令和 3 年度当初からの業務履行を可能とする必要があるため追加するものでございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたします。引き続き 1 0 ページをごらんください。

1. 追加でございます。

起債の目的、過疎地域自立促進特別事業、限度額 4, 2 4 0 万円でございます。本事業は過疎対策事業債のうちいわゆるソフト対策事業に充当する地方債として借り入れるものであり、限度額につきましては基本限度額の算定額と同額となっており、令和 2 年度におきましては財政力指数の低い市町村に対して加算配分される限度額超分の加算はございませんでした。

次に、同じく追加でございます。

起債の目的、減収補てん債、限度額 2 3 4 万 6, 0 0 0 円でございます。自治体の税収が下振れした場合に不足する財源を補てんするために発行が可能な地方債となっており、本年度に限り新型コロナウイルスの影響により地方消費税等補てん対象税目が拡大措置されているところでございます。

国からの譲与税や交付金の減収分が補てん対象となり、元利償還金の 7 5 % につきましては普通交付税により後年度に措置されるものでございます。

今回の地方債の補正に係る起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、両起債共通の内容となっております。

起債の方法につきましては証書借入、利率につきましては 6. 5 % 以内といたします。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法でございますが、政府資金についてはその融資条件によるものとし、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるものとするものでございます。

ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものといたします。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明を申し上げます。2 5 ページをお開きください。

なお、今回の補正予算の主な内容につきましては、不用額及び各事業の決算見込みに基づく精査、事業費の確定に伴うものでございます。

主なものについてご説明申し上げます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、補正額 1, 4 8 0 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。1 節報酬につきまして、会計年度任用職員の任用減によるものが減額の大きな要因となっております。

2 目財政管理費、補正額 2, 6 9 0 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。2 4 節基金積立金につきまして、過疎地域自立促進特別事業基金へ 5 0 0 万円、公共施設建設基金へ 2, 0 0 0 万円のほか、ふるさと納税の決算見込み額によりますふるさと浦臼応援基金への積み立てに必要となる予算を追加計上するものでございます。

3 目企画費、補正額 9 1 5 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。コロナ禍に伴う東京浦臼会等各種イベントの中止、地域おこし協力隊事業の減、移住生活体験住宅の運用中止に

よる不用額を減額するとともに、28ページの18節負担金補助及び交付金に係る定住促進住宅取得応援助成金の執行残が大きな減額の要因でございます。

27ページをごらんください。

8目諸費、補正額874万5,000円の減額でございます。7節報償費におきまして、ふるさと納税記念品、いわゆる返礼品に係る不用額を減額するとともに、18節負担金補助及び交付金につきまして、北海道より派遣を受けております職員に係る各種手当部分の派遣負担金として162万6,000円を追加するものでございます。

9目地方創生事業費、補正額862万円の減額でございます。30ページをごらんください。当目に係る減額につきましては17節備品購入費における入札減及び18節負担金補助及び交付金におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大のため本年度の開催が中止となりました、うらうす友だちマラニックの大会運営助成金の減額が大きな要因でございます。

29ページをごらんください。

2項1目職員給与費、補正額2,856万8,000円の減額でございます。2節給料につきましては特別職に係る独自削減実施分の減額、一般職の年度途中退職に伴う不用額をそれぞれ減額するとともに、4節共済費につきましては給料の減額に伴い生ずる各組合の負担金を不用額として減額するものでございます。

31ページをお開きください。

3款民生費、1項5目障害者福祉費、補正額889万8,000円の減額でございます。19節扶助費における障害児施設措置費、障害者医療費、障害者福祉サービス給付費、日常生活用具給付費に係る給付実績がそれぞれ減少したことに伴う合計746万7,000円の減額が大きな要因となっております。

2項5目児童福祉施設費、補正額249万2,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、認定こども園運営事業者に対する運営助成金を341万9,000円追加するとともに、同じく認定こども園運営事業者に対し交付しております施設型給付金の決算見込みに基づき100万円を減額するものでございます。

33ページをお開きください。

3項1目老人福祉総務費、補正額668万6,000円の減額でございます。通所型サービスA事業につきまして、コロナ禍に伴う事業の一時休止により給付費が減少したことから、12節委託料及び18節負担金補助及び交付金からそれぞれ不用額を減額するとともに、介護予防地域生活支援総合事業負担金につきましてもサービス利用者数の減に伴い18節負担金補助及び交付金より減額するものでございます。空知中部広域連合負担金の追加要因といたしましては、一般会計分及び障害者支援事業会計分につきましては予算の精査により減額となったものの、介護給付費の増加に伴い介護保険事業会計分の負担金が増となったことにより広域連合負担金として全体として11万4,000円を追加するものでございます。

2目後期高齢者医療費、補正額678万5,000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する療養給付費負担金を535万7,000円減額するとともに、27節繰り出し金につきまして、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を当該特別会計の決算見込みに基づき142万8,000

0円を減額するものでございます。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額408万5,000円の減額でございます。

35ページをお開きください。

12節委託料におきまして、乳幼児等歯科健診に係る受診者増に伴い委託料を追加するほか各種健診に係る受診者減やインフルエンザワクチンの任意接種等を初めとする予防接種者数の減少に伴い不用額をそれぞれ減額するものでございます。14節工事請負費に計上しております超低温フリーザー用電源設置工事につきましては、一般会計補正予算第11号におきまして修繕料にて予算計上いたしました新型コロナウイルスワクチン保管用冷凍庫に係る専用電源の敷設経費を国庫補助事業の対象とするため10節需用費のうち修繕料より組みかえるものでございます。

2項2目し尿処理費、補正額258万円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、合併処理浄化槽の設置実績に基づき当該設置整備事業補助金の執行残を減額補正するものでございます。

37ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項11目基盤整備推進費、補正額1,020万円の追加でございます。道営農地整備事業経営体育成型晩生内地区の事業につきまして、国の令和2年度繰越予算及び補正予算による補助金の内示を受けたことにより、令和3年度において繰越事業として施行するため当該事業に係る負担金を18節に追加計上するものでございます。金額につきましては先ほどご説明申し上げました繰越明許費の翌年度繰越額と同額となっております。

39ページをお開きください。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額893万3,000円の減額でございます。地域活性化事業補助金につきましては北の龍馬まつりがコロナ禍に伴い中止となったことによる減額となっており、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施いたしました町内消費活性化事業補助金、商工業者持続化支援金、商工業者感染防止対策支援事業補助金の3事業につきましては、事業量の減少に伴い執行残としてそれぞれ減額するものでございます。

2目観光費、補正額800万円の減額でございます。12節委託料につきましては、当町観光大使であります白子ねえさんによるPRイベント等がコロナ禍により中止となったため、当該委託料を減額するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、本町の主要なイベントであります浦臼夏の味覚祭り及び浦臼産ぼたんそば新そば収穫祭イン浦臼が新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて中止となったことにより減額となっております。

7款土木費、1項4目除雪対策費、補正額617万円の追加でございます。12節委託料におきまして、今冬の大雪に伴い除雪車両の出動回数が増加し、主に燃料費及び機械借上料に係る手数料の見直しが必要となることから、所要額を追加計上するものでございます。

2項2目河川維持費、補正額1,508万5,000円の減額でございます。14節工事請負費におきまして、聖園川改修工事に係る執行残を減額するとともに、本年度の工事施工を見送りましたトレシップタウンナイ川河床整備工事に係る予算を全額減額とするも

のでございます。

3項1目住宅管理費、補正額84万5,000円の追加でございます。公営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る管理業務委託料につきまして、今冬の大雪に伴い除雪に係る業務量が増加し、委託設計の変更が必要となることから所要額をそれぞれ追加計上するものでございます。

2目公営住宅整備費、補正額987万7,000円の減額でございます。本年度実施いたしましたひばり団地建替事業に関連する業務委託及び工事請負並びにスパーク・21外部改修工事に係る執行残をそれぞれ減額するものでございます。

41ページをお開きください。

8款消防費、1項1目消防費、補正額2,385万8,000円の減額でございます。12節委託料、14節工事請負費、17節備品購入費につきましては浦臼消防団本部建替事業の完了に伴い工事管理業務委託料、建築等工事請負費、施設備品購入費に係る執行残をそれぞれ減額するものでございます。

18節負担金補助及び交付金におきましては、砂川地区広域消防組合に係る負担金を235万6,000円減額計上してございますが、予算執行額の精査のほかコロナ禍に伴い消防演習等が中止となったことによる、消防団運営経費の減額が主な要因となっております。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額891万4,000円の減額でございます。12節委託料に係る学校情報機器保守業務委託料につきまして、タブレット端末等の導入完了に伴い保守契約月数が予算計上時より減少したことにより減額となったこと及び17節備品購入費に係る家庭学習通信機器につきましてはタブレット端末の運用に当たり通信環境が未整備の家庭向けに無償貸与するモバイルルーターの購入台数を精査したことに伴い減額となったことが大きな要因となっております。

2項1目小学校費学校管理教育振興費、補正額251万5,000円の減額、43ページ、3項1目中学校費学校管理教育振興費、補正額234万2,000円の減額につきましては、両校の予算執行額の精査により減額となるものでございますが、主なものとしたしましては12節委託料におきまして、学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務委託料に係る執行残を小中学校それぞれ減額するほか、17節備品購入費におきまして、教職員用パソコンの購入費をそれぞれ追加するものでございます。

4項1目社会教育総務費、補正額213万円の減額でございます。幼児教育、青少年教育、成人、女性教育事業の各事業につきまして、コロナ禍に伴い中止や開催回数が減少したことによる減額が主な内容となっております。

45ページをお開きください。

5項3目学校給食費、補正額1,437万9,000円の減額でございます。減額の主な内容としたしましては、12節委託料に係る学校給食運搬業務委託料につきまして、運搬業務に従事する人工数の設計精査に伴う執行残、48ページに記載がございます17節備品購入費に係る学校給食車購入費の執行残、18節負担金補助及び交付金に係る奈井江浦臼町学校給食組合負担金及び組合解散後の砂川市に対する学校給食負担金の執行残をそれぞれ減額するものでございます。

引き続き、47ページをごらんください。

1 1 款公債費、1 項1 目元金、補正額4 0 万3, 0 0 0 円の追加でございます。2 2 節償還金利子及び割引料におきまして、借り入れ後1 0 年を経過いたしました平成2 1 年度債が利率見直し時期を迎え、借入時より比率が低下したことに伴い償還元金部分が増となることから追加計上するものでございます。

1 項2 目利子、補正額2 0 9 万7, 0 0 0 円の減額でございます。2 2 節償還金利子及び割引料におきまして、平成2 1 年度債の利率見直しに係る償還利子、繰上償還に係る利子の確定に伴い減額するものでございます。

歳出合計1 億8, 3 8 7 万円の減額でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。1 1 ページをお開きください。

歳入につきましても、額の確定及び決算見込み等に伴う補正が主な内容となっておりますので、主な部分についてのみご説明申し上げます。

1 款町税、1 項1 目町民税個人分、補正額1, 2 2 2 万9, 0 0 0 円の追加でございます。均等割につきましましては、賦課実績におきまして納税義務者数が当初見込みを上回ったことに伴い追加するものであり、所得割につきましましては農業所得の増及び予算計上時見込み収納率からの収納率向上分に係る追加計上となっております。

1 項2 目町民税法人分、補正額2 8 2 万4, 0 0 0 円の追加でございます。法人からの申告納付額の増加に伴う法人税割2 8 1 万3, 0 0 0 円の追加が主な内容となっております。

2 項1 目固定資産税、補正額1, 7 6 1 万円の追加でございます。土地家屋償却資産につきましまして賦課実績と見込み徴収率に基づき追加計上するものでございますが、主な要因といたしましては、償却資産分におきまして当初予算計上費で約6 2 %課税額が伸びたことによるものでございます。

4 項1 目町たばこ税、補正額2 5 9 万9, 0 0 0 円の追加でございます。町内におけるたばこ販売本数が増加し、予算見込み額を上回ったことに伴い追加計上するものでございます。

6 款地方消費税交付金、1 項1 目地方消費税交付金、補正額9 5 0 万円の追加でございます。社会保障4 経費、その他社会保障施策に充当すべきものとされております社会保障財源分が大きく伸びたことによるものでございます。

1 3 ページをお開きください。

9 款地方交付税、1 項1 目地方交付税、補正額1, 5 0 0 万円の追加でございます。特別交付税1 2 月交付分におきまして、避難所対策に要する防災関係経費が算定対象となったことに伴い、前年度比で増となったこと及び3 月交付分の交付見込み額を考慮し特別交付税を追加計上するものでございます。

1 2 款使用料及び手数料、1 項4 目土木手数料、補正額2 5 9 万7, 0 0 0 円の減額でございます。

1 5 ページをお開きください。

公営住宅使用料につきましまして、入居者数の減に伴い家賃が減額となったことによること大きな要因となっております。

1 3 款国庫支出金、1 項1 目民生費国庫負担金、補正額4 9 2 万2, 0 0 0 円の減額で

ございます。2節障害者福祉費負担金におきまして、障害者自立支援給付費、障害者医療費、障害児施設措置費に係る給付費がそれぞれ減少したことに伴い、国庫負担分2分の1相当額の合計300万7,000円を減額するとともに5節児童福祉費負担金におきまして、認定こども園に在園の園児数の減に伴い施設型給付費が減額となったことから、国庫負担分237万1,000円を減額するものでございます。

なお、これらに関連する歳入といたしまして、道費負担分につきましても同様の理由により後段の14款道支出金にて減額補正するものでございます。

2項1目総務費国庫補助金、補正額404万3,000円の追加でございます。1節総務費補助金に係る地域内リーダー系統確保維持補助金につきまして、国の第3次補正予算による補助金の第2次配分があったことから交付決定額にあわせて追加計上するものでございます。また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る第3次配分の通知を受け、地方創生臨時交付金配分総額にあわせて、こちらも追加計上するものでございます。

17ページをお開きください。

5目土木費国庫補助金、補正額663万円の減額でございます。1節住宅費補助金につきましては、ひばり団地建替関連工事の入札減等事業実績額にあわせて社会資本整備総合交付金を406万円減額調整するものでございます。2節道路橋梁費補助金に係る社会資本整備総合交付金につきましては、除雪対策部分の交付額確定に伴い257万円を減額するものでございます。

19ページをお開きください。

14款道支出金、2項1目総務費道補助金、補正額737万4,000円の追加でございます。地域づくり総合交付金につきまして、鶴沼公園再整備事業620万円の追加、公共施設照明LED化工事に係る追加配分130万円の追加、在宅精神障害回復者社会復帰支援事業12万6,000円の減額によるものでございます。補助率は対象経費の2分の1となつてございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額949万円の追加でございます。こちらにつきましては、各種農業関係補助事業の事業費確定に伴う追加と減額の精査となつてございますが、主な要因といたしましては道営土地改良事業促進費補助金892万5,000円の追加となつてございます。当補助金につきましては、先ほどご説明申し上げました繰越明許費補正における道営農地整備事業経営体育成型晩生内地区に係る負担金の財源となるものでございます。

15款財産収入、2項1目不動産売払収入、補正額116万2,000円の追加でございます。分収造林地に係る保育間伐による間伐材の立木売払収入となつてございます。造林地所有者分の収益分収額につきましては売払代金の50%となつてございます。

16款寄付金、1項1目一般寄付金、補正額111万9,000円の追加でございます。本年度に採納いたしました一般寄付金3件分を追加計上するものでございます。

21ページをお開きください。

18款諸収入、3項2目雑入、補正額114万7,000円の追加でございます。各種事業に係る負担金参加料及び町公式ホームページにバナー広告料等の決算見込みや確定に伴う追加または減額が主な内容でございます。

4 項 3 目鉄道施設撤去受託事業収入、補正額 7, 1 3 1 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。J R 札沼線の廃止に伴い鉄道施設の撤去について町が受託するものでございますが、撤去費用の積算等のため本年度において外部委託いたしました調査設計業務委託の財源となる J R 北海道からの委託金を計上するものでございます。調査設計業務委託の契約額と同額となっております。

1 9 款町債、1 項 2 目土木債、補正額 2, 5 2 0 万円の減額でございます。橋梁、舗装の長寿命化関係、道路改良舗装関係及び河川改修関係事業に係る事業費の確定に伴いそれぞれ起債額を減額精査するものでございます。

2 3 ページをお開きください。

3 目消防債、補正額 2, 2 5 0 万円の減額でございます。浦臼消防団本部建替及び令和 2 年度分デジタル防災行政無線更新の事業費確定に伴いそれぞれ起債額を減額精査するものでございます。

6 目総務債及び 7 目減収補てん債につきましては、今回補正予算において追加いたします地方債、過疎地域自立促進特別事業債並びに減収補てん債をそれぞれ新規計上するものでございます。

2 0 款繰入金、1 項 1 目基本財産繰入金、補正額 3 億 1, 3 7 0 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。財源調整に伴う財政調整基金への繰り戻し 3 億 2, 1 0 4 万 1, 0 0 0 円、ふるさと浦臼応援基金充当事業の事業費確定に伴う基金からの繰り入れ 8 1 5 万円の追加、札沼線代替交通関連事業費の確定に伴う当該基金への繰り戻し 2 0 1 万円、新たな森林経営管理制度に基づく森林所有者意向調査業務委託の財源とするため森林環境譲与税基金からの繰入金 1 2 0 万円の追加をそれぞれ計上するものでございます。

2 1 款法人事業税交付金、1 項 1 目法人事業税交付金、補正額 6 0 万円の追加でございます。法人課税の見直しにより地方法人特別税、地方法人特別譲与税制度の廃止に伴う法人住民税、法人税割の減収分の補てん措置として創設された交付金となっており、法人事業税の一部について都道府県から市町村へ交付される制度となっております。本年度が交付初年度となり交付見込み額を新規に計上するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の 1 億 8, 3 8 7 万円の減額でございます。

以上が、議案第 3 号 令和 2 年度浦臼町一般会計補正予算（第 1 3 号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議 長

これより、質疑を行います。議事の進行上、歳出から進めたいと思います。予算書の 2 5 ページをお開きください。

1 款議会費から、3 6 ページ、4 款衛生費まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

3 2 ページ、認定こども園運営助成金で 3 4 1 万 9, 0 0 0 円の追加についての理由をひとつ聞きたいと思います。

それから、もう一点、3 6 ページ、予防費の中で超低温フリーザー用電源設備工事で 1 2 万 5, 0 0 0 円を計上していますが、これ今回のワクチンの関連だと思ふんですけど

も、先日もどっかでタコ足だけで廃棄しなければいけない状況もあったわけですが、これは例えば低温になったりしたようなときでもちゃんと対応できるような設備にしたのかどうかお伺いしたいと思います。2点。

○議長

答弁をお願いします。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

柴田議員の質問にお答えいたします。

認定こども園運営助成金につきましては、入園児童が予算のときとっていた人数より大幅に入園する子供が減ったことによりまして、施設型給付費が減少したことによることと、令和元年までは町職員2名、みどり幼稚園にいた保育の先生2人を派遣していたんですが、それを町で負担していたんですが、その派遣がなくなったことによりまして、2名分を認定こども園の方で人件費負担しなければならなくなったことによりまして、赤字がふえまして、その分を助成するものでございます。

以上です。

○議長

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

2番目の超低温フリーザー用電源設置工事につきましては、先般報道などでタコ足配線によるフリーザーの稼働がうまくいかなかった、温度調整がうまくいかなかったというようなことがありましたけれども、今回町においては専用のブレーカーを設置するような工事としてここに計上しておりますので、ご心配はないかと思えます。

○議長

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

特別に設置したのはOKなんですけれど、例えば非常に停電になったとか急に電源切れたような状況はないとは仮定しますけれど、何があるかわからないので、そんなことがないような設備として整えられたのかどうかです。

○議長

答弁をお願いします。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

ただいまの質問に関しましては、浦臼町立診療所自体が非常用電源の設備がございません。なので停電になった際にフリーザーだけでなく診療所全体の電気が落ちるといような状況になります。

今般のコロナワクチン接種事業の関係でその非常電源を設ける、設けないというあたりが交付要綱に現在入ってきつつあるというのでしょうか、今検討段階と考えていますので、国の方の交付要綱がしっかりと出された段階で非常電源も認めるということになりましたら、またそのあたりで検討したいと思っておりますが、現状の予算上では非常用電源ということではまだ見込めていないのが現状です。

○議長

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

国の方針の中で、非常用は示されていないということらしいですけれども、町の対応として独自にそういう非常用電源でもあるわけですから、やろうと思えば必要なのではないかなと思うのですが、町長、どうです。

○議長

答弁をお願いします。

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

今回のワクチンの関係につきましては、人のワクチンということもございますので、停電時、だめなことにならないように非常用の発電機をいざというときは敷設するという考えであります。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

35ページ、4款2項2目し尿処理費なんですけれども、合併処理浄化槽設置事業ということで258万円の減額になっておりますが、本年度は何軒の家庭で合併処理浄化槽を設置したのか、見込みと実際の軒数を教えてください。

○議長

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

ただいまの質問にお答えいたします。

予算をとるときにおきましては、7人槽を5基分で予算を見ていたのですが、今年度の実績につきましては、10人槽1基ということでこちらの金額の減となっております。

以上です。

○議長

ほかに質疑ございませんか。

[[なし]という人あり]

○議長

では、次に37ページ、5款農林水産業費から最後まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

40ページ、住宅費、住宅管理費でお尋ねをいたします。

委託料でもって84万5,000円が計上されており、今回の今年度における大雪対応ということであります。

最近の見ようの中では、それまでの雪庇等についての対応をあわせたものがこの金額かなと思いますが、今もっても留守宅についての積雪、屋根からベランダ等にかけてつながった形で現状ある入居者のいない住宅がありますが、それらについても住宅管理上好まし

くないと考えるところですが、現状そうした部分についての対応はこの中に入っていないのか、入っているのか、これからの中での対応をする予算とあわせ持ったものとして考えてよろしいですか。

○議長

答弁をお願いします。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えします。

空き家の多くは、今ひばり団地という形になっておりまして、随時移転をするということで、この委託料の中に屋根の雪おろし等は含まれておりません。直営で建設課の職員で屋根の雪をおろしているということになっております。

以上です。

○議長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

重ねてですが、職員による手当でも適切というか仕事の配分を見ながらそうした空き家についての対応だと思います。

現状、かなり雪の重量も増してくる中であって、破損事故のないような対応に心がけていただきたいと思いますが、その点でよろしいでしょうか。

○議長

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

そこら辺は十分パトロール等をして、気をかけているようにしております。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

42ページ、水防費、次亜塩素酸水生成機設置工事の減額なんですが、中身を教えていただければと思います。

それと、もう一点は、最後のページの学校給食の関係で、奈井江浦臼学校給食組合が昨年夏で解散という形になるんですが、現在、今の組合の建物とかですね、今後のその取り扱いについてはどのようにしているかということをお聞きしたい。

○議長

答弁をお願いします。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

静川議員の1点目のご質問にお答えします。

水防費の工事請負費300万円の減額の内容でございますけれども、こちらにつきましては新型コロナウイルス地方創生臨時交付金の配分を受けたときに、次亜塩素酸水の生成

装置を設置する工事として計画いたしましたものでございまして、その後、次亜塩素酸水の効果等に疑義が生じ、基本的には消毒用には向かないということで、工事請負費に計上した300万円全額を減額するものとなってございます。

以上です。

○議長

上嶋局長。

○教育委員会事務局長（上嶋俊文君）

静川議員の2点目のご質問にお答えいたします。

奈井江浦臼学校給食組合の旧施設につきましては、年度途中での組合解散となったことから、現状はそのまま維持保存している状態でございます。これにつきましては浦臼町につきましては解体に係る経費を負担するべきものとして、奈井江町に問いかけてはいるんですけれども、奈井江町につきましてはいましばらく現状で置いておくような考えがあるようでございますので、現状はそのまま置いてあるような状態でございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

41ページで消火費であります。委託料の14節の工事請負費であります。総額で1,900万円、非常に大きな金額だと思いますが、見積もりそもそもが高かったのか、極端な工事で不要な部分があったのか、浅い見積もりの上で価格が安くなったのか、そこら辺について要因とするものを説明願いたいと思います。

○議長

答弁をお願いします。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

消防の本体建築工事につきましては、入札差金がそれほどなかったんですが、関連する電気機械の設備工事費がその入札差金があったということとなっております。

以上です。

○議長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

決算でも絡むかもしれませんが、端的に言って、適正な見積もりだったのかどうなのかということが、言ってみればまた問われる中身になるのかなと。非常に金額が大きいだけに、今電気、それから機械等、建物も含めてですが、そんなにそんなに落とせるもののかなと、こういう設備の部分は手仕事を含めて大きいから、そうしたところでは適正な見積もりだったのかどうなのかということが改めて問われるかなとは思いますが、余りにも金額が大きいだけにちょっとより正確なことが必要なんだろうとも思います。

決算時にあってもさらにお聞きすることになるかと思っておりますけれども、例えば今言った

設備や機械の分で今私自身もどのくらいかというのはわかりませんが、何割も落ちたと理解されざるを得ないですけれども、そういうことでしょうか。

○議長

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

今ちょっと資料がないので、正式なお答えはできないのですが、何割もということではないと思っております。大体平均で5%から7%前後の入札率だと思っております。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

それでは、次に歳入に入ります。11ページをお開きください。

歳入全款にわたり質疑を受けます。質疑ありませんか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

11ページのところで、固定資産税の中での現年課税分として1,761万円追加ということになっておりまして、先ほどの説明によると償却資産がふえたということなんですが、これについての、なぜここまでになったのかの経緯をちょっとお知らせ願いたいなど。

○議長

答弁をお願いします。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

ただいまの質問にお答えいたします。

具体的には、何がという部分は明確には言えないのですが、一つの要因としては太陽光パネルの関係の建設が多くありましたので、そこの部分を見込んでいなかった部分でふえた部分によるものが主な原因と思っております。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

それでは、歳入、歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第3号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算(第13号)は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩いたします。再開を11時20分にいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分

◎日程第7 議案第4号

○議長

日程第7、議案第4号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○くらし応援課長(中田帯刀君)

議案第4号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,836万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,157万8,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月10日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正予算につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございますので、主なもののみ説明申し上げます。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費1,939万2,000円の追加でございます。主に財政調整基金積立金の増でございます。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費2万1,000円の減額でございます。

2 款1 項1 目空知中部広域連合納付金96万円の減額でございます。

4 款保健医療費、1 項1 目特定健診事業費4万8,000円の減額でございます。

歳出合計1,836万3,000円の増額でございます。

続きまして、歳入について申し上げます。6ページをお開きください。

1 款1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税557万9,000円の追加でございます。

2 目退職被保険者国民健康保険税8万9,000円の追加でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。

3 款 1 項 1 目繰越金 1, 4 0 9 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。

4 款 2 項 4 目過年度収入 3 6 4 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。令和元年度の空知中部広域連合分賦金の確定に伴う返還金でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 5 1 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。分賦金の確定に伴う減額でございます。

2 項 1 目基金繰入金 4 5 1 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。令和元年度分の分布金返還金等がございましたので、基金からの繰り入れを減ずるものでございます。

歳入合計、歳出と同じ 1, 8 3 6 万 3, 0 0 0 円の増額となっております。

以上が、議案第 4 号の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○ 議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○ 議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○ 議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 4 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○ 議 長

起立全員です。

したがって、議案第 4 号 令和 2 年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 8 議案第 5 号

○ 議 長

日程第 8、議案第 5 号 令和 2 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○ ぐらし応援課長（中田帯刀君）

議案第 5 号 令和 2 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 2 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ110万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,793万9,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月10日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正予算につきましては、決算の見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費5 7 万7, 0 0 0 円の減額でございます。 2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金5 3 万円の減額でございます。

歳出合計1 1 0 万7, 0 0 0 円の減額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。6 ページをお開きください。

1 款1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料8 万2, 0 0 0 円の減額でございます。

2 目普通徴収保険料4 0 万3, 0 0 0 円の減額でございます。

3 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金1 4 2 万8, 0 0 0 円の減額でございます。

5 款1 項1 目繰越金7 1 万1, 0 0 0 円の追加でございます。

7 款1 項1 目国庫補助金9 万5, 0 0 0 円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ1 1 0 万7, 0 0 0 円の減額となっております。

以上が、議案第5号の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○ 議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○ 議 長

起立全員です。

したがって、議案第5号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第6号

○議 長

日程第9、議案第6号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第6号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ7万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,210万4,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和3年3月10日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

内容についてご説明申し上げます。

まず、初めに、繰越明許費についてご説明を申し上げます。6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費。1.追加。表に記載のとおりでございますが、事業名、石狩川流域下水道事業、金額2万4,000円。これは石狩川流域下水道奈井江浄化センター汚泥貯水槽攪拌機更新工事において、2度の入札で不落が生じ、設計内容の見直しに不測の時間を要し、年度内に完成が見込めないため、工期等を繰越事業として設定するものでございます。

次に、債務負担行為の説明について申し上げます。同じく6ページをごらんください。

第3表、債務負担行為。追加事項としまして、マンホールポンプ所管理業務委託料、期間は令和2年度から令和3年度まで。限度額153万3,000円でございます。

内容につきましては、浦臼地区4カ所、鶴沼地区1カ所のマンホールポンプ所の管理業務を円滑に行うためでございます。

次に、歳入歳出についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和3年4月1日から実施します企業会計へ向けての打ち切り決算となります。

歳出からご説明いたします。9ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費8万円の減額でございます。各節とも執行残によるものでございます。

2目下水道建設費22万7,000円の減額でございます。石狩川流域下水道事業負担金の減額によるものでございます。

3目下水道維持管理費55万8,000円の減額でございます。12節委託料、14節

工事請負費、18節石狩川流域下水道負担金の確定によるものでございます。

2款1項1目元金78万円、2目利子8,000円の増額でございます。22節償還金利子及び割引料において借入条件の変更による増額でございます。

歳出合計7万7,000円の減額でございます。

以上が、歳出でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。7ページをお開きください。

1款1項1目受益者分担金20万5,000円の追加でございます。受益者分担金2戸分の追加でございます。

2款1項1目下水道使用料122万円の追加で、内容といたしましては使用料増加分119万3,000円、使用料滞納繰越分2万7,000円の追加でございます。

3款1項1目一般会計繰入金187万7,000円の減額でございます。一般会計繰入金につきましては歳入歳出決算による減額でございます。

4款1項1目繰越金116万9,000円の追加でございます。繰越金につきましては令和元年度の歳入歳出決算によるものでございます。

5款1項1目雑入30万6,000円の追加でございます。令和元年度石狩川流域下水道事業負担金の精算によるものでございます。

6款1項1目土木債、2目公営企業会計適用化事業債がそれぞれ30万円ずつ計60万円の減額でございます。石狩川流域下水道事業負担金の減及び公営企業会計適用化支援業務の入札先による減額でございます。

歳入合計、歳出と同じ7万7,000円の減額でございます。

以上、議案第6号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

6ページの繰越明許費の補正の石狩川流域下水道事業2万4,000円、もう一度ちょっとわかりやすく説明していただけますでしょうか。

○議長

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

今石狩川流域下水道浄化センター、奈井江町にあるのですが、そこが北海道の工事で町村から負担金を徴収して、建設工事をやっているんですが、その中で汚泥貯留槽攪拌機更新工事ということで入札を行ったんですが、その2度の入札で不落となりまして、今年度いっぱい工期で間に合わないということで、その工事の負担金部分の2万4,000円を来年度以降に繰り越すということになっています。

以上です。

○議長

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

その工事費が 2 万 4, 0 0 0 円という理解でいいのでしょうか。

○ 建設課長（馬狩範一君）

はい。

○ 議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 6 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○ 議 長

起立全員です。

したがって、議案第 6 号 令和 2 年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 1 0 議案第 7 号

○ 議 長

日程第 1 0、議案第 7 号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横井課長。

○ 産業振興課長（横井正樹君）

議案第 7 号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、消費税率改正に伴う経費の増額を考慮し、浴場使用料の上限額を見直すものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の 1 ページをお開きください。

別表中の「浴場使用料」の次に「上限額」を加え、大人 1 日 6 0 0 円、子供 1 日 3 0 0 円に改めるものでございます。

議案書 8 ページにお戻り願います。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第7号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

この条例の改正によって、4月から温泉の入場料が、これによりますと大人で600円と入湯税が別になるということは、600円以上に現行の410円からなるということではよろしいですか。

○議長

答弁をお願いします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

あくまでも上限額が600円ということですので、その範囲内で指定管理者が決めていただくということになっております。

4月1日からの金額については、今回の議会終了後調整して決定していくものと思っております。

以上です。

○議長

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

たとえ上限額にはならないとしても、この条例を改正したということは、いつでも600円以上の入場料になるかもしれないというところで、今現在近隣でも一番安い金額410円ということで皆さんに来ていただいているところもあると思いますので、施設を改修したわけでもないし、サービスを向上するわけでもないのに値上げをするということで、利用者の理解が得られるかどうかというところで、私はそうは思わなくて、やはり客離れが進むと思うんですね。

それで、長期的に見て、これがこの指定管理者の経営の改善には寄与しないと思うので、別の方法を考えるべきだと思います。

例えば、前、浦臼町で温泉券などを町民の方に来ていただくように、そういうものを発行したりしました。

やはり、利用者の方に負担を求めるとするのは温泉を改修してから上げるということではないと、結果的に見ていい結果になると私には思えないんですけど、いかがですか。

○議長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

使用料の見直しについては、消費税が変わったときから施設管理者とも協議しております。今回、今このタイミングでというところから出させていただいております。

それと、お客様、町民の方の使用につきましては、また別の話だと思imasので、例えば温泉券を配るとかというのは、またちょっと別の事業なのかなと思imas。それは今後検討させていただきたいと思imas。

以上です。

○ 議 長

ほかに質疑ありませんか。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

近隣、近傍から見て、600円と設定しながら、あとは今お答えになった経緯をたどると思うんですが、私も今の状況でランドデザインも検討する中であって、それが3年か4年かという時間もあるかと思うんですが、施設が変わらない時点でのこうした見直しというのは、やっぱり経営上、僕はマイナスだと考えています。それは前段の意見とお答えの中に聞き取ることといたします。

入湯税にかかわって、今10円ということであります。消費税はお客さんからの400円の内税ですから、それを消費税として経営者は払うと。入湯税についてはオンされるわけです。

それで、小学生以下、こっちは中学生以上に対しての入湯税ということになっています。これがその協議をする過程の中で新年度からの入湯税について、どこがどう決めて、どう執行されるのかというのがわからないので、お尋ねをしたいと思います。

よしんば600円になったとして10円の入湯税もあり得るし、20円、15円という、そういう入湯税もあろうかと思imasますが、そうしたところのはどうなりますでしょうか。

○ 議 長

答弁お願いします。

横井課長。

○ 産業振興課長（横井正樹君）

入湯税につきましては、今回の見直しのところにはかかってきておりません。あくまでも浴場の使用料の上限額を設定したとか変更したという条例の改正になっておりますので、入湯税の方につきましては税の方で決まっておりますので、我々のところで入湯税を変更するというような考えは今のところありません。

なので、今後設定していくであろう金額には入湯税が含まれているというか、今のところの状態で行くと10円オンされた形の金額になる。例えば入場料が450円であれば浴場の使用料としては440円の設定がされていて、入湯税が10円というような設定になっていくのかと。入湯税についてはいじるつもりはありません。

以上です。

○ 議 長

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

そういった考え方ではそのとおりでと思imas。

改めて町に伺います。入湯税についてその審議は今出されていないので、よしんば600円となったときにも入湯税は10円と、そういう理解でよろしいんですね。

○ 議 長

中田課長。

○ 暮らし応援課長（中田帯刀君）

入湯税については、日帰りですと40円になっていますので、現在の410円は370円が使用料で、税は40円で410円になっていると思います。

○ 議 長

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

そうしたら、前段の今まであった条例の解釈が間違っていたことになりそうですけれども、これは400円とするというのが前段の条例ではないんですか。それを360円で入湯税を差し引きしながら410円が370円という話になると、今の条例の執行の仕方が違ってきますよ。

○ 議 長

答弁どうですか。

横井課長。

○ 産業振興課長（横井正樹君）

今回のこの条例改正するときに文言の整理をさせていただきましたが、改めて上限額と加えさせていただきまして、我々の考えの中でも今まで400円というのを上限額と考えておきまして、そこに360円という設定の、それと40円の入湯税がオンされていたというところで、今回改めてきちんと使用料については上限額と文言を整理させていただいて、例えば入場料が400円であれば入湯税が400円オンされるので440円になるという、今回の条例の改正で文言を整理させていただいたと考えております。

以上です。

○ 議 長

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

私もこのところがわからなくて、事務局にも条例でどこにどうなっているかというのを尋ねて、時間が過ぎていることだったんですけども、明らかに旧の部分は、入湯税は別に利用者の負担とすると、こうなっているんですね。それが410円だということは、だけど私も150万円からの年間入湯税があるわけだから、10円でそれだけになるのかなという疑問はあったんですが、いつの時点で、それでは370円が入浴料で40円が入湯税となっていたのかな、ちょっと時間的な経緯で、そこをちょっと正確にしてもらえるかな。

○ 議 長

横井課長。

○ 産業振興課長（横井正樹君）

資料がないといいますか、今ではちょっとわからないので調べさせていただきますけれど。

○ 議 長

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午前 11時55分

○議長

ただいまから、昼休憩といたします。午後1時30分から再開といたします。よろしく
お願いいたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時30分

○議長

それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

ご質問にお答えいたします。

現状の管理条例の中で、第7条で使用料を定めておりました、使用料を納付しなければ
ならないとしております。

第8条で使用料の設定ということで、第7条で設定した使用料の範囲内で指定管理者が
定めるとしてございまして、現状平成26年の4月1日から消費税8%に変わったときに
410円にしておりますが、内容としては使用料が370円で入湯税が40円という内訳
で現状410円をお客様からいただいているという状況になっているということです。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

ただいま、消費税の上げる時点でのそのタイミングを見ながら決められたということに
なります。

そもそも入浴料、それから町が定める地方税法での市町村がやるべく課税額についても
あわせ持った価格として入浴者は払っていくこととなります。小学生以下ですとうちの町
の場合だと入湯税を求めていると。

私は思うんですが、消費税を含めて業者さんが入場料に市町村税も含めて入湯税も含め
て価格設定をするというお客さんに対してわかりやすい明示の仕方の中身からいえば、業
者さんが絡み、守っていると。

基本的に、私が考えるのは、意見もあわせてだけれど、大きな改修があればその時点で
の引き上げというのは当然あり得る話だろうなど。

それから、近郊、近傍の市町村がどういう施設でどういう価格体系をとっているのかと
いうのも参酌するものだとも思います。

今後は当事者との協議の中で決まっていくものだと思うのですが、考え方の一つとして、
私もおふろ好きですから入りますが、今の時点は小学生だけ入湯税を取っていないだけ

れども、高齢者に対しては例えば深川市の高原の上の方、まあぶ、ここが高齢者には税、取っていないですよ。だから高齢者は安いんですよ。

それから、当別町のふくろふ乃湯だったか、そこも定額料金、高齢者は優待していると。優待というよりも町が高齢者に対しては税を求めている。

ちょっとそういう入るときの煩雑さはあるんだけど、そうしたことも含めて、町はやっぱり考えていく必要があるだろうと。高齢者の健康維持、好む人、好まない人いらっしゃるけれども、とりわけ入場される方に対してそうしたこともやっぱり拡大して町がここは入湯税要りませんよとなれば、今の価格でも400円が上限になると。

せっかく出された条例だから、それが通ったとしても450円としたときに410円がいいですよ。高齢者の場合はね。そういう価格設定もあり得るのかなと私は思いますし、提案も含めて質問をすれば、そうしたこともあるけれども、どうですかという質問になりますが、入湯税の議論では今ないけれども、お客さんが来るときにはやっぱりそういうお支払いする金額そもそもがどうだということの見方をするから、そうしたことも含めた検討があって、今指定管理を起している業者さんとの間では適正な価格が設定されることを期待するし、考え方として私が述べたことについてどうお考えになるかお答えをいただきたいと思います。

○ 議 長

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたしますけれど、指定管理者の方から相談が昨年ありまして、今600円という金額で提案させていただいておりますけれど、実際にお話がありましたのは本当に数十円ということで協議できないかということでお話があったのがきっかけです。

条例的には大きな金額で表示しておりますけれど、本人も当然近傍の金額等は知っておりますし、施設の現状もわかっておりますので、それほど大きな値上げをしようとは一切考えているふうでもありませんし、そのあたりも含めまして、今後担当者と進めていきたいと思っておりますので、金額的なところはご理解をいただきたいと思います。

今後半にお話しをされました高齢者への優遇といいますか、支援措置につきましては今初めてちょっと聞いたところもありますので、今後これも含めまして検討をさせていただきたいと思います。

○ 議 長

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

今の町長のお話ですと、数十円の値上げでということであれば、現行の条例の中で440円というのが最高に取れると思うんですけども、それで十分ではないかと。改正しなくても済むのではないかと考えますが、それは正しいですよ。440円まで取れますよね。

○ 町長（川畑智昭君）

440円と限ったお話ではありませんので、金額的なことは最終的にはこれから進めさせていただきたいと思いますので、ある程度余裕を持った形での提案にさせていただいて

おります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

まず、本案に反対する反対意見の発言を許します。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

私は、浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申します。

施設の改修やサービスの向上がないままの値上げについては、私は賛成することはできません。

現行の条例のままで消費税率の改正によつての値上げもカバーできると思いますので、今条例を改正する必要性を感じないので、今回の条例の改正については反対いたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。賛成討論ありませんか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

私は、今回の条例の提案について、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

国の状況から見て、消費税は既にもう10%になって数カ月もたっているわけなんですけれども、その間において温泉も仕入れの面でも10%で対応している中、ずっと平成26年の8%、現状で経営しているわけなんですけれども、そこら辺の2%の差額ということも考えまして、余り大きな増額とはならないかと思ひますけれども、今回の条例に対してはやむを得なしという考えから、賛成といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第7号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

○議 長

日程第 1 1、議案第 8 号 浦臼町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第 8 号 浦臼町公営住宅条例の一部を改正する条例について。

浦臼町公営住宅条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由を説明いたします。

所得税法の改正により、未婚のひとり親に対する税法上の措置及び寡婦控除の見直しをするため、この条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料 2 ページをお開きください。

浦臼町公営住宅条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項中「20 歳未満の子を扶養している寡婦」を「所得税法に規定する寡婦又はひとり親であって 20 歳未満の子を扶養している者」に改めるものでございます。

議案書 1 0 ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第 8 号 浦臼町公営住宅条例の一部を改正する内容の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 8 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第 8 号 浦臼町公営住宅条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

○議 長

日程第12、令和3年度町政執行方針を行います。

町政執行方針についての説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

令和3年第1回浦臼町議会定例会に当たり、新年度に向けた基本的な考え方と重点的な施策についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年5月に町政運営の重責を担わせていただいてから間もなく1年がたとうとしていますが、就任当初から続く新型コロナウイルスによる影響は感染者数の大きな変動を伴いながら、いまだ収束に至っていません。

その間、町内の飲食業を初めとする商工関係者に多大な損失が発生し、農業関係においても特定の作物の価格が大幅に下落するなど地域経済に多大な影響を及ぼしています。

また、履修時間への大幅な影響のあった児童生徒を初めすべての年代に活動の自粛、制限が求められるなど、コロナ禍が町民に与えた経済的な損害、また心身への負担は極めて大きなものとなっています。

今現在、本町では1人の感染者も発生しておらず、町民の皆様のご努力に心から感謝申し上げますとともに、任意の選択とはなりますが、新年度から開始いたしますワクチン接種を新年度最初の重要事業として医療関係者の皆様とともに万全の体制で臨む所存であります。

一定期間、通常の診療体制に影響を与えることも想定されますが、町民の皆様のご理解とご協力を賜り、円滑、迅速に推進してまいります。

ここで、令和3年度に臨むに当たり、町政運営の基本姿勢について申し上げます。

だれもが想定していなかった世界規模のコロナ禍は、日本経済に多大な影響を与え、オリンピック、パラリンピックの延期や関連するインバウンド事業の壊滅的な減少に象徴されるように、全国のあらゆる産業へ甚大な影響を与え、GDPはマイナス成長となり、一般会計税収も8兆円もの大幅な減収が見込まれています。

これに3次にわたる大規模な補正予算による支出が加わり、現状不可欠な財政出動と理解するものの、いずれは自治体も将来の財政面へのマイナス効果を憂慮せずにはいられない状況と認識するところです。

我が町、我が国が直面している人口減少と少子高齢化という喫緊の課題にいまだ収束の見通せないコロナ禍が加わり、一層困難な時代を迎えることになりました。

人々の生活様式や価値観に影響を与える大きな転換点になるとも言われており、社会が目まぐるしく変化していく中で、過去の経験で答えを出すことや先を見通して行動することは一層容易でなくなってきています。

昨年、町では浦臼町総合振興計画後期基本計画を策定し、当面の課題や進むべき方向性を明らかにしましたが、このような不確実な時代にあつてこそ本計画をしっかりと基盤に据え、必要な変化に対応しながら町政を推進してまいります。

特に、新年度はさまざまな課題が山積する中であつて、適切なコロナ対応を第一としながらも、緊急を要する地域公共交通の再編やアフターコロナを見据えたコミュニティエリ

アの具体化を重点に、次代につながる持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

私は、就任2年目に当たり、コロナ禍でかなわなかった「集い、語らい、支え合い」というスローガンを実践するため、町民の皆様の中に出向き、対話を重ね、互いに支え合うという姿勢を基本に、住み続けたい、住んでよかったと思っただけのまちづくりを進めてまいります。

次に、6項目の基本政策を柱とする具体的に推進していく施策について申し上げます。

1点目は、防災対策についてであります。

昨年、北海道では大規模な自然災害は発生せず、皆さん安堵したところですが、全国的には九州を中心に豪雨災害が発生し、甚大な被害をもたらし、さらに感染症発生時の避難所運営が新たな課題となるなど、事前の災害対応の重要性、緊急性は増すばかりです。

私は、防災対策のレベルアップを図るため、災害や危機管理に関する豊富な知識、経験を持つ防災マネージャーの採用を公約としました。

しかし、自衛官の退職年齢の延長により資格者が不足しており、新年度早々の配置はかかないませんでした。随時採用枠として早期の採用を目指します。

防災備蓄につきましては、昨年のコロナ禍の中で避難所運営の教訓から感染防止策を意識しながら、少しでも快適な避難生活を送れるよう、今年度大幅な備品の充実を図っており、また農村センターほか主要公共施設におけるWi-Fi環境の整備を終え、次年度以降、鶴沼、晩生内施設への設置を進めてまいります。

災害発生時の重要な情報伝達手段となる防災行政無線については、本年と新年度2カ年事業でデジタル化への移行を図り、将来にわたる安定的な運用に努めます。

具体的な公共施設整備として、気候変動の影響により気象災害の激甚化、頻発化に対応するため、国が新たに制度化した「防災、減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」を有効に活用して、河川の老朽化した護岸改修を中心に計画的に進めてまいります。

次に、持続可能な農業の推進についてです。

昨年、町長に就任した際に、農業の将来を見据え、スマート農業が当然の時代が来るとの思いから、農地の大規模化、国営の農地再編整備事業への積極的な取り組みを訴えました。

就任後、札幌開発建設部から担当者を招いての勉強会を開催し、情報収集に努めましたが、採択に当たっては規模的な要件とともに関係機関と農業者が一体となった地域としての強い意思が必要であり、新年度におきましてはより一層関係機関との連携を密にし、採択に向けた地域の条件整備に取り組んでまいります。

農業経営の個別の支援策につきましては、これまで若手農業者を対象としたチャレンジ交付金がありましたが、新年度から対象者、対象事業とも大幅に拡充いたします。ハード事業で4本、ソフト事業で4本の新規事業を制度化し、幅広い農業者の皆さんの新たなチャレンジを応援してまいります。

具体的には、スマート農業の推進として、GPSつき田植え機や農薬散布用ドローンの購入費用への助成や新規作物の導入、農作物の加工製造等に必要な設備類の購入支援、またソフト面としてブランド力アップや農業法人設立に伴う経費に対する支援などさまざまなメニューを提供するものです。

私は、昨年多くの若手農業者にお集まりいただいた席で、農業経営の現状や今後への思

い、また町への期待など本当にたくさんの意見や提言をお聞きすることができました。

今回の支援策は、その際の声を参考にさせていただき、対象を広げ制度化するものです。この事業が新たな取り組みを後押しするきっかけとなり、地域農業の活性化への一助となることに期待するものです。

新規就農者対策につきましても、さまざまな条件整備が必要となり、短期間での体制づくりは困難ですが、現在の本町で受け入れできる作物、規模、経営方法等調査を継続し、経営と生計の持続可能な試案づくりに手をつけてまいります。

続きまして、魅力アップ商工観光の推進でございます。

さきにも述べたとおり、昨年からのコロナ禍の影響により、飲食を提供する店舗を中心に商業全般にわたって大きな影響を受けており、地方創生臨時交付金を活用し、持続化給付金の対象拡大や応援給付金の支給など可能な支援策を行ってきたところです。

本年に入ってから、既に飲食店のみに緊急対策として支援金を給付いたしました。引き続きプレミアム商品券の発行やテイクアウトサービスへの助成など町内での消費拡大策を行うとともに、第3次補正の交付金を活用した支援策をあわせて実施し、事業継続と商工業振興を兼ねた積極的な支援を行ってまいります。

次に、観光分野ですが、産業観光推進グランドデザイン整備事業につきましても、本年度新たな案を含め再検討したところですが、施設の効率的一体的運用の観点から既存エリア内での整備が適当と結論し、ご報告させていただきました。

また、概算事業費も提示させていただきましたが、大変大きな事業費を短期間で投資しなければならないことから、コロナ禍で先行きが見通しにくい現状において、拙速な対応は一たん控え、新年度につきましてもこれまでいただいた意見の反映や事業費節減の検討を進めてまいります。

事業開始から3年度目となるジビエ事業につきましても、地元を初め近隣市町の猟友会のご協力をいただき、当初の計画数量を確保できる状況となっています。

コロナ禍により販売面では厳しいものがありますが、新年度におきましても空知総合振興局の指導連携により需要喚起事業を実施し、観光、流通、両面での振興策に取り組むとともに、町内店舗での活用拡大事業を行ってまいります。

次に、温かな住民生活の推進についてでございます。

まず、地域交通につきましても、昨年JR札沼線が惜しまれつつも廃線となり、代替交通として浦臼月形間の定期便「かぼとーる」初め町外への3路線が運行を開始しました。

これにより、既存路線とあわせて公共交通体系が整備されたところですが、その後コロナ禍の影響等により一般タクシー業者から撤退の意向が伝えられ、今また中央バス滝川浦臼線の存廃が議論となるなど、早急に対応が必要な事態となっています。

タクシー運行については、町の負担により半年間の運行を確保する提案をさせていただいており、その間に対応策の検討を進めます。

滝川浦臼線につきましても、高校生の通学を中心に滝川市へ通ずる主要幹線であり、関係市町との調整や既存運行路線の拡充、統廃合を含めた全体の中で速やかに検討を進め、新たな交通体系を構築してまいります。

札沼線跡地の施設撤去及び解体に関する経費の算定につきましても、本年度中にまとめ、新年度からJRと移譲に向けての協議を開始いたします。

また、浦臼駅舎及び周辺のコミュニティエリアの整備につきましても、コロナ後を見据え、年度内に構想をまとめてまいります。

新年度からの医療体制につきましては、医科と歯科、両方の指定管理者が交代されることになり、現在の医師に対しまして心より感謝申し上げますとともに、新任となる両医師を町民の皆様とともに歓迎したいと思います。

なお、現町立診療所施設につきましては、耐震診断を行い、当座の安全性を確認するとともに、建てかえにつきまして新たな医師と協議を進めてまいります。

保健分野につきましては、浦臼町高齢者保健福祉計画、健康増進計画等に基づき、各年齢期の健康問題に対応した事業を展開し、重症化予防のために個人の生活状況に沿った保健指導や健康教育を行うほか介護状態のきっかけともなる骨粗しょう症の早期発見のための健診を導入し、乳がん、子宮がん検診については、働く世代の受診機会をふやすべく近隣医療機関での個別健診を導入し、町民一人一人の健康の維持増進を支援いたします。

高齢者福祉につきましては、本町における65歳以上の高齢化率が45%を超えており、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加、さらには認知症高齢者の増加が予想されることなどから、高齢者が安心して住みなれた地域で自分らしい生活を続けられることができるよう、保健センターを中心に関係機関団体や医療機関と連携し、地域包括ケアシステムの考え方にに基づき、各種サービスや介護予防事業の充実を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障がい者の高齢化や重度化、また親亡き後を見据え、居住支援のための機能を持つ地域生活支援拠点を近隣市町と合同で実施してまいります。

次に、町内会の再編につきましては、昨年町内会長会議の場において、現状における課題、将来展望についてお聞きし、ほとんどの方から、今すぐ再編が必要という段階ではないという意見をいただきました。

ただ、一部町内会からは厳しい状態にあるとの訴えがありましたので、地域の皆さんにお集まりいただき、先行して対応策を協議してまいります。

光ファイバー通信網の整備については、設置申請を終え、N T T内において設計に着手している段階です。今の段階では正確な着工時期は不明ですが、遅くとも年度内には完了し、供用が開始される見込みとなっています。

公営住宅につきましては、繰越予算となりましたが、引き続き2棟8戸を建設、また新たな特定公共賃貸住宅2棟も建設し、快適な住環境を年内に提供してまいります。

続きまして、健やかな子育てと教育の推進です。

子育て支援につきましては、このコロナ禍において、子育て世帯が育児不安の増大や孤立化することのないよう、子育て世代包括支援センターを中心に、関係機関と連携をとりながら、切れ目のないきめ細かな支援を行ってまいります。

また、安心して子供を産み育てられる環境を充実させ、健全な成長を促すため、子育て家庭の経済的負担を軽減する支援事業を引き続き実施してまいります。

教育分野につきましては、文部科学省が進めていたG I G Aスクール構想がコロナ禍により前倒しされ、今年度、児童生徒へのタブレット端末の整備が完了しています。

新年度においては、当該機器の有効活用を図るため、小学校にI C T推進電子ドリルを導入し、児童及び教師のスキルの向上と学力アップに努めてまいります。

また、中学校においても研修活動を支援し、利活用の向上を図ってまいります。

授業体制への支援といたしまして、現在小学校に配置している授業のサポートに当たるT Tの充実を図り、学習環境の強化に努めます。

A L Tの配置につきましては、現在の講師が今年度で地域おこし協力隊として任期が満了することになります。長年勤務いただき、先生や児童生徒からも信頼も厚いことから、引き続き町単独で配置を継続することといたします。

最後になりますが、住民対話の推進になります。

私は、昨年8月に町民の皆さんから声をかけていただき、こちらから出向いて皆さんとお話をさせていただき「集い、語らい出張トーク」を広報やホームページで周知させていただきました。

しかし、夏場となり、新型コロナが下火になっていたとはいえ、完全におさまっていない状況では、お呼びいただくことはかないませんでした。

また、皆さんから直接ご意見をお伺いする町政懇談会も感染者の増加から開催を取りやめており、就任1年目は対話という点でほぼ何もできずに終わろうとしています。

新年度につきましては、もちろんコロナの動向次第ということにはなりますが、「集い、語らい、支え合い」の実践に努めてまいります。

以上、令和3年第1回浦臼町議会定例会に臨むに当たり、基本姿勢と推進すべき主要施策を町政執行方針として述べさせていただきました。

いましばらくはコロナ禍との共存を余儀なくされ、町民の皆様のご生活や行政運営の面でもさまざまな制約を受ける状況が予想されますが、人口減少、少子高齢化を初め防災対策、産業振興、生活交通など地域を取り巻く山積する課題は待つてはくれません。

浦臼町は昨年9月に町政施行60周年の節目を迎え、新たなスタートを切りました。あまたの先人たちが英知を結集し、困難を乗り越えてきたからこそ、今日の浦臼町があり、私たちがここに暮らしていることを心に刻み次代を担う子供たちの未来のために世代をつなぎ歴史を紡いでいかなければなりません。

私は、今議会に「非核平和の町宣言」を提案させていただきました。感染症や自然災害、国際紛争など社会不安をあおる報道が絶えることなく流される現代において、町民のご生活とこの町の豊かな自然を守る意思を明確に示させていただきます、これを起点として目の前にある課題に取り組む新たなスタートにしたいと思っております。

町民の皆様並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、町政執行方針といたします。

◎日程第13 令和3年度教育行政執行方針

○議長

日程第13、令和3年度教育行政執行方針を行います。

教育行政執行方針についての説明を求めます。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

令和3年第1回浦臼町議会定例会に当たり、浦臼町教育委員会が所管の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

中央教育審議会が平成31年4月の諮問「新しい時代の初等中等教育の在り方について」

を受け、本年1月26日にまとめられた答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、社会のあり方が劇的に変わる「Society 5.0時代」が到来しつつあり、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な予測困難な時代の中で、新学習指導要領の着実な実施、ICTの活用により一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き持続可能な社会のつくり手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められているとしております。

今、社会は、IoTやビッグデータ、人工知能、ロボティクスなどの先端技術の高度化による情報化の加速、グローバル化の進展、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会の急速な変化が現実化し、気候変動による環境問題等地球規模の諸課題が深刻化する状況下にあって、SDGsの達成のための取り組みなどすべての子供たちの持続可能な社会のつくり手として、複雑で難しい社会でたくましく生き抜く力の育成が必要となってきます。

一方、浦臼町の将来にとって確かな力となるリーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等をはぐくむことが寛容であり、これまで取り組んできた人づくりの一層の強化を図り、町との連携を密にし、わかりやすい教育行政の執行に努めてまいります。

まず、教育行政の執行に当たり、浦臼町教育理念「知・徳・体に調和のとれた人間形成」並びに浦臼町教育大綱に掲げる「明日を担う人を育む教育・文化のまち」の理念を踏まえ、これまでの取り組みのさらなる拡充を図り、一人一人が輝いて生き抜く力、「笑顔で生き生き学ぶ」教育の推進を引き続き基本方針といたします。

次に、令和3年度の重点施策につきまして、学校教育の充実及び社会教育の推進の大きく二つに分けて申し上げます。

学校教育の充実の一つ目は、社会に立ち向かっていける力の育成、確かな学力の定着であります。

学校運営につきましては、コミュニティスクールの導入4年目となり、地域の力を活用し、学校と地域が相互にパートナーとして子供たちの成長を支え、改善・充実に努め、ICTを活用した取り組み等により、小規模校のメリットを最大化し、確かな力と優しい人づくりを推進いたします。

また、就学援助、高等学校通学等支援助成、給食費の無料化等の支援を継続し、各種検定料の助成により、学びの意欲と基礎学力の向上に努めます。

ふるさと教育では、中学校の修学旅行を初めとした姉妹校、高知県本山町の嶺北中学校とのさまざまな交流により、ふるさと意識を育む取り組みの推進に努めます。

教育課程につきましては、生きる力を支える「知・徳・体」の調和を重視し、伝統文化を尊重、ふるさとを大切にすることをはぐくみ、これまでの「何を学ぶのか」に加え、言語活動を重視し、「どのように学ぶのか」「何ができるようになるのか」、さらには「なぜ学ぶのか」という学習意欲をより明確にしながら、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという目標を地域と共有し、社会に開かれた教育課程の実現のため、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進に努めます。

学習指導につきましては、「令和の日本型学校教育」、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」の実現を意識しながら、基礎知識・技能の定着に向け、小中連携し統一した授業のスタイルや学習規律、主体的・対話的で深い学びの指導方法の確立を目指します。

小学校においては、学びの基礎、基本が重要であることから、町独自に教諭を配置し、指導の個別化を推進し、学びの支援を続けます。

また、グローバル化の進展による激しい挑戦の時代を生き抜く資質・能力を備える人材育成に向けて、プログラミング教育が必修化されるなど、情報活用能力を言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられており、情報技術を生かした授業を推進するため、GIGAスクール構想により令和2年度に整備した通信ネットワーク環境及び1人1台の端末を有効活用し、電子教科書を導入するなど質の高いICT教育の指導体制の充実、少人数によるきめ細かな指導体制の整備、個に応じた指導の実現に努めます。

特別支援教育は、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びによる一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援に努めます。

連携教育につきましては、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎、基本を培う上で大変重要でありますので、園児の小学校訪問や小学生の中学校登校などのこども園、小中学校の連携強化のための支援に努めます。

また、小1プロブレム、中1ギャップの未然防止、小中学校間の乗り入れ授業の実践や教職員の情報共有を深め、9年間を見通した義務教育のあり方についての検討を進めます。

地域とともにコミュニティスクールや家庭サポート企業との連携を活用し、キャリア教育と社会的マナーを身につける環境づくりに努めます。

外国語教育につきましては、新学習指導要領により標準授業時数がふえたことから、引き続き外国語指導助手を中学校に通年配置し、中学校英語教育の充実、小学校においては子供たちが英語で日常的なコミュニケーションができる力を見につけられるようALTによる支援体制を整え、グローバル化による急速な情報化社会で生き抜く力の育成に努めます。

学校教育の充実の二つ目は、健やかで、人の優しさ、痛みのわかる心の育成、豊かな心と健やかな体であります。

道徳教育につきましては、答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する道徳教育への転換により、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、豊かな心や人間性をはぐくむ教育の推進に努めます。

いじめ・不登校につきましては、望ましい人間関係を醸成し楽しい学級生活を送るため、学級集団に関する情報を分析し児童生徒の意欲や解決すべき課題を把握するアンケート「hyper-QU」によるスクリーニングを全学年で継続的に実施し、児童生徒の支援ニーズの早期把握を進め、浦臼町いじめ防止基本方針の周知徹底を図り、関係者との連携を密にし、スクールカウンセラーの活用を図り、未然防止と適切な実態把握による早期発見に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見は決して許されないことの指導を継続してまいります。

有害情報から子供を守るため、学校・家庭・地域と連携し有害情報に対する啓発を行い、携帯電話やネットトラブルの根絶に向けた取り組みを充実してまいります。

学校保健につきましては、早寝早起き朝御飯を推奨し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着を図り、地産地消等の食育の推進に努めるとともに家庭と連携した毎朝の検温や風邪症状の確認など感染源を絶つこと、十分な睡眠やバランスのとれた食事を心がけるなど抵抗力を高めることの重要性の普及啓発を行い、児童生徒が新しい学校生活様式を身につけられるよう指導を行います。

また、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう食物アレルギー対応指針に基づき安全・安心対策を講じます。

虫歯予防のためには、小学校を初め認定こども園にもフッ化物洗口の有効性をPRし、普及に取り組めます。

違法薬物乱用防止の啓発、危険性についての情報共有に努めます。

学校教育の充実の三つ目は、安全・安心な学校、信頼される学校づくりであります。

教育の成果は、直接指導する教職員の資質・能力によるところが大きいことから、校内研修の充実、各種研修・研究会等への参加支援を図り、資質・能力の向上と指導内容の改善に努めます。

また、教職員の服務規律の徹底と規範意識の向上に努めます。

子供の安全確保につきましては、気候変動により豪雨災害等が多発している昨今、地震や台風などの自然災害から身を守るために必要な知識や能力等の育成に向け、校内対策マニュアルの確認、避難訓練や1日防災学校の実施などの防災教育の推進や事件・事故に対する危険予測、危機回避能力を身につけさせる防犯教育を進めます。

また、近年は空知管内においても、毎日のように不審者情報があることから、通学路の点検や防犯カメラによる犯罪抑止を図り学校の安全・安心の確保に努めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症から児童生徒を守るため、感染予防対策として衛生教育の強化に努めます。

学校における働き方改革につきましては、教職員が健康で働ける環境、子供と向き合う時間の確保に向けて、浦臼町立学校における働き方改革アクション・プランの改定、部活動のあり方に関する方針等に基づき、また、コミュニティスクールによる地域人材を活用するなど持続可能な学校運営体制の整備に努めるとともに、校務支援システムやICTの一層の有効活用及びタイムカードによる在校時間の把握により、取り組みの推進を図ります。

学習環境の整備につきましては、引き続き施設の適切な維持管理に専念するとともに、緊急時の家庭におけるオンライン学習環境を整備し、学びをとめない学校環境を推進してまいります。

社会教育の推進の一つ目は、「地域社会における連携と見守り」、地域における体制づくりであります。

地域の体制づくりにつきましては、小学生の安全・安心な触れ合い・学びの場所として「浦臼町子ども広場」を通年開設し、保護者のニーズに応じた運営体制の充実を図ります。

また、地域、町内会等が次代を担う子供たちの健全育成を推進するための事業を支援してまいります。

乳幼児教育について、乳児にはブックスタート事業を継続し、読み聞かせボランティア活動への支援に努めます。

読書環境の充実につきましては、読書活動推進計画に基づき、だれもが気軽に利用できる環境改善に努め、保護者に対しての啓発にも取り組んでまいります。

社会教育の推進の二つ目は、笑顔で生き生き学べる社会の実現であります。

生涯学習の振興のため、芸術・文化につきましては、文化協会と協働し文化芸術の振興に努めます。

学校と地域連携の中で、北海道巡回公演等を活用し、真の伝統芸術を知り、町民の感性を高め、心豊かで潤いの持てる香り高い文化の町を目指します。

町民だれもが本格的な施設環境で行われているミュージカル等を鑑賞できるよう町民移動芸術鑑賞会も継続します。

スポーツ・文化の振興のため、スポーツにつきましては、少子化・人口減少社会に対応した活力ある生涯スポーツを目指し、だれもが参加できる楽しいスポーツのPRと場所の提供を推進し、子供から高齢者までのどなたでも笑顔で汗を流せる環境を目指します。

また、近年、児童生徒の体力・運動能力の低下や運動習慣の低減が進んでいることにかんがみ、本年度、「子供たちの体力向上教室」を実施します。

社会教育関係団体につきましては、高齢化や活動する機会の減少も進んでおりますが、自主的かつ自発的な活動の支援に努めます。

文化財につきましては、地域における人々の生活や地域の風土によりはぐくまれ、今まで守り伝えられてきた財産の保護・保存を行うとともに、郷土の歴史を学び、自然・文化遺跡資源の発見と発信に努めます。

また、アイヌ遺跡や浦臼の入植地の保全・維持管理を適正に行い、開拓者の頌徳碑等の劣化が進んできていることから改修や修繕などの支援対策を継続します。

以上、令和3年度に取り組む重点施策について申し上げます。

まちづくりは人づくりにあることを基本姿勢として、次代を担う子供たちが、複雑で予測することの難しい社会を受けとめ、主体的によりよい社会と人生をみずからつくり出せる力の育成とすべての町民が笑顔で生き生き学び楽しく暮らすことのできる教育環境が重要であります。

地域の学校を柱として、コミュニティスクールの充実、教育振興を図り、心豊かで香り高い文化の町を築いてまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和3年度の教育行政執行方針といたします。

○議 長

以上で、執行方針を終わります。

ただいまから、休憩といたします。2時30分より再開いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時29分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第9号～日程第20 議案第15号（一括議題）

○議長

お諮りします。

次に提案されます日程第14、議案第9号から日程第20、議案第15号までの案件につきましても、関連がございますので一括提案としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第10号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第16、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第12号 令和3年度浦臼町一般会計予算、日程第18、議案第13号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第19、議案第14号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第20、議案第15号 令和3年度浦臼町下水道事業会計予算につきましては、一括議題とすることに決定いたしました。

これより、日程第14より順次提案内容の説明を求めます。

日程第14、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案及び説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案書の11ページをお開き願います。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年3月10日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、職員の勤務時間当たりの給与額の算出方法の適正化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の3ページをお開き願います。

第19条に定めます「月額」の次に「及び寒冷地手当の月額の合計額」を加えるものでございます。

議案書の12ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

次に、日程第15、議案第10号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、提案及び説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案書の13ページをお開き願います。

議案第10号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について。

浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和3年3月10日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、現在実施しております日当及び費用弁償の不支給を継続するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

第1条の改正につきましては、浦臼町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

日当に関する特例につきまして、附則第5項中にあります「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和7年3月31日まで」に改めまして、職員の日当の支給に関しまして、令和7年3月31日まで適用しないとするものでございます。

次に、第2条の改正でございますが、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

費用弁償のうち会議出席費用弁償の経過措置につきまして、附則第3項中の「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和7年3月31日まで」に改め、会議出席費用弁償の支給に関しまして、令和7年3月31日まで適用しないとするものでございます。

次に、第3条の改正では、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

日額手当等に関します経過措置につきまして、附則に次の1項を加えまして、第2条及び第3条の「日額手当」及び別表中「日当」に関する規定を、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間は適用しないとするものでございます。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第10号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

次に、日程第16、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、提案及び説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案書の15ページをお開き願います。

議案第 1 1 号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について。
浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 1 0 日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、行財政改革の一環として平成 1 2 年度を初年度として開始しました町長、副町長及び教育長の給料月額を抑制措置を継続するため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の 7 ページをお開き願います。

第 2 条に定めます町長、副町長及び教育長の給料月額の抑制期間をそれぞれ令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までに改めるものでございます。

なお、給料月額につきましては、現行と同額となっております。

また、附則第 2 条に定める条例の有効期限を令和 4 年 3 月 3 1 日までとしております。
議案書の 1 6 ページにお戻りください。

附則、本条例につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から、附則第 2 項の改正につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第 1 1 号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

次に、日程第 1 7、議案第 1 2 号 令和 3 年度浦臼町一般会計予算の提案及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては、配付してあります令和 3 年度一般会計予算大綱をごらんいただきたいと存じます。

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

令和 3 年度浦臼町一般会計予算の概要についてご説明申し上げたいと思います。

お手元に配付しております令和 3 年度浦臼町各会計歳入歳出予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 1 2 号 令和 3 年度浦臼町一般会計予算。

令和 3 年度浦臼町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 5 億 1, 2 0 0 万円 と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出 予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことのできる地 方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は5億円と定める。

令和3年3月10日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

最初に、第1条第2項に定めております歳入歳出予算におきまして、お手元に配付させていただいております横版の各会計予算説明資料により説明させていただきたいと思っております。

令和3年の予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業など感染症対策に重点を置きつつ6本の基本政策を柱として、基幹産業である農業の活性化やコロナ禍の影響で落ち込む地域商工業の支援策、住民生活に直結する地域公共交通の調査検討に取り組むとともに、災害対策事業として防災行政無線の更新や河川改修事業などの継続事業について組み込んだ予算編成としてございます。

それでは、令和3年度各会計予算の説明資料1ページをお開き願います。

ここでは、令和3年度浦臼町各会計予算の一覧表を掲載しております。一般会計、特別会計及び企業会計、計4会計のものを令和3年度と令和2年度を比較して掲載してございます。

4会計を合わせますと、令和3年度では38億4,700万3,000円ということで、前年度対比2億3,880万3,000円の増額となっております。率といたしましては6.6%の増でございます。

各会計ごとでは、一般会計におきましては前年度比5.2%の増、国保会計では1.1%の減、後期高齢者医療では10.3%の増、また来年度から企業会計に移行いたします下水道事業会計につきましては68.6%と大きく増加しているところでございます。

次に、2ページをお開き願います。

令和3年度一般会計歳入歳出予算の、ここでは目的別ということでご説明申し上げます。

まず、上段の括弧書きにつきましては、令和2年の当初予算を計上してございます。下段の部分につきましては、今回予算提案している数値となっております。

それでは、歳出の方からご説明申し上げます。

1款議会費です。4,011万5,000円の計上でございます。対前年度比1.8%の減、金額で73万8,000円の減額となっております。主な減額要因としましては、共済費の負担率及び期末手当支給率の改正によるものでございます。

2款総務費につきましては9億5,013万4,000円、対前年度比10.2%の増となっております。金額にいたしまして8,776万7,000円の増額でございます。主な増額要因につきましては、庁舎内ネットワーク機器の更新や会計年度任用職員の期末手当支給率の経過措置及び生活交通対策事業費の増加によるものでございます。

3款民生費につきましては3億9,624万8,000円でございます。対前年度比3.1%の減、金額で1,271万9,000円の減でございます。主な減額要因といたしましては、認定こども園施設型給付費等が1,200万円減額によるものが主なものでございます。

4款衛生費につきましては2億616万1,000円、対前年度比40.4%の増でございます。金額で5,951万円の増額となっております。主な増額要因としましては、

火葬場事業の共同利用に伴い砂川地区保健衛生組合分担金の増加、町立診療所の耐震診断の実施、またごみ収集車等車庫の建設等により増加となっております。

5款農林水産業費につきましては3億99万4,000円の計上でございます。対前年度比13.6%の増、金額で3,609万5,000円の増額でございます。主な増額要因といたしましては、農業活性化支援事業補助金制度の創設に伴い1,000万円の増、基幹水利施設の機器分解整備及び管理車両の更新等により1,374万7,000円の増、また農業用揚水機場補修に係るガイドライン分分担金として新たに611万円の追加等が主な要因となっております。

6款の商工費につきましては7,415万4,000円の計上でございます。前年度比7.3%の増、金額にいたしまして506万9,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、企業立地促進事業助成金の減、新型コロナウイルス感染症の経済対策として30%のプレミアム付商品券発行事業、また貸付利子補給補助等が主な増額の要因となっております。

続きまして、7款土木費でございます。5億8,452万3,000円の計上です。対前年度比8.1%の減、金額で5,131万1,000円の減となっております。主な要因といたしましては、道路改良舗装工事等で1,023万1,000円の増、橋梁長寿命化補修工事等で6,160万円の増、雪寒機械2台の購入で1億1,070万4,000円の皆増、河川改修工事等で1,530万円の減、令和3年度予定していました公営住宅整備のひばり団地建設工事が前倒しとされ、繰越事業として実施することにより減額となり主な要因となっております。

次に、8款の消防費でございます。2億5,221万4,000円の計上でございます。対前年度比18.6%の減、金額で5,774万7,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、浦臼消防団本部建設工事完了に伴うものが減額となり、一方でデジタル防災無線、行政無線の更新事業が増額の要因となっております。

9款教育費につきましては1億866万9,000円、対前年度比14.7%の減でございます。金額で1,869万2,000円の減額となっております。主な減額の要因につきましては、学校給食の供給体系の変更に伴う給食車購入費用や車庫新築工事の完了に伴うものでございます。

10款災害復旧費につきましては、昨年同額の50万円を計上してございます。

11款公債費につきましては5億9,328万8,000円、対前年度比26.9%の増でございます。金額で1億2,576万6,000円の増額でございます。内訳といたしましては、通常の長期起債償還額が4億5,109万8,000円、対前年度比1億2,576万6,000円の増、繰上償還元金が1億2,840万円、対前年度比600万円の増となっております。増額の要因につきましては、平成29年度にこども園や国営造成施設整備事業等の負担金の財源として借り入れを起しました起債及び消防団本部建設に活用しました緊急防災対策事業債、また本年度実施しました河川改修等に活用します緊急自然災害防止対策事業債等の元金償還が始まることによるところが増額の要因でございます。

12款の予備費につきましては、昨年同様500万円の計上でございます。

以上、歳出全款合計で35億1,200万円でございます。

次に、3ページをお開き願います。

こちらのページでは、令和3年度一般会計の歳出予算の性質別一覧となっております。ここでは増減額の大きな部分や特徴的な部分のみ説明を申し上げます。

まず、表の1段目、人件費につきましては5億7,389万4,000円の計上でございます。対前年度比4%の増、金額で2,218万2,000円の増額でございます。主な要因は会計年度任用職員の期末手当支給の支給率の経過措置に伴うものでございます。

次に、1段下の2段目でございます。

物件費につきましては5億4,602万2,000円の計上でございます。対前年度比24%の増、金額で1億564万5,000円の増額でございます。主な要因は事務用ネットワークサーバー等の更新に伴うものでございます。

次に、少し飛びまして表の6段目でございます。

建設事業費でございます。6億6,033万6,000円の計上でございます。対前年度比12.3%の減、金額で9,303万5,000円の減額となっております。こちらの要因につきましては、浦臼消防団本部建替事業等の大型事業の完了によるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、1ページ戻っていただきまして2ページをお開き願います。

まず、第1款町税でございます。1億8,736万5,000円、前年度比1.1%の減、金額で215万4,000円の減額となっております。内訳といたしまして、個人住民税で44万8,000円の減、法人住民税で41万2,000円の減、固定資産税で248万円の減、軽自動車税で68万6,000円の減、地方たばこ税で189万円の増となっております。増減の要因といたしましては、個人住民税では社会経済の状況を考慮して、課税所得の減少見込み、地方たばこ税では販売本数の増、また固定資産税につきましては課税対象となる償却資産減を見込んだものでございます。

2款地方譲与税につきましては3,150万5,000円の計上でございます。率で22.9%の減、金額で934万5,000円の減でございます。

3款利子割交付金につきましては10万円の計上でございます。

4款配当割交付金につきましては30万円の計上でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては20万円の計上でございます。

6款法人事業税交付金につきましては35万円の計上でございます。

7款地方消費税交付金につきましては4,400万円の計上でございます。

8款環境性能割交付金につきましては360万円の計上でございます。

9款地方特例交付金につきましては100万円の計上でございます。

10款の地方交付税につきましては14億円の計上でございます。前年度比で4.4%の増、金額で6,000万円の増額を見込んでございます。普通交付税といたしまして12億5,000万円、特別交付税として1億5,000万円を見込み計上してございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましては1,000円の計上でございます。

12款の分担金及び負担金につきましては3,086万円の計上でございます。対前年度比31.5%の増、金額で739万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては基幹水利管理施設に係る事業費の増加に伴い受益者負担金が増加するものでありま

す。

13款使用料及び手数料につきましては6,850万2,000円の計上でございます。

14款の国庫支出金につきましては2億4,274万4,000円の計上でございます。

1.8%の減、金額で450万4,000円の減額でございます。要因につきましては、公営住宅ひばり団地建設工事を繰越事業として実施するため皆減となり、一方で雪寒機械2台の購入、橋梁長寿命化による補修工事等の調査実施により増、またコロナウイルスワクチン接種に係る補助金が追加となり、減額分を相殺する形となっております。

15款の道支出金につきましては2億2,516万3,000円の計上です。対前年度比2.1%の増、金額で473万9,000円の増額でございます。

16款財産収入につきましては592万6,000円の計上でございます。

17款寄付金につきましては1億1,000円の計上で、ふるさと納税による寄付金を前年度と同額で見込んでございます。

18款繰越金につきましては1,000円の計上です。

19款の諸収入につきましては8,931万8,000円の計上でございます。

20款の町債につきましては4億9,150万円の計上でございます。10.5%の増、金額で4,680万円の増額計上でございます。こちらにつきましては、デジタル防災行政無線更新事業、町道及び橋梁の長寿命化事業として町道は中央線ほか4路線の改良舗装事業及び橋梁につきましては浦臼内川橋補修事業、また河川改修事業としてラウネナイ川改修事業、雪寒機械購入事業、一般廃棄物運搬車両等の車庫建設事業等各種事業の財源として借り入れをするものとなっております。

最後になりますけれども、21款繰入金につきましては5億8,956万4,000円の計上でございます。対前年度比10.9%の増、金額にいたしまして5,786万4,000円の増額計上でございます。内訳としまして繰上償還の原資として減災基金から1億2,840万円、ふるさと納税の返礼品等にふるさと応援基金から7,900万円、財政調整基金から3億6,106万4,000円、街路灯維持基金から110万円、札沼線代替輸送事業等基金から2,000万円を取り崩し、計上しているところでございます。

以上が、歳入35億1,200万円に対する説明でございます。

続きまして、第2条の地方債について説明申し上げますので、予算書にお戻りいただき、9ページをお開き願います。

第2条、地方債の説明でございます。

まず、起債の目的でございます。1段目、臨時財政対策債といたしまして、限度額7,500万円、起債の目的については証書借り入れ、利率につきましては6.5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、政府資金につきましてはその融資条件によるものでございます。銀行その他の場合におきましては債権者と協議をするものでございます。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができるものでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

その下、次に一般廃棄物運搬車両管理施設建設事業につきましては、パッカー車、ボックス車、し尿処理車等を格納する車庫建設の財源として2,050万円を限度額として借入れを予定するものでございます。

次に、農業水路等長寿命化・防災減災事業につきましては、団体への揚水機場ポンプ等の更新工事の財源として610万円を限度額として借入れを予定するものでございます。

次に、舗装長寿命化事業につきましては、中央線道路舗装工事の財源として1,940万円を限度額とし借入れをするものでございます。

次に、西2条通歩道改修事業につきましては710万円を限度額として借入れを予定するものです。

次に、岩村線道路改良舗装事業につきましては1,850万円を限度額として予定してございます。

次に、川3線道路改良舗装事業につきましては820万円を限度額として予定しているものでございます。

次に、雪寒機械購入事業につきましては、除雪専用車1台及び除雪ダンプ1台の購入財源として7,400万円を限度額として借入れを予定するものでございます。

次に、ラウネナイ川改修事業につきましては9,380万円を限度額として借入れを予定するものです。

次に、橋梁長寿命化事業につきましては、浦臼内川橋補修工事及び千代久橋調査設計業務等の財源として3,340万円を限度額として借入れを予定するものでございます。

次に、デジタル防災行政無線更新事業につきましては1億3,550万円を限度額とし借入れを予定するものでございます。

ただいま説明いたしました11件の限度額の合計で4億9,150万円となっております。

以上が、令和3年度一般会計予算の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議 長

次に、日程第18、議案第13号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては、配付してあります令和3年度国民健康保険特別会計予算大綱をごらんいただきたいと存じます。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

予算書の135ページをお開きください。

議案第13号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度浦臼町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,180万円と 定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入 歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は4,000万円と定める。

令和3年3月10日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

続いて、予算の概要について説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書にて歳出から説明いたしますので、予算書の137ページをお開きください。

1款総務費1,279万円の計上です。前年度対比5万7,000円、0.4%の減となっております。

2款空知中部広域連合納付金1億978万8,000円の計上です。道への納付金が減少したことにより前年度対比140万3,000円、1.3%の減となっております。

3款諸支出金30万円の計上です。これは保険税還付金として計上しております。

4款保健医療費882万2,000円の計上です。これは特定健診事業に係る経費でございます。

5款予備費10万円の計上です。

次に、歳入について説明いたしますので、136ページをごらんください。

1款国民健康保険税7,471万4,000円の計上です。主な内容としては令和3年度から課税方式を4方式から3方式に改め資産割を廃止したことにより前年度対比1,119万4,000円、13%の減となっております。

2款財産収入7万5,000円の計上です。内容は財政調整基金の預金利子でございます。

3款繰越金1,000円の計上です。これは科目設定として計上しております。

4款諸収入179万円の計上です。前年度と同額でございます。

5款繰入金5,522万円の計上です。前年度対比982万4,000円、21.6%の増となっております。主な内容としては1款国民健康保険税で減額となった資産割課税分を基金で補うため増額となっております。

以上が、議案第13号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出、それぞれ1億3,180万円の予算概要についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

次に、日程第19、議案第14号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては、配付してあります令和3年度後期高齢者医療特別会計予算大綱をごらんいただきたいと思います。

中田課長。

○くらし応援課長(中田帯刀君)

予算書164ページをお開きください。

議案第14号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度浦臼町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,930万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月10日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

続いて、予算の概要について説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書にて歳出から説明いたしますので、166ページをお開きください。

1 款総務費822万2,000円の計上です。前年度対比73万3,000円、8.2%の減となっておりますが、後期高齢者医療システムの更新に係る経費の減が主な要因となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金4,088万3,000円の計上です。前年度対比534万7,000円、15%の増となっております。主な要因は医療保険料の負担増でございます。

3 款諸支出金14万5,000円の計上です。これは保険料還付金として計上しております。

4 款予備費5万円の計上です。

次に、歳入について説明いたしますので、165ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療保険料2,712万2,000円の計上です。医療費負担分の増加を見込み、前年度対比で482万9,000円の増となっております。

2 款使用料及び手数料1,000円の計上です。これは科目設定として計上しております。

3 款繰入金2,203万1,000円の計上です。前年度対比21万5,000円の減となっております。

4 款諸収入14万5,000円の計上です。これは保険料還付金として計上しております。

5 款繰越金1,000円の計上です。これは科目設定として計上しております。

以上が、議案第14号 令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出、それぞれ4,930万円の予算概要についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○ 議 長

次に、日程第20、議案第15号 令和3年度浦臼町下水道事業会計予算の提案及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては、配付してあります令和3年度浦臼町下水道事業会計予算大綱をごらんいただきたいと思います。

馬狩課長。

○ 建設課長（馬狩範一君）

議案第15号 令和3年度浦臼町下水道事業会計予算について説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条、総則、令和3年度浦臼町下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量をそれぞれ定めております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入では1款下水道事業収益6,535万1,000円、次に支出であります第1款下水道事業費用9,544万1,000円を予定しております。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めており、収入では1款資本的収入5,846万2,000円。

次に、歳出であります第1款資本的支出5,846万2,000円を予定しております。

第4条の2では、特別会計から企業会計の移行に生じる未収金及び未払金の金額を計上しており、それぞれ1,471万4,000円及び1,497万9,000円でございます。

第5条では、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

第6条、企業債では、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第7条では、予定支出の各号の経費の金額を流用できる場合のことを定めております。

第8条では、給与費548万円について、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費の金額を流用する場合は議会の議決を経なければならないことを定めております。

令和3年3月10日提出

浦臼町長 川畑智昭

以上、議案第15号 令和3年度浦臼町下水道事業会計予算の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

以上をもって、一括議題の提案及び説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第14、議案第9号から日程第20、議案第15号までの7件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第9号から日程第20、議案第15号までの7件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、ただいま設置されました予算審査特別委員会を開催して、委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議 長

それでは、会議を再開いたします。

諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に中川清美議員、副委員長に高田英利議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣告

○議 長

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

したがって、本日はこれにて散会します。

なお、15日は10時から予算審査特別委員会を開催します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時27分

浦臼町議会第1回定例会 第2号

令和3年3月24日（水曜日）

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第 9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第10号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 4 議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第12号 令和3年度浦臼町一般会計予算
- 6 議案第13号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計予算
- 7 議案第14号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議案第15号 令和3年度浦臼町下水道事業会計予算
- 9 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 10 議案第17号 浦臼町非核平和の町宣言について
- 11 請願第 1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書の請願について
- 12 意見書案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書について
- 13 所管事務調査について（総務産業常任委員会、議会運営委員会）

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課主幹	明日見将幸君
総務課主幹	城宝睦己君
くらし応援課長	中田帯刀君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君

産業振興課長	横	井	正	樹	君
建設課長	馬	狩	範	一	君
建設課技術長	竹	田	圭	一	君
教育委員会 事務局長	上	嶋	俊	文	君
農業委員会 代表監査委員	畑	山		証	君
	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

局	長	國	田	朋	子	君
書	記	西	川	茉	里	君

◎開議の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席人員は 9 名全員でございます。

定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表の 2 日目に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第 1 一般質問

○議長

日程第 1、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位 1 番、静川広巳議員。

静川議員。

○6 番（静川広巳君）

おはようございます。

それでは、令和 3 年第 1 回定例会におきましての一般質問を町長に 2 点、教育長に 1 点、質問をさせていただきます。

ちょっと最初なので、テンションが上がらないので。

それでは、1 点目、新型コロナウイルス感染者が町内で発生したときの対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大は、1 年を過ぎてもいまだ収束は遠く、一部都府県では緊急事態宣言が発令された状況であります。

町内では、住民の方々が努力され、コロナ陽性者が出ていませんが、現在全国では新型コロナウイルスの変異株も確認されており、今までのコロナウイルスより感染力が強いとされており、予断を許さない状況であると思います。

町内でコロナ陽性者が出た場合の対応について、公表については道の公表基準に基づいてということになると思いますが、公表の考え方をお聞きしたいと思います。

また、道の公表の範囲を超え、町が個人情報公表すべきとは私は考えませんが、町民が安心して事業活動や生活する上で、濃厚接触者はどうなのか、接触者を検査した結果、陰性であって安心できる段階になった、または収束したなどの安心できるメッセージの発信はどう考えているかお伺いしたいと思います。

2 点目であります。地域おこし協力隊の募集についてであります。

地方自治体が募集を行い、地域ブランドの開発や農林水産業、観光、教育医療福祉、環境保全など興味のあることに従事してもらい、あわせて隊員の定住、安定を図る。

活動を通して、地域の強化につなげてもらうことを目的としています。

平成 21 年度、制度開始から 12 年目を迎え、昨年度までの延べ隊員数は全国で 2 万 6,000 人を超え、任期後約 6 割が地域に定着しているが、課題も多い現状であります。

基本的には、地域おこし協力隊は期限つき公務員みたいなもので、期限つきで公務員的な枠の中で町おこしをなさいと言っているようなもので、地元で解決できないものをするものであるものですから、受け入れ側も隊員も難しい環境であると思われております。

地域おこし協力隊として移住してきた若者が挑戦する上で、募集側の適切な環境、サポートが必要ではないかと思いますが、今後の募集の仕方について考える必要があるのではないかと思いますのでお伺いしたいと思います。

3点目ですが、教育長に質問をいたしたいと思います。令和新時代の教育体制についてであります。

コロナ禍も1年を過ぎ、今なお終わりの見えない状況が町民の生活を不安にしています。

しかし、今後、短期間で新型コロナウイルスが終息し、完全になくなることは難しく、感染症と上手に向き合う新しい生活様式の実践が未来を背負う子供たちにも必要になっていくと思っています。

昨年の長期間休校は、感染症の拡大防止のため必要な対処ではありつつも、子育て世帯にとっては、これまで経験のしたことのない事態であり、非常に大きな負担と不安を与えました。

今後の感染状況次第では再び休校になる可能性は否定できないが、できれば避けたいと願うところであります。

現在、町ではG I G Aスクール構想において、1人1台のタブレット端末が整備され、全町における光回線の整備もめどが立ち、今後W i - F i ルーターの支援策など情報通信関係の環境も整ってくると思われませんが、これらの環境を活用し、遠隔授業の実施やコミュニケーション手法の多様化など新しい生活様式に基づいた教育体制をどのように築いていくか、具体的な検討状況、実施計画などについて、ありましたらお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長

静川議員の質問に対して答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員の1点目、新型コロナウイルス感染者が町内で発生したときの対応についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染状況を見ますと、北海道における集中対策期間が3月7日をもって終了し、関東1都3県に対する緊急事態宣言も解除となったところでございますが、新規感染者数の推移や今後のワクチン接種を見据えた医療提供体制への負荷状況をかんがみますと、いまだ予断を許さない状況であると認識しております。

空知管内や近隣市町においても感染が確認されており、議員のおっしゃるとおり、町民の皆さんのご努力とご協力により、1人の感染者も生じていない状況ではありますが、身近なところまで感染の危機が迫っていることに変わりはありません。

町内で感染者が確認されたときにおける公表の考え方でございますが、北海道では厚生労働省が示している指針を踏まえ、公衆衛生上の必要性や個人情報保護、風評被害等に留意しつつ、感染者の同意を得た情報のみを公表しており、町が独自の基準や判断により北海道の発表内容を超えて公表することはできませんし、公表する考えもございません。

感染者との接触者に対しては、管轄の保健所による接触状況の調査結果に基づきPCR検査など必要な感染拡大防止対策が実施されるものと認識しております。

感染症の拡大を封じ込めるためには、情報の公表は大変重要なことではありますが、一方でプライバシーの侵害や町民の不安をいわずらに増大させるなどの問題点もあり、その両立が求められております。

本町といたしましては、人権への配慮に係る普及啓発とあわせ、限られた情報により最大の感染拡大防止効果が得られるよう、状況に応じて取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、2点目、地域おこし協力隊の募集に関するご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進展が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、委嘱期間満了後の定住・定着を図り、もって地域力の維持・強化を図るものであります。

本町においても、平成28年6月より採用を開始し、これまで5年10カ月の間で計6名を委嘱してまいりました。

制度開始後、全国的にも成功事例や失敗事例などノウハウの蓄積が図られてきており、問題点なども見えてきているのも事実であります。

本町においても、協力隊ごとの任用期間に差異はあるものの、いろいろな経験をしてまいりました。

協力隊の業務方式については、直接任用方式や委託方式などがあり、業務の内容に応じ、適切な方式を選択しているところであります。

協力隊は会計年度任用職員の枠組みで採用となり、直接任用方式を選択した場合、地方公務員法の適用を受けるため、従事する業務の内容によりますが、勤務時間内における営利目的の副業ができないなど、議員ご指摘のような難しい面があることも事実であります。

一方で、委託方式を選択した場合、活動の自由度は増しますが、税申告や健康保険の加入など、活動を継続していく上で事務の煩雑化や町との関係性の希薄化などが懸念され、一長一短といえる部分もございます。

募集に当たっては、採用後に従事していただく業務内容を示し、業務遂行上必要となる資格やスキルもあわせて明示した上で、書類選考、面接を経て、適格者を採用するフローとなっております。

サポート体制といたしましては、住居のあっせんや家賃補助、予算の範囲内での活動費支援など待遇面は一定程度整えておりますが、活動やプライベートでの相談体制などは、主に配属担当課の職員が対応している状況であります。

現在、来年度以降採用の協力隊の募集を開始しているところでありますが、多くの分野において協力隊の活用可能性があることから、地域の課題解決や地域おこしなど、町として不足する、または必要とする分野に協力隊を活用できるよう、適宜検討することといたします。

サポート体制につきましては、町職員はもとより、町全体を挙げて受け入れる機運も大切でありますので、協力隊を採用した際には、議員各位を初め、町民の皆様のご協力もぜひお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

G I G Aスクール構想につきましては、子供たちのデジタルデバイスの使用について、我が国においては、学校よりも家庭が先行し、ゲームなどの遊びに多く使う一方、学びには使わない傾向が明らかになり、情報化の加速的な進展に関する対応のおくれを解消するために取り組んでいたところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学校が長期の臨時休校となり、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育に大きな注目が集まり、そのことがG I G Aスクール構想の3年の前倒しを後押ししたものと思っております。

ハード部分が整備され、今後の教育体制につきましては、まず非常時において学校が臨時休業となった場合の児童生徒へのオンライン教育が可能となるような教職員と児童生徒のスキルが必要となり、そのような事態に対応できるよう、少しでも早い取り組みが必要であると考えております。

また、通常時におけるI C Tの活用につきましては、デジタル教科書を2024年度の小学校の教科書改訂に合わせて本格導入する方針が文部科学省から示されているところであり、学習者用デジタル教科書につきましては、I C Tを活用した学びの出発点でもあると考えております。

全国的に見ましても、一部のI C T教育先進校を除いては、今スタート地点にいる状況であり、まさに令和3年度がG I G Aスクール元年であります。

そのような中、国におきましても、令和3年度、学習者用デジタル教科書普及促進事業を実施し、本町はその中の「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」への参加希望をしており、小学校につきましては、全学年を対象とする重点校で、教科は算数、中学校につきましては、全学年の数学を希望しております。

また、新年度、小学校の全学年に算数の指導者用デジタル教科書を導入し、授業に活用するとともに、全児童のタブレットにドリルソフトを導入し、授業や家庭学習に活用する予定としております。

まだ試行段階であり、議員ご指摘の具体的な実施計画等はありませんが、子供たちが個別最適な学びを進められるよう、きめ細かく指導、支援し、子供がみずからの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが必要であり、子供がI C Tを日常的に活用することにより、みずから見通しを立てたり、学習の状況を把握し、新たな学習方法を見出したり、みずから学び直しや発展的な学習を行いやすくなる等の効果が生まれることが期待されます。

教職員の研修や優良指導事例の収集、周知などにより、デジタル教科書の本格導入に備えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

では、再質問ありますか。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

まず、1点目の感染者が町内で発生した場合のことなんですが、本来発生しないことが一番いいことで、発表する段階に行かないことが一番望ましいことなんですが、ただやはり今変異株が相当入ってきておるとい部分と完全に日本型の変異株がもう出るということまで来ている状況という報道も聞いておりますし、ましてや感染力が強いのとかなり重症化する率も高いという変異株も蔓延してきているという情報も得ていますし、北海道にかなりの百何人かの変異株の疑いが出ているということなので、なかなかここもちょっとおっかないなという気がしておりますが、まずやはり感染者が出た場合、うちの町としてまずちょっと詳しくお聞きしておきたいのは、どういう道筋で報告に至るのかというのを、報告する、しないではなくて、どういう経路をたどって報告につながっていくのかというのがちょっと、もしわかれば教えていただきたいと思います。

つまり、浦臼町がどこへどういう形で報告されて、それがどこへ行くのかと。それはどこにつながって、例えば報道されるようなテレビの場面の中でどう出ていくのかという部分がちょっと詳しくわかれば教えていただきたいと思います。

それと、やっぱりこれからワクチンを打って、そこの中においての、ただ副作用についてはこういう方向でとなっているのですが、ワクチンを打った後のコロナ対策の感染者が出た場合のそういった扱いというのが今後どうなっているのかもお聞きしたいと思いますし、それからPCR検査につきましても、出た場合のその部分がどううちの町で実施なり出たということに対しての扱いをどうするか、何か詳しいことがあればと思います。

ただ、公表されないという部分があるんですが、意外と小さい町というのはすぐ広がってしまいますよね。

この間、滝川市で出て、公表していなくても、正直、どこというのがすぐ情報としても入ってきます。

結局、こういう小さい町なりそういうところは、公表を隠していてももうピンポイントでだれがなったというぐらいまですぐ情報が広まってしまう状況なので、逆にそうなったときにちゃんとしたその人方を守るとか、そういった部分が公表の中を踏まえて、どう守っていくか、どうちゃんと皆さんに理解させていくかということに対してはどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議 長

答弁をお願いします。

城宝主幹。

○ 総務課主幹（城宝睦己君）

まず、報告経路というところについてお答えいたします。

道から直接町長あてに感染が発生した場合については連絡が入ることになっておりまして、公表に関しましては、直接感染者の意向を聞き取った上で、道より直接公表という扱いになってございます。

以上です。

○ 議 長

齊藤課長。

○ 長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

お答えいたします。

ワクチンの予防接種の後の患者の発生の場合の扱いなんですけど、これについては今までと変わりなく、保健所を中心に対策を講じていくことになろうかと考えています。

PCRについては、ごめんなさい、もう一度質問よろしいでしょうか。

○6番（静川広巳君）

感染者が出た、なった場合にPCR検査、どこまで行えるか。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

それは今までと同様で、保健所の方で患者が発生したと判断した場合、濃厚接触者という方たちの判断も保健所の方で行動調査をした上で判断していきます。

その方たちに連絡をとるのも保健所の方で行うことになっており、その方についての情報は町には入ってこないということになっています。

以上です。

○議長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

当然、感染した方は一定期間入院されることになりますので、帰ってきてからの話になるかと思えますけれども、当然町の方としてもそういう方に対する心遣いについては今現在も訴え続けてきてはいますけれども、まだ発生していないということで、まだ現実的なものとして受けとられてはいないかとも思いますけれども、当然そういう方が発生すればそういう周知なりアピールをさせていただきますし、直接的にお会いできるか、電話等でのケアになるかどうかはわかりませんが、精神的な相談、業務的なところはやっていかなければならないと考えています。

○議長

再々質問ありますか。

○6番（静川広巳君）

いや、いいです。

○議長

それでは、2番目の地域おこし協力隊についての再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

地域おこし協力隊なんですけど、意外と難しい問題がやっぱりあるかと考えています。

いろんなものを見ていますと、地域おこし協力隊、今まで浦臼町に何人もなかなか根づいたものがちょっと見当たらないという感じはしていますが、全国的にどこの町村も結構意外と苦労しているみたいです。

今までを見ていますと、地域おこし協力隊に二とおりどうもあるみたいで、一つは地域密着型隊員と言われる部分で、これは1次産業とか2次産業とか、また観光協会とかいろんな住民生活にかかわって、直接入って、そこで仕事を学びながらつながっていくという、地域の人と密着しながらやっていくという隊員の形という方法、それともう一つがよく、こっちが期待する方なんですけど、課題解決型隊員というのがあります。

これはそこの町に入って、何かブランドを開発したりとかいろんな独自のものをつくっ

ていたり、そこで地域の方と独自のものをつくり上げていく、それこそそれが一つの今まで町でやっていなかったことのおこしという部分を解決していくという課題解決型協力隊員というのが、大まかにある二つぐらいに分かれるそうです。今までの協力隊の中を見ていきますと。

結局、これを考えていきますと、協力隊員を募集するときに、うちの町がどういう形を募集しなくてはならないのかというの、こういう出発点から考えていかないとまずならないのだろうと思います。

それともう一つは、6割は成功しているという部分なんですけど、ただその6割の分もちよっと難しいところがあるんですが、4割は失敗しています。

さらに、なぜなのかという部分なんですけど、やっぱりそこは先ほど答弁にもあったんですが、直接任用方式は、そういった部分で公務員といいますか、正確には準公務員なんです。

その部分をちゃんと社会保障もつけてやる部分と、それもない部分での採用方法もあるようですが、大体ちゃんとした社会保障もつけながらやっていくという部分で、その部分ではある程度公務員法が適用される部分があるようです。その部分が逆にネックになる部分もあるというわけです。

ここの部分が意外と雇い側と、それからやろうとする側で、おこし協力隊がいて、その中でちょっと板挟みになったり、うまくいかなかったり、自由なことができなかったりということがあるので、その部分を雇う側がどうするかという部分と、今まで成功例を見てみますと、採用された方が3年経過後に定着していく大きな方向の中には、ここで言う公務員法をどう適用するかしないかにもよるのですが、各自治体が副業ありますよね、副業は本来公務員はだめなのです。

一応原則だめということで、特に地域おこし協力隊の場合は最終的になると公務員法がどこまで適用されるかという話になっているみたいです。

この場合は、あるところは自治体が認めれば業務を行いながら、ただし副業がすべていいわけではなくて、地域おこし協力隊が3年後に定住してもいいなという求めようとしているものの副業に関しては認めているというところはかなりあります。

3年間の間にいろんなことをやっていて、その中で将来3年たったら自立していこうという部分につながる副業、こういうものに関しては自治体が許可をして、成功している例が結構あります。

なので、雇う側がどう雇うときに求めるのか、そこをしっかりとやっていかないと、地域おこし協力隊はただこういうものでやりますよというだけで募集してもうまくいかないだろうと思っています。

それがないのであれば、やっぱり募集する必要はないだろう。そこがうちの町でしっかりと雇う方向性が見えれば、やったらどうかなと思うので、しっかりその部分を今後雇う部分としてどう求めるかというのが必要なもので、そこをしっかりとやらなくては行けないと思いますが、その辺どう考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと一番大きいのは、町民側の部分と地域おこし協力隊側と、周りでよく言われるのが、よそ者が入ってきてどうのこうのというのがやっぱりどこの地域でもあるみたいです。

よそ者が入ってきて何ができるんだというのも結構あるみたいなので、その部分がや

っぱり受け入れ側はちゃんとその部分とどうしっかりと密接できるのか、それともう一点一番大きな問題が、どこの町村も何か抱えているみたいなのですが、町自体の行政側と住民側の接点が少ないというのは結構あるみたいです。

それで、地域おこし協力隊が入ってきても、行政と住民との接点が少ない中に、さらに地域おこし協力隊が入ってきて、接点を何とかしようという部分がすごく難しいという結果も出ている方もかなりあると載っている文献もありましたので、そこら辺をよく考えながらやったらどうかなという気がしますが、今後のその地域おこし協力隊においてしっかりとしたそういった求めるものがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

なかなか、浦臼町でも6人の方をこれまで採用していますけれど、地域に職を得て根づいたという方は今現在いないという状況になります。

なかなか難しい問題ではあるんですけど、近隣を見てみますと、例えば砂川市で週に2日だけ農協の方でおにぎり屋さんをやっている協力隊の方がいらっしゃったり、あるいはイベントなりに出向いて、新十津川町では大阪出身の方と聞いていますけれどタコ焼きを焼いて提供しているという方もいらっしゃいまして、一芸というのですか、特技を生かして地域に貢献しているということが最近特に目につくようになってきています。

さらに、きょう皆さんも新聞の方をごらんになったかと思うんですけど、下川町の方でタクシー会社に協力隊員を配置して、地域のセイコーマートさんの商品を宅配すると。

今は免許はまだないそうですけれど、将来的には人員の輸送も行うということで、本当にその方の資格なり特技を生かした地域貢献といえますか、地域の活性化にかかわっていただくというのが、特に本当に目につくようになってきております。

私たち今まで取り組んできたのは、観光ですとか地域活性化ですとか、これといって決まったものではなくて、全体的な中での採用で、前任者にもいましたけれど、やはり写真が得意ですとか、SNSといえますかオンラインの作業が得意ですとか、それなりに特技を生かして貢献をいただいたんですけど、なかなか職業に結びつくところまでは行っていないというのが現状です。

今、採用に向けて取り組んでいるのが、やはり同じように地域活性化という大きなくくりの中での採用となっておりますけれど、たくさん応募してきていただいた中で面接をして、採用できればそういう特技を見て採用ということも可能なのですけれど、なかなか複数の方が応募してくれるという状況にもありませんので、今回はそういう形の応募になりますけれど、将来的には何らかの特技なり、この技術なら地域に貢献できるという少し特化したような、特に下川町の例などを見ますと参考になるのかなというのを強く感じたところでもありますので、そういう広い範囲ではなくて、何かに特化したような募集の仕方を考えていきたいなど、特にきょう思ったところです。

○議 長

再々質問ありますか。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

今ここで言わなかったんですけれど、この一般質問を上げたときに、ちょっと担当としてしゃべったときに、実はその話をしたんです。

全国でも実は地域おこし協力隊が生活交通を担っているところがあります。

それはやっぱりその市町村がこういうものという部分で、特に一番多いのは福祉関係で、要は交通の便がとても悪いところで、生活交通の部分に地域おこし協力隊を入れて、福祉輸送とかいう部分で協力してもらおうと。そこで成り立っていってもらおうということを、地域おこし協力隊もできるという部分でやっている自治体も実はあるんです。

でも、やっぱりどこの町もそうですが、生活交通が大変な時代になってきていますし、これからいろんな部分が変わっていく状況の中で、そういう部分もいろんな部分で範囲を広げながら見きわめながら、一つの特化した部分というのも私は必要だと思いますので、その辺も考えながらやるといいと思いますので、ぜひそこは考えながらやっていただきたいと思うのを意見とします。

終わります。

○ 議 長

答弁よろしいですか。

○ 6 番（静川広巳君）

あればあれですけれど。

○ 町長（川畑智昭君）

今困っていることが多分協力隊に補てんしていただけるようなことになれば、町としても大きなメリットになりますので、そのとがった対応の仕方に向けて、検討させていただきたいと思います。

○ 議 長

それでは、3番目の再質問ございますか。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

G I G A スクール構想なんですけど、ちょっと私の勉強、なかなか不足でアレだったんですけど、2日前でしょうか、目に入ったんですけど、義務教育の学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、これの一部を改正する法律というのが出ましたね。

ことしの4月1日から施行するということらしいんですが、この中に今まで40人学級だったのを35人学級にしましょうという部分で、これを令和3年度から常時小学校2年生からで、令和7年度に6年生までを35人以下学級というんですか、特別なところを除いて35人学級にする。

その中に、少人数学級、G I G A スクール構想、1人1台端末という部分がセットになっています。

結局、ここが人数を今度下げることによって、これから難しいとされているG I G A スクールの部分、これを一人一人の学びの中で子供たちが取りこぼしのないように同じ教育を受けさせるために、できるだけそういう人数を若干抑えた中でやっていくという部分が今回盛り込まれています。

ところが、うちの町は既にもう35人以下学級なものですから、この問題には余り影響

ない。つまり18人とか20人ぐらいのクラスがうちの町はあれなんです、こういう部分でGIGAスクール構想の中で教育していく部分で、人数の中でこういう少人数の中でどう対応していくか、どう一人一人の教育が子供たちに対する端末を使ったICTを使った部分がしっかりなされていくかというのがちょっとなかなか見えないところがあります。

ここの部分が人数に応じてしっかりとくなっていくのかどうか、若干そんな部分がありますので、この部分がちょっとお聞きしたいなと思います。

それから、将来的にちょっと調べてみますと、インターネット回線も含めて、これは線につながっているわけではないので、タブレット端末が各個人の子供たちに持たされた状況の中で、どういう速度で情報が入ってくるか。

先生がやったことに対してどういう速度なり、あと図形とか、そういうものはどういう形であられるのか、これが全国的に何か見てみますと、かなり差があるようです。

ここの部分は今後出てきます5Gと言われる大容量の高速化、ここの部分で大きく教育にも差が出るのではないかとまず言われています。

ここの5Gの環境がどこまでこういった町に届くのかというのがちょっとわからないのでありますが、そこによって都府県とのそういうGIGAスクールの中の一つのICT教育の中で差が出ては私は困ると思うんですが、その辺をどうお聞きしているのかお聞きしたいと思います。

それともう一つは、今後これにかかわるメンテナンスなり、それからOSだとかいろんな部分のアップグレードだとか、将来にかかわる今後の負担に係る費用というのはある程度どうつくられていくのか、わかればお聞きしたいと思いますけれど。

以上です。

○議長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、40人学級から35人学級、これにつきましてはGIGAスクール構想により1人1台タブレットを持つことによって、恐らく1人の先生が40人分を見ることがまず不可能になってくると思います。

それから、中教審の答申でも示されておりますとおり、個別最適な学びということになりまして、ICTがどんどん導入されることによって、例えば先生の教えるという作業もそれぞれの子供たちがそれぞれに学ぶ、その学びをコーディネートしていくという作業にだんだんかわっていくのかなということが予想されます。

将来的には、一つの授業であっても、子供によってやっていることが違うようになる可能性も将来的にはあるのかなと。

そのようなときに、40人学級で1人の先生ではとても対応ができないだろうということだと考えております。

うちの町につきましては、既にすべてのクラスが20人以下ということで、それにつきましてもやはり教職員の負担軽減だとか、だれ一人取り残さないという観点から、小学校には町費で加配の先生をつけている状況であります。

今後GIGAスクールの中身がどのように進んでいくかわかりませんが、適切な対応をしていきたいと思っております。

それから、データの通信の差ということでもありますけれども、まず学校の環境につきましては、今回のGIGAスクールの改修によりまして、児童生徒のすべてが同時にインターネット通信をしても大丈夫な、そういう強化をしておりますというところでもあります。

それから、メンテナンスの費用ということでもありますけれども、これにつきましては1人1台端末の端末が文房具のようなイメージに将来的にはなっていくのかなと考えております。

あと、教科書のデジタル化につきましても、2025年からデジタル化になるということが文科省から示されておりますけれども、それも無償で配付されるようにということで、町村の協議連からも文科省への要望事項として上げているところでもあります。

以上でございます。

○議長 長

再々質問ありますか。

○6番（静川広巳君）

いや、質問しようと思ったけれど、忘れたんです。

○議長 長

よろしいですか。

○6番（静川広巳君）

よろしいです。

○議長 長

それでは、次に発言順位2番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

おはようございます。

令和3年度第1回定例会におきまして、私の方から町長に2点質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、高齢者宅にタブレットを配置し、乗り合いタクシーの予約や体調管理に活用する政策をとということで、1点目、質問させていただきます。

少子高齢化対策は、本町において最大の課題であります。川畑町長は任期2年目に入るわけですが、人口の少ない本町ならではの福祉政策として提案させていただきたいと考え、今回の質問といたしました。

昨年来のコロナ禍にあって、人々の生活は大きな変化を余儀なくされ、いつになったら以前のような生活に戻ることができるのか、不安な毎日であります。

1年以上にわたって自粛生活が続き、テレワークやオンライン学習であったりと、自宅で過ごす生活がふえ、孤独といった精神的な問題まで社会問題に取り上げられるようになりました。

本町にあっては、総世帯数、2月末現在で836世帯ということではありますが、その40%以上が高齢者独居か高齢者世帯であります。

さらに、70歳以上で構成される世帯が295世帯となっております。

今後の行政が取り組む福祉サービスは社会福祉協議会との連携がさらに必要となるでしょうし、必要人員の確保も難しくなっていくと考えられます。

そこで、福祉政策としてタブレットを高齢者宅に備え、町行政との通信として活用することを考えてはいかがですか。

考えられる活用としては、日常生活における健康チェック、公共交通、特に乗り合いタクシーの予約、非常時の安否確認、町からのさまざまな通知などをメインとして、可能性は大きなものがあります。

高齢者でも気軽に抵抗なく受け入れられ、操作が簡単であることが原則と考えられます。

テスト期間として、10名程度のモニタリングを実施し、将来に向けたチャレンジとしていただきたいと考えますが、いかがですか。

可能性として、事業として取り組んだ場合、国や道の補助対象になると思いますが、総じて予算規模はどのくらいになるのかお伺いいたします。

2点目の質問です。JR跡地の整地、移転登記までの今後のスケジュールについてお伺いします。

昨年4月17日をもってJR札沼線はラストランとなり、もうすぐ1年を迎えることとなります。

鉄道跡地や旧駅舎は、今後活用のない限り整地、あるいは移転登記に向けて取り組んでいくものと考えられます。

用地近くの地権者からは、今後に向けたスケジュールの問い合わせもあります。

新年度からJRとの協議に入るとのことですが、町としての基本的な考えを伺いたいと思います。

1点目、今後の具体的なスケジュールについて。

2点目、基本的にレール、まくら木、砂利などの所有権はだれにあり、それぞれの片づけの責任と整地までの責任はJRにあるのか。

3点目、用地にかかる雑木などの管理はどのように考えているのか。

4番目、旧駅舎の処理をどのように考えているのか。

5番目、浦臼駅前開発という表現が前町長時代にありましたが、この考えについて今も変わりはありませんかということでお伺いしたいと思います。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員の1点目のご質問にお答えいたします。

高齢化や人口減少が進展している現状において、ICTの積極的な利活用により、高齢者への情報提供やさまざまな状況に応じたサービスを提供することが可能となり、これからの高齢者はICTを日常的に取り入れ、みずからの生活スタイルや活動領域を広げ、医療・介護・健康、社会参加・コミュニティー等、広い分野にわたり活用が進むことが期待されているところであります。

議員ご提案の町行政と高齢者をつなぐモデル事業について検討いたしました。タブレット端末の活用にあたっては、端末の導入や通信の方式などにより多様な構築方法が考え

られ、仮にLTE通信のタブレット端末をレンタルした場合、通信料を含む1台当たりのレンタル料は年額20万円程度と想定され、有料のアプリケーションソフトを使用する場合には、ソフトの月額使用料、その他、必要に応じ通信容量の追加オプション等が別途費用として見込まれます。

活用可能性のある財源といたしましては、国や道の補助事業は現在のところなく、過疎債のソフト事業としての活用が唯一想定することができますが、端末を10台レンタルし、1年間テスト運用をしたと仮定した場合の予算規模は、端末と通信料のみで200万円程度となり、70歳以上の世帯を対象として事業を実施した場合、概算で年間約6,000万円の費用が必要となる事業となります。

全国ではICTを活用した先進的な取り組みを展開している地域もありますが、高齢者が機器の操作方法を習得するためには繰り返しの指導が必要であり、多くの方は機器の操作方法につまずき、活用されないまましまい込むケースなど導入に当たって課題は多いと聞いております。

現在は防災無線や緊急通報装置など生活を支える事業に取り組み、あわせて保健センター職員による高齢者世帯への訪問や社会福祉協議会による各種サービスを実施しており、人と人とのつながりが薄れている時世だからこそ、原点に回帰し、ボランティア育成や見守り体制の強化等、温かみのある対策を関係機関と連携をとりながら講じていきたいと考えますので、タブレット運用につきましては、通信環境が整った段階で、先進地事例や社会の動静などを見きわめながら、住民の声を聞きつつ、慎重に考えてまいります。

続いて、2点目のご質問にお答えいたします。

1点目の質問につきましては、今年度実施しました鉄道施設撤去調査委託の成果品をJRに提示して審査いただき、撤去費用が確定します。

鉄道用地はすべて町に無償譲渡されることになっており、JRが鉄道用地の測量を秋までに行う予定です。

その後、国からの財産譲渡に伴う許可申請等の手続きを行うこととなり、令和4年3月末までに国土交通省の許可を受けて、譲渡というスケジュールになります。

また、鉄道用地に隣接する地権者との個別協議、鉄道施設撤去後の利用に係る地域説明会などを開催し、住民の皆様のご意見を伺いながら進めてまいります。

2点目の質問につきましては、現在JRの所有ですが、譲渡後は町の判断により処理を実施してまいります。

3点目の質問につきましては、JR用地の管理は廃線後でも浦臼町へ財産が譲渡されるまでは、JRが維持管理を行う約束となっておりますので、何らかの支障がある場合にはJRに連絡し、調整してまいります。

4点目の質問につきましては、JR鉄道施設の撤去調査委託で積算した成果品を審査いただき、確定した金額に基づいて、町が撤去解体工事を実施してまいります。

なお、現在、雪害による倒壊のおそれがあります晩生内駅は、JRが先行して5月に撤去解体工事を実施することとなっております。

5点目の質問につきましては、駅前エリアの再開発は、浦臼駅周辺整備検討委員会で協議を進めており、令和3年度中に方向性を示し、構想をまとめてまいります。

以上です。

○ 議 長

ただいまから、休憩といたします。

再開時間を11時5分といたします。

なお、あわせて場内の換気も行いますので、協力のほどをよろしくお願いいたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時02分

○ 議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、1番目の再質問ありますか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

休憩で休みましたので、冷静にいきましょう。よろしくお願いいたします。

近ごろ、LINEがちょっと世界的に問題になったりして、ただあの報道を聞いて思ったんですけれども、LINEを自治体の行政サービスの中で使っている自治体が結構あるということでは、いるんだなということで勉強になりました。

先ほどの静川議員の質問もそうなんですけれど、やっぱり私たちはうちの町の人口を少しでも一人でも減らしたくないと。何とか小さい町ですけれども、維持して行ってほしいという考えがあります。

私も同様にそのような原点からこのような質問になりました。

私は晩生内地区に住んでいるんですけれども、2年前はおよそワークセンターのグループホームを除いた段階で100戸あったんですね。

ことしの春にちょっと調べましたところ、八十何戸です。もう2年間で10戸以上が減りました。

それぞれどちらへ行ったかといいますと、札幌市であったり滝川市であったり、中には施設に入った方もいますけれども、やはり我が息子、我が娘さんのそばで安心して暮らしたいんだということで、転出された方が半分ほどいらっしゃいます。

では、なぜうちの町で安心して暮らせないんだということを考えたときに、うちの町、やはり高齢者になって安心して住んでいける三つ原則あると思うんです。

まず、買い物ができる、病院がある、生活交通が整っているということだと思うんですね。

確かに、乗り合いタクシーとして、うちの町もやっているわけなんですけれども、先日、こういう通知が来ました。

一般タクシー利用のお知らせということで、各戸に渡したものだんですけれども、タクシーの予約をするだけで、うちの町、電話番号三つあるんですよ。

乗り合いタクシーの場合の番号、それから平日の場合の一般タクシーに乗る場合の番号、それから土曜日祝日のタクシーに申し込むときの電話番号、これ三つ全部違うんです。これはちょっと不便ではないですか。

何かいい方法はないのかなということで考えていたときに、これは月形町の参考例なん

ですけれども、うちの町は防災無線で今回もデジタル化する、月形町は既に I P 電話を使って、全戸に配付をして、行政サービスを行う。

今回、その行政サービスの端末でハイヤーの予約ができると。より試験から始めたんですね。

今年度からその I P 電話で押すだけでハイヤー予約ができるように月形町はなるんです。

今何を考えているかというのと、ちょっと詳しいことはあれなんですけれども、ブルートゥース搭載の体温計や血圧計で体調をはかるたびに、測定データが I P 電話経由でかかりつけ医のモニターに表示させるシステムを今後行っていきたいということ。

何とかタクシーの予約も簡単にできるようにしてほしい、そして日々の健康管理、今特にコロナ禍にあって、皆さん自宅にいてくださいという時間が多過ぎるものですから、やはり話し相手もない。

やはり、孤独という世界はこれからもっと問題化されていくと思うんですね。

今回タブレットを配ったらどうですかという質問なんですけれども、家の町は防災無線でそういうことをやっているものですから、月形町のように I P 電話にかえることは多分無理だと思いますけれども、ただ全道で今回月形町でなくて 4 町村が同様の I P 電話を使った住民サービスを試験を含めて始めるということになっていったときに、そういう行政サービスによる地域間による格差が出てきますよね、これから。

何とか浦臼町、うちの町も先行とは言いませんけれども、かえってうちの町は人口が少ないので、予算的にも取り組みやすいと思うんですよ。

今高齢者の体調をそれぞれの担当で見ていると思うんですけれども、果たして行き届いてやってほしいですけれども、これからも人員確保って大変難しい時代になると思います。

その中で、L T E 通信という表現があるんですけれども、私も勉強していないものから、これについてどういうことなのか、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、答弁の中に先進的な取り組みを展開している地域もありますが、高齢者が機器の操作方法を習得するために、操作方法につまずいたり、活用されないまましまい込むケースなど課題が多いと聞いておりますという答弁なんですけれども、これはネガティブ過ぎますよ。

結局、こういうのを解消しながら行政というのは一歩進みましょうとやっていくわけだから、結局もう既にこうやってタブレットに取り組んで、住民サービスをしようとしている市町村はあるわけです。多分調べたと思うんですけれどもね。

操作が難しいからだめなのではないかという表現は、余りにも後退過ぎると思います。もうちょっと一歩進んだ考えにしていただけないでしょうか。

通信環境が整った段階で、先進地事例や社会の動静などを見きわめとあります。

でも、その先進地にうちの町がなってほしいんですというのが今回の私の質問です。

高齢者がタブレットの扱いになれていないからいろいろ出てくるんだというお話があるんですけれども、例えば平取町で、よく平取町の私、話をするんですけれども、80歳前後の方々を地域おこし協力隊が集めて、タブレット教室をしているんです。

それで、最終目標は何か、その高齢者の皆さんがフェイスブックを開いて、とにかく扱いになれるということを教えているんですね。

そこに参加されている、もう80歳以上の方々、皆さん、タブレットでフェイスブック開いているんです。

ですから、決して導入に課題が多いというのではなくて、私も最初はなれませんでしたから、同じですけれども、やはりなれだと思いますので、そこら辺でぜひ一歩進んだ考えを町長、お聞かせいただきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

L T E、今の電話回線です。5 Gではなくて4 Gの電話回線ということで、モバイルルーターをもって、それに端末をつなぐということですので、ここで言う例として挙げているのは光回線を使ったものではないということになります。

それはなぜかといいますと、まずテストということで10軒程度ということでの試算でしたので、光回線を引くとなるとどうしても宅内工事、宅外工事、両方出てきまして、二、三万円のたしか工事費がかかった上で、現実にもその家に工事が行われるということになりますので、テスト段階では工事は行わずにモバイルルーターを持った上での調査のテストを行った場合ということで、ここで例示させていただいていますので、ここでは今引かれようとしている光回線を使ったものではありません。

もっと積極的にということですが、当然私もこういう機械類は嫌いではありませんので、どんどん取り入れれば本当にいいかと思っているところもあるんですけれども、前段で柴田議員おっしゃったように、これ以外にもいろいろな問題があります。

特に公共交通の問題が大きいですし、医師の方は4月から新しい体制になりますけれども、そこにも一部負担が出てくるような形にもなりますし、公共交通も統廃合して新たな体制をとることになれば、後ほど金額的な話が出てくるんですけれども、さらに上乘せになるような形になってくると思っておりますので、議員おっしゃられたその問題を一つ一つ解決していく上でも、今後また新たな負担が出てくると考えております。

今回、予算案を提案させていただきましたけれど、かなり経常経費、固定している経費が多くなってきているのも現実でありますし、これからさらにその分もふえていくと考えておりますので、今すぐにその事業に取り組むということにはなかなかちょっと考えづらい、先にやることをやると考えておりますので、ネガティブと言われたらそのとおりなのかもしれないんですけれども、やらないとも言いませんけれど、今すぐ取り組みますともちょっと答えづらいところがありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○ 議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

確かに、今回40%以上を占める高齢者宅にタブレットを全戸、さあ、配って、どうですかということは言っていない。結局すぐに多額の投資がかかることは事実ですからね。

ただ、今回例えば毎年、今回70歳以上になった方々がこれだけいられる、例えば20人おられる、そうしたら70歳になったお祝いに町の方からタブレットを配る、そんな感

じで将来やっていけばいいと思うんですよ。

若い人たちが一緒に同居されている方がすぐにタブレットが必要とは思わないんですね。

ただ、逆にそういう2人暮らしで車も乗らないという方々がタクシーを頼まなければいけないときに、やっぱり簡単に申し込めるとというのが原則だと思うんですね。

ですから、今回10台と言ったのは、結局その方々でやってみてどうなのかなという一つの試験といえば試験ですわね、そういうことをやって、さあ、うちの町も取り組もうといったときに、ある程度投資をしてもいいのではないかなということのための足がかりとして一歩進めるべきではないかなというのが今回の質問です。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

おっしゃることは十分わかります。

先ほど、例として挙げられた四つの町が取り組んでいるという話がありましたけれど、それは月形町さんと同じような既に公設でネット環境が整っている町のことを言われているのかと思いますけれど、私たちのこれから引かれようとしているものとの絶対的な違いは、月形町さんのような例は既に内線扱いといいますか、町が一つの内線の空間ということになっておりまして、通信費が地域内であればかからないということになっております。

その分初期投資で大きなお金をかけているわけですが、通信料が月形町はかからないという状況にありますので、先ほど例として20万円ぐらいと言いましたけれど、私たちが今光回線を引いておりますけれど、月額大体5,000円ぐらいの負担金を払っておりますが、それが1年分で6万円になりますし、機器の使用料も買い取りなのかリースなのかは別として、それなりにかかるのであれば、やはり1軒あたり20万円はかかるのではないかという試算を私たちもしました。

例えば、全員ではなくてという言い方もされましたので、全員という提案でしたので、そう考えましたけれど、選択的に実施できる方向、それで実効性があるということが確認できるようであれば、進んでいく可能性もありますけれど、今のところはまず先に公共交通を整備してから、次に行くなら行こうと考えております。

○ 議 長

それでは、2点目の再質問ありますか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

うちの町も光回線がこれから工事入っていくので、その段階でぜひ検討の一つとして加えていきたいと思っております。

鉄道用地の関係なんですけれども、今回晩生内の駅舎がやはり大雪で倒壊寸前だったものですから、それを含めて今回の質問にさせていただいたのと、結局開発道路を管理している開発局と鉄道が並行して走っているようなところは、間に雑木が非常にもう1年で伸びるスピードが速いんですね。

今までは鉄道が走るためにJRが管理して、確かにそれはよかったですけれども、どこまでが境なのかよくわからない部分もあって、道路ののり面は確かに夏場、開発が草を

刈ったりしていいんですけども、ちょうど中間ぐらいにある雑木が非常に大きくなる。1年で大変な巨木になってしまう。

これどちらも管理しない、ほっておいたら本当に大変なことになるのではないかなという危惧から、どうするんだという町の姿勢をはっきりしておくべきではないんですかというのが今回の質問の趣旨です。

ですから、そこら辺をどうしていくのか、J Rとの話し合いは確かに大切なんですけど、こちら側が基本の姿勢を持ってJ Rに相對するものでなければいけないと思うんですね。

J Rがこうです、だからお願いしますではなくて、私たちはこうですから、J Rさんお願いしますという姿勢をしっかりと持っていていただきたいということで、今回の質問、いろいろ列記させていただいたんですね。だからお願いします。

この中で検討委員会という表現があったんですけども、既に昨年それは動いているのか、何名で何回開催されてという点をお聞きしたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

前段、質問といいますか、町の考え方を持って交渉に当たれということですので、今回特に目立ったところでは晩生内駅が崩れたということで、崩れる前からJ Rには申し入れをしていたんですけど、結局何もしてくれずに崩れたという状況になってから初めて、担当の方なのか、業者の方なのか調査に来て、5月には撤去しますという回答をいただいたところですけど、本当にこれの例のように、言ってもすぐ、とにかく動いてくれないというのが現状にあります。

雑木の話も聞いてはおりますし、なかなか国道用地との境目がどこなのかというのちょっとわかりづらいところはあるんですけど、そうするとJ Rだけではなくて開発との話ということにもなってきますけれど、本当に言ってもなかなか動かないのはもうわかりましたので、本当にやっていかと、金をくれということ、そういう姿勢で今後はJ Rとは交渉に当たっていきたいと思います。

○議 長

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

浦臼駅周辺整備検討委員会の部分についてお答えいたします。

委員さんにつきましては16名で構成されておりまして、先般の議会で決定いただきました総合振興計画の後期基本計画の委員さんも兼ねている部分がございます。

昨年から取り組んでいたところでして、そちらの総合計画の方を優先して取り組んでいたところなんですけど、新型コロナの感染拡大を受けまして、ちょっとストップしていた部分がございます。

検討委員会につきましては、ちょうどあすに開催をするという旨のご案内をさせていただいておりますので、それが町民が求める施設のあり方を集約する一歩目ということになるのかなと考えてございます。

以上です。

○ 議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

浦臼駅前開発審議委員会ということで、浦臼駅前開発に、できれば自分の希望としては絞った審議委員会ではなくて、広く浦臼町のJR跡地をどうするんだという、もしテーマとして話し合いができるのであれば、そちらの方がいいのではないかなという個人の意見ですけれども、私はそう思っています。

例えば、JR、駅舎の話もそうなんですけれども、踏切で鉄道の悪水を道路横断する場合がありますよね。

道路側には町の悪水を流す排水の管が入ったりするわけです。

鉄道側が詰まっているものですから、そこが水、オーバーフローする場合があって、自分、以前にも建設の方にもお願いしたことがあったときに、あそこはJRの用地なので手を出せないと。

町の方の排水管で何とか流してくれということで、鉄道の関係の方は手つかず、今おっしゃったとおりに言っても来ないという現状があったんですね。

でも、今札沼線走っていませんけれども、そこはそのままなんですよ。

ですから、もし大雨降ったりしたら、すぐ詰まるような場所もあるんですね、踏切によって。

ですから、そういうところの把握もしっかりしながら、その審議委員会でもっと広く雑木処理だったり、開発との境だったり、ぜひ話し合いの内容については広く審議していただければと思いますけれど、どうでしょうか。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

今城宝主幹の方から説明をしましたのは、駅前再開発にかかわる部分の審議委員さんになりますので、現実には実際のその路線にかかわる跡利用も含めた中での検討につきましては、また別途ということになりますので、そうなると地域の方に当然入っていただかなければなりませんし、審議会よりもより広い形での人選になってくると思います。

○ 議 長

それでは、次に発言順位3番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

令和3年第1回定例会におきまして、教育長に1点と町長に2点の質問をいたします。まず、1点目であります。

浦臼町立学校における働き方改革について。

教育行政執行方針で触れられている浦臼町立学校における働き方改革アクションプランの改定と部活動のあり方に対する方針の内容について伺います。

1、タイムカードの導入で、教職員の勤務時間の実態の把握はできていますか。

文科省が指針で、教員にも残業時間の上限を月45時間、年360時間を適用すると明記しておりますが、浦臼町立学校の教職員はこれを超えるものがどれぐらいいらっしゃいますか。

2、教職員が健康に働ける環境や子供と向き合う時間を確保するため、業務内容の見直しが必要と思われませんが、特にICTを具体的にどのように有効活用していくのでしょうか。

3、部活動ガイドラインの実効性はどうでしょうか。

4、保護者などからの過剰な苦情や不当な要求に対する対応策についてはどうでしょうか。

教育委員会における支援体制はありますか。

5、保護者や地域社会に対して、働き方改革への理解や協力を求めることが重要だと思いますが、そのような取り組みはできていますか。

浦臼町ホームページにおいて、浦臼町立学校における働き方改革アクションプランを公表することで、保護者や地域住民の理解につながるとは思いますが、どうでしょうか。

6、改正教職員給与特別措置法の成立によって、1年単位の変形労働時間制の適用が可能になりますが、実際に導入するかどうかは各地方公共団体の判断によるものです。

教育現場からは、かえって長時間労働を容認することになると反対の声が大きいものですが、浦臼町教育委員会としてはどのように考えていますか。

町長に対する1点目の質問であります。

持続可能な農業の推進とは。

新型コロナウイルスの収束が見通せない現在ではありますが、コロナ後の社会の構築に向けて、私たちは模索を続けていかなければならないと思います。

町政執行方針では、次世代につながる持続可能なまちづくりに取り組むと明言されていて、基本政策には持続可能な農業の推進とあるのですが、その内容にスマート農業や農地の大規模化といった文字が並んでいることに私は違和感を覚えるものです。

町長は、コロナによって日本社会にもともとあった問題点が浮き彫りになったと気づかれたのではありませんか。

そこで、持続可能というキーワードが使われたのではありませんか。

コロナによって浮き彫りになった問題点とは、日本が今まで目指してきたもの、大規模、集中、グローバルは間違いだったということです。

大量生産、大量消費、大量廃棄は何も生み出さない持続不可能な社会です。

これからは環境に負荷をかけない循環型の持続可能な社会を目指さなければならないと私は思います。

農業もそうです。農地の大規模化の流れはとめられないし、人口減少社会においてはそれも仕方ありませんが、一部の農家に農地が集中していくことはその分リスクも大きいことを覚悟しなければなりません。引き受ける家族の状況は年々変わっていくからです。

今回の8本の新規事業において、幅広い農業者を応援すると言われてはいますが、対象者は現時点での就農者や親元就農者に重きを置かれ、新規就農者については決して手厚いとは言えない支援であったり、法人や団体を対象に支援するものが多いのが残念に思います。

多様な人材をふやすための環境整備や家族経営で販売まで行っているような小さな農家にも光を当てる施策を考えてはどうでしょうか。

持続可能な農業の形態はこういうところにあるし、集中するより分散した方がリスクは少ないと私は考えるからです。

また、農水省は、環境負荷の軽減と農業生産力向上の両立を目指す中長期的な政策方針として、「みどりの食料システム戦略」を掲げ、2050年までに有機農業を全耕地面積の25%、100万ヘクタールに拡大すると生産体系を大きく転換する方針を打ち出しています。

政府の脱炭素社会目標を受けての検討が始まっているということです。

持続可能な農業を推進するのなら、有機農業に取り組む農家を支援したり、有機農業に誘導する仕組みを考えるべきではないでしょうか。町長のお考えを伺います。

2点目、浦臼町におけるSDGsの取り組みは。

SDGsとは、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」で、2030年までに実現すべき各分野の課題を17のゴールとして定め、持続可能な世界への道筋を示しています。

自治体も各地で取り組みを始めていて、例えば当別町では、木質バイオマス事業に取り組み、町内の小中学校にバイオマスボイラーを設置して、町内で加工した木質チップを利用することで、エネルギーの地域循環を目指しています。

また、木質バイオマス発電所も誘致し、発電で発生する熱も温室栽培など有効に利用するそうです。

浦臼町でも総合振興計画の中で、「町民の自主的な環境保全活動の促進や持続可能なエネルギー資源を活用した資源循環の仕組みの構築など、豊かな自然環境の保護と低炭素・循環型社会の実現に向けて積極的に取り組む必要がある」と述べています。浦臼町のような小規模自治体でできる取り組みは何だろうと考えました。身近な問題として、ごみの地産地消はどうでしょうか。

富良野市では、燃やさない、埋めないを基本理念に、紙、プラスチックなどの燃えるごみをRDF（固形燃料）に加工し、すべて道内の製紙工場や熱供給会社に販売しているそうです。

その輸送コストで収益は今のところゼロということですが、塩分を除去する研究も進んでいて、燃料品質が上がれば、小規模燃焼機でも重油代替燃料として利用可能で、市内でも使えるようになるの見込んでいます。

生ごみは堆肥肥化し、堆肥の利用も盛んで、在庫はゼロだそうです。

浦臼町も農業の町ですから、良質な堆肥をつくることは、有機農業の推進にもつながります。

浦臼町は、現在すべてのごみを広域で処理しています。このまま人口減少が進むと、広域でのごみ処理に係る費用は、町民1人当たりの負担額がますますふえることになっていきます。

ごみを資源化することによって、ごみ処理の費用を大幅に減らすことができるのではないかと考えます。

前述の富良野市では、燃やすごみは紙おむつぐらいしかないということです。

また、下水道の終末処理についても、奈井江町の浄化センターで広域処理をしています

が、今後焼却炉や下水道管が老朽化したときの建てかえ費用を捻出するのは、小さな自治体には負担が大き過ぎると考えます。

長期的な見地から、ごみは町独自で資源化する、汚水は各家庭に合併処理浄化槽を設置して、各家庭で処理をすることがコスト的にも低く抑えられるのではないのでしょうか。

今から先進地を研究し、循環型の持続可能なまちづくりとして浦臼町版ごみゼロウエイストに取り組むことを提案いたします。

○議 長

折坂議員の質問に対して、答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の浦臼町立学校の残業時間の実態でございますが、教育委員会が策定している「学校における働き方改革アクションプランに」におきましても、国の指針に基づいて策定しており、教職員の在校時間から所定の勤務時間等を減じた時間の上限につきましては、1カ月45時間、1年間で360時間以内としております。

本町学校職員の在校時間の実態でございますが、学校管理職を除いて報告をさせていただきます。

昨年4月から本年2月までの11カ月間において、1カ月の上限である45時間を超えたのは、小学校では13名中3名で延べ143月中7回の超過、中学校では11名中4名で、延べ121月中6回の超過がございました。

なお、現在までの11カ月間において、1年間の上限である360時間を超えている職員は、小学校1名、中学校2名が超過している状況でございます。

また、11カ月間の1人当たりの月平均の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間につきましては、小学校で約21時間、中学校で約23時間となっております。

しかし、学校管理職につきましては、4名中3名で、延べ44月中26回超過しており、特に教頭職におきましては、すべての月で超過しており、管理職の平均在校時間につきましても、月平均48時間と上限を超過している状況でございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症に対する対応など、学校運営に大きな影響があり、学校職員につきましても臨時休校に伴う学びの保障や施設の消毒作業、児童生徒の体調管理、家庭への連絡など、これまでとは違うところに貴重な時間や労力が割かれていましたが、それはそれとしまして、教育委員会としましては、働き方アクションプランの実現に向け、できることから確実に実行し、より一層推進していく考えでございます。

次に、2点目、ICTの有効活用についてですが、国のGIGAスクール構想につきましては、先ほど静川議員のご質問でもお答えいたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止、児童生徒の学びを保障する手段として、前倒しで実施されましたことは説明のとおりでございます。

教育委員会、学校といたしましては、4月からの使用に向け、端末や通信機器の貸し出し、使用のルールづくりなどを進めている最中であり、具体的な活用方法につきましては、今後の課題であると考えております。

このような状況の中、令和3年度小学校におきましては、道費による国語専科加配に加

え、町費加配教職員枠の増加、算数の指導者用デジタル教科書や電子ドリルの導入など、ICT教育環境を整備する計画であり、特に指導者用デジタル教科書は、教材研究、教材作成等の授業準備に係る時間・労力を削減し、教職員の子供と向き合う時間の増加が見込めるものと認識しております。

また、今後、職員の研修につきましても、オンライン参加が可能なものがふえることが見込まれ、移動に係る時間の短縮が見込まれます。

今後は、子供たちの健康に与える影響も勘案しながら、本町の教育に即した活用方法を検討してまいりたいと考えております。

3点目の部活動ガイドラインの実効性についてでございますが、浦臼町立学校における働き方改革アクションプラン及び浦臼町の部活動のあり方に関する方針において、基本的な方針を定めており、中学校にも通知をしているところでございます。

現在、中学校の部活動につきましては、この方針に基づき適正に運用しているものと認識しております。

次に、4点目の保護者からの過剰な苦情や不当な要求に対する対応策と教育委員会の支援体制についてでございますが、現状、学校の状況等につきましては、毎月開催しております定例の校長会及び教頭会において近況報告を受けており、近年、本町におきましては、議員ご指摘のような実態は報告されておられません。

また、教育委員会としましては、支援体制を特に設けているわけではございませんが、学校との信頼関係が構築されており、教育委員会としていつでも対応できる環境にあると認識しております。

次に、5点目のご質問につきましては、議員ご指摘のとおり、働き方改革を推進する上で、教職員自身の意識改革はもとより、保護者や地域社会の協力は欠かせないものであります。

本町においては、平成29年度末からコミュニティスクール、学校運営協議会制度を導入しており、学校の基本的な運営方針につきましては、学校運営協議会の承認が必要となっております。

学校運営協議会の構成につきましては、地域の各団体から選出された委員の方々も多数おられますことから、十分ではないにしても、一定程度、地域のご理解を得ているものと認識しております。

また、これまで、働き方改革アクションプランにつきましては、ホームページには掲載しておりませんでした。議員ご指摘のとおり、町民各位のご理解を得るためには必要なこととございます。

ご指摘の後ではございますが、浦臼町立学校働き方改革アクションプランとあわせて浦臼町における部活動のあり方に関する方針をホームページに掲載させていただきました。

今後とも本町の働き方改革の取り組みがより多くの方々のご理解を得られるよう、鋭意、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、6点目ですが、令和2年12月、公立学校の義務教育学校の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が改正され、働き方改革を推進するため、教育職員について1年単位での変形労働時間制の適用が可能となりました。

これにつきましては、令和2年第1回浦臼町議会定例会において、牧島議員からも同様

のご質問を受けており、その当時の答弁におきまして、教職員に対する変形労働時間制の適用につきましては、長時間勤務の解消を図るものとして、変形労働時間制だけでは根本的な解決にはならないと認識しておりますが、勤務形態の多様性を考慮した場合、制度がないことにより教職員が不利益とならないよう制度としてはしっかりと整備し、制度の導入や運用に関しては、丁寧かつ慎重に対応しなくてはならないと答弁させていただきました。

この考えにつきましては、現状も変わっておらず、当時の牧島議員や今回の折坂議員のご指摘のように、この制度の運用に関しましては、さまざまなご意見があることも認識しております。

今後は、教職員の働き方改革の推進に向け、他の取り組みの実施とあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

折坂議員の2点目、持続可能な農業の推進とはのご質問にお答えいたします。

1点目の多様な人材をふやすための環境整備や小さな農家にも光を当てる施策については、執行方針でも述べましたとおり、農業者の高齢化や人口減少など、労働力不足による生産基盤の脆弱化を防ぐためには、国営農地再編整備事業に積極的に取り組み、農地の大規模化を進め、スマート農業を取り込んでいくことが必要であると考えております。

本町農業の将来を考えたとき、個々の経営も大切ではありますが、より一層協力し支え合いながら経営していかなければならず、その形の一つとして法人化や団体化があると思っております。

今回提案させていただいた農業活性化支援事業につきましては、今までお話しさせていただいた考えをもとに、将来につながる取り組みを広く支援させていただくものであると考えております。

また、新規就農者に対する支援については、十分と言える状況にないことは理解しております。

しかしながら、有効な方策や体制づくりは短期間では困難でありますので、今後も継続して検討してまいります。

2点目の有機農業者に対する支援や、有機農業に誘導する仕組みにつきましては、有機農業を含む持続可能な農業は、スマート農業と大きくリンクしていると考えており、「みどりの食料システム戦略」においても、先端技術の活用は不可欠としております。

その上で、機器の電氣化や地域に眠る未利用資源の活用などにより脱炭素化を進めるとあり、有機農業の取り組み面積拡大においても、水管理や除草の自動化などスマート農業を基礎として考えられておりますことから、スマート農業の推進は有機農業の拡大も含めた持続可能な農業の推進につながるものと考えております。

続きまして、3点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の広域でのごみ処理では費用負担がふえるとの考えについてですが、町ではこれまで複数の自治体が広域で多くのごみを処理するスケールメリットにより、ごみ処理

のコストを抑えられると考え、広域化を推進してきました。

実際、地方分権改革推進委員会から、国や地方公共団体に対して広域行政の推進に取り組むよう勧告が過去になされております。

また、現在の広域で行っているごみ処理においても、ごみの再資源化は既に行っております。

エネクリーンで処理されている燃えるごみは燃焼するときの熱量を電力に変えて売電を行っております。

質問の中に記載がありますRDFへの加工についても、ごみの持つ熱量を再資源化するという点では、エネクリーンでの再資源化と変わりはありません。

また、くるくるで処理されている生ごみについても、その処理過程で発生するメタンガスを圧縮し燃焼させ発電を行っておりますし、残渣については堆肥化しておりすべて資源化しております。

以上のことから、現状では廃棄物に係る広域処理を解消し、浦臼町単独での廃棄物処理を実施する考えはございません。

最後に、下水道事業についてですが、建設当時に下水処理と浄化槽処理の経済比較を実施しており、その結果により下水道区域を決定しております。

当町の下水道施設も供用開始から20年が経過しており、下水道管の耐用年数は50年となっていることから、来年度、公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、施設の効率的な維持修繕や更新が行えるよう考えております。

以上です。

○議 長

ただいまから、昼食のため休憩といたします。

午後1時30分から再開いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時29分

○議 長

それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします

折坂美鈴議員の一つ目の働き方改革についての再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

教育長のご答弁によりまして、浦臼町立学校の職員の皆さんの勤務実態がちょっと明らかになってきたところがございますが、やはり多いなという感想でございます。

残業時間の上限を超えている職員も小学校1名、中学校2名がいらっしゃるということがございますし、平均として押しなべても小学校で21時間、中学校で23時間ということは、皆さんが定刻どおりに帰っているという実態はないというところかなと思います。

また、管理職については、教頭職ですべての月で超過しているというところで、これではブラックと言われてもしょうがないのではないかなという印象でして、ぜひここは変えていかなければいけないと思っておりますが、タイムカードの数字にあらわれない部分、こ

れもあるのではないか、そこまで把握する必要があるのではないかと思っています。

勤務時間の管理は、働き方改革の手段ではありますが、目的ではないので、タイムカードの導入で早く帰るということを求められて、仕方なく自宅に持ち帰る、そのようなものがふえているいうのも聞いておりますので、これでは本末転倒だと思うんですね。

教職員に対してそのような実態があるのかどうかということは、アンケートしないとわからないと思いますので、そこまで努めていただければうれしいなと思います。

目指すのは残業ゼロでございますので、そこを目指してやってほしいということでございます。

持ち帰りまでしてする仕事、これを減らすためには業務内容の見直し、これが必要かなと思っています。

業務の負担軽減ということは、教員でないといけないこと、それから教員ではなくてもできること、その分類をきちんと分けて、教員でなければならないことに集中できる体制、そういうのを追及していかなければいけないのではないかなと思います。

それで、ICTを使った指導法ということでお聞きをしたんですけれども、これは導入を検討されるときにも質問したんですけれども、なれた人は授業の準備短縮にはなると思いますが、このICTになれない人も結構多いと思いますので、これはかえって時間がかかったりするのではないかと心配がありますし、それがまたストレスになったりするのではないかと思います。

前も申しましたが、ICT支援員ですか、外部からの支援というのも必要ではないか、これは配置できないものかどうか、もう一度お伺いをします。

あと部活動については、これはまたなかなか大変なところでございまして、ここの部分については保護者の理解がなかなか得られないところではないかと思うんですね。

部活動は本来必ず教職員がやらなければいけない仕事ではないということをごきちんと保護者に説明するべきではないかと思います。

ここの部分でも、保護者や地域の方を指導員として招くということは考えていらっしゃるいませんか。ここの部分をお伺いしたいと思います。

外部人材の導入には国の予算もつくと聞いておりますし、ここが教育委員会の腕の見せどころというか役割は大きいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

世界の中でも日本の教職員の勤務時間の長さは群を抜いているといいます。子供の教育について、教員だけではなく専門スタッフとか地域住民や保護者がチームとなって子供たちを見守る仕組み、こういうものができなければ教職員の負担はなかなか減っていかないのではないかと思いますという点。

それから、最後に変形労働時間制ですけれども、この導入に当たって、慎重に行うということですね。

それはもちろんなんですけれども、私や牧島議員が指摘したとおりではなくて、当事者の先生方の意見といいますか、そういうものをきちんと聞き取ってから制度を設定していくということが必要ではないかと思いますので、その点について再質問いたします。

○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまの再質問にお答えをいたします。

まず、在校時間が長いということに関しまして、現状、持ち帰り等が行われているかという、そのような実態はないと認識しております。

今年度につきましては、ちょっと通常と違って特殊事情がかなり大きいと考えておりました、コロナで臨時休校が年度末に行われて、4月に再開したんですけれども、4月20日からまた一斉の臨時休校になって、5月末までということ、今年度分として教育課程を編成していたものがすべてやり直しになったという状況もありますし、今現在は校内の清掃が普通の清掃でいいということになっておりました、例えばドアノブだとかそういったところは1日1回消毒するよということが示されておりますけれども、それは秋以降のことで、秋以前については消毒作業は児童生徒にやらせてはいけないということで、例えば児童生徒が帰った後に先生方は床を含めて一斉に消毒作業をやってから教材研究等をやっていたと考えております。

中学校につきましては、生徒が帰った後消毒して、部活が終わった後消毒してというようなので、また修学旅行につきましても行き場所の選定だとかあと密を避けて移動するための手段、あるいはそれを保護者の方に説明する時間、通常とはいろいろ違った意味で時間がかかっていたということが予想されます。

ちょっと今年度分だけを見て、残業時間が多いというのは一概には言えないのかなと思っております。

ただ、現状を見ると減らさなければいけない、ただゼロにはならない、それが給特法で時間外の手当はないけれども、ある程度の時間外を見た上での給料が設定されているということです、例えば1日1時間いると一月20日ですので、1人1日1時間学校に残っていると月20時間ということに簡単にそれぐらいになってしまうのが現状です。

また、それぞれ先生方のライフステージによると思いますけれども、必ずしも学校にはいけないのと思っている方も多分いるんだと思うんですよね。もっと突き詰めたい。

そういう方もいると思いますし、一概にはちょっと時間だけでは判断できない部分があるかと思えます。

しかし、やっぱり教職員が心身ともに健康で笑顔で子供と接するというのがやっぱり基本になってくると思いますので、今後につきましても時間の短縮に努めていきたいと思っております。

それから、また教育費ではありませんけれども、総務費の一般管理費で職員のストレスチェックの予算を計上してもらっております、学校職員の道費負担職員分につきましても総務課の方で予算を計上してもらっていますので、そういったものも活用していきたいと考えております。

それから、ITCの関係ですけれども、なれない先生となれる先生ということでしたけれども、これは電子教科書も24年には導入されるということです、これはやっぱりなれてもらわなければいけないと考えておりますし、通常授業で使うためのいろいろな例えば紙に図形をかいたものを授業のために用意していただくかということ、例えば電子教科書になればそのような教材というものはもうその教科書の中に幾らでも教材が入っている、それをアップで提示すればいいだけということになりますので、時間は短縮になる

と考えております。

それから、ICT支援員、これにつきましてはシステムのやっぱり保守ということで対応していきたいと思っております。

導入するにしても、1校に1人というわけにはいきませんので、複数の学校、市町村と協議する必要があるのかなと考えております。

それから、部活動につきましても、現在適正に処理されておりました、道の指針で示されております平日2時間程度、それから学校の休業日、土日については3時間程度で土日、両方使うことはしておりません。

大会についても、土曜日、日曜日、両方2日間使う大会には出場しない取り組みとなっております。

それから、令和5年から部活動については、基本、教職員以外の人材を使うことになっておりますけれども、これにつきましては、うちの場合生徒の数が減っております、部活動の存続自体がどうなるかという状況になっております。

今現在、バレー部と卓球部と文化部なんですけれども、バレー部につきましては奈井江町と合同チームということでやっている状況です。

それから、人材についても、なかなか見つからないのかなと考えておりました、令和5年度どうするかということで協議検討、近隣とも情報交換しながら検討をしてみたいと思っております。

それから、変形労働時間制、これにつきましては答弁をさせていただいたとおりであります。制度としてはできるようにしておきたいと思っております。

ただ、それを必ずしもこれを使いなさいという立場にはないと考えておりますので、制度だけは用意したいと思っております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

北海道の教員不足は慢性化しているという新聞記事を見ました。道内14管内中11管内で教員募集を継続して行っているという記事を見たんですけれども、教員が日々の業務に疲弊して、その状態で子供と向き合っていたら、子供にも悪影響が出るのは当然でありますし、そんな先生の姿を見て、子供たちが将来先生という職業につきたいとは思わないのではないのでしょうか。

だから、教員の生活の質を上げるということを念頭に、例えば先ほどの中で消毒作業を先生が行っている話がありましたけれども、コロナはまだ収束していないので、またどういいう状況になるかもわかりませんので、またそういう状況が来るとも考えたら、その消毒作業については先生ではなくて、どなたか地域の人にやってもらうとか、そういう方法もあるのではないかなと思いますし、まだまだ改善の余地はあるのかなと、お話を聞いていました。

ですから、先生たちがそういう時間的な余裕を持つことによって、本業である教材研究とかに熱心に取り組めますでしょうし、自分のスキルアップのために講習会を受けたりと

か、あと地域住民の方と交流したりとか、そういう時間ができることで余裕ができて、情熱を持って生徒たちに教育に当たっていただけるのではないかなと私は思うんですね。

教育長の教職員の働き方改革をやることの意義について、ちょっとお考えを伺いたいのですが、よければ簡潔にお願いいたします。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

必ずしも、私はうちの町の教職員が疲弊しているとは考えておりません。

ただ、実際の時間外の時間を見ると、やっぱり超えている月もあるということで、それは縮減していかなければいけないと思っております。

毎月定例の校長会とかありますけれども、校長からも報告を受けて、そういった中でのようにしたらいいかということは今後も検討をしていきたいと考えておりますし、それができるような対策の案があれば、どんどん取り組んでいきたいと考えております。

よろしいでしょうか。

○議 長

それでは、持続可能な農業の推進についての再質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

持続可能な農業ということでSDGsにかかわることだと思います。SDGsは持続可能な社会にするために必要なのは多様性と言っているんですよ。

ですから、だれ一人取り残さないというのがこのSDGsの一つの肝であると、それを頭に置いての質問なんですけれども、まず町政執行方針を聞いていて思ったのは、町長が目指す浦臼町の農業の将来なんですけれども、これは少数の精鋭農家が集約された農地をさっそうと大型機械で耕作するという光景を目指されているのかなと思ったんですね。

でも、そこには人口減が進んでいるし、均一化された農地しか残らないという、私はそういう考えです。

もっと多様な農業者がたくさんいる社会、そこには定年帰農の人がいて、直売所に出す細々した野菜をつくっていたり、有機農業をする人が畑で消費者と一緒に交流をしている姿であったり、もっと専門的な野菜をつくってレストランにおろしている人がいたりとか、さまざまな農業者が暮らす、そういう農村を目指すことが持続可能な農村のあり方だと私は思うんですね。

まず、町長の目指すこの町の農業の将来像というのをお聞かせ願いたい。基本的なことをお聞かせ願いたいと思います。それが1点目です。

今回、後継者の若者との懇談をもとに浦臼町の将来を担う人たちの意見を取り入れて、すぐに政策に生かしたことは大いに評価をさせていただきたい。今までになかったことだと思います。

その中で、具体的な質問なんですけど、8本の事業があるんですけども、ハード事業として新規作物等導入事業、それから農業者チャレンジ支援事業では加工品を製造や販売するための設備の整備品に対する支援なんですけど、この対象者は2名以上の農業者の団

体がグループになっているんです。

ソフト事業でも新規作物の種苗購入費の補助もありますけれども、あとブランドカアップ事業、これも販売PRの経費を補助するものですが、これも2名以上の農業者の団体かグループとなっているんですよ。

個人で新規作物に取り組んでいる人にも当たらないんですか。その理由は何かということをお聞きしたいと思います。

町長の考えとして、個人経営よりもグループ化、法人化を進めたいという、そういう気持ちのあらわれなのかなと思います。ある特定の団体を意識しての施策だったとしたら問題なんですけど、大きくするよりも私は分散化した方がリスク管理ということでは持続可能な農業だと思いますので、この部分はちょっと賛成しかねる部分であります。

この具体的な質問にお答えください。施策の質問ですね。

最後に、コロナによっていろいろな生活様式が変わることになったんですけども、その中で東京都に一極集中したことのリスクにみんなが気づいて、地方に移住者がふえているという傾向がありますよね。

今回こそ新規就農者の対策をやっていただけたらと思っていました。今新規就農者を受け入れる体制をつくらなくてどうするのかかなと思いました。

今回の農業施策では新規就農者の受け入れ態勢、それから研修施設など環境整備、このことについては一言も触れられていなくて、ただ新規就農者に借りた農地に対する賃借料の2分の1を最大20万円を5年間、法人では50万円を3年間支援しますよと。

これだけで新規就農しようと思っている人に浦臼町は選ばれないと思うんですね。もっと手厚い支援をしているところはいっぱいあります。

熊本県では、担い手農家を長期的に支援するために、熊本農業経営継承支援機構を立ち上げました。

山口県でも、農の継活と言っていますけれども、スタートアップ推進事業というのを立ち上げていまして、農地や農業施設を譲ろうと考えている農家の情報をデータベース化して、見える化して、あとは新規就農を希望する人の情報を全国から集めてマッチングする、そういう仕組みを立ち上げたということでもあります。

これは県レベルの大規模な話なんですけれども、持続的な農業の発展のためにはやるべきことをやるぞという、そういう決意があらわれているのではないかなと思います。

私は持続可能な農業の推進というならば、新規就農者の対策は欠かせないと思っておりまして、ほかにもいろいろ婚活事業であったり、あとは地域おこし協力隊の農業部門での募集であったりとか、いろいろやることはあると思うんです。人をふやす施策ですね、そこが足りていないのかなと思いますが、この3点についてお答えを願います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

3点ご質問ありましたので、お答えいたします。

まず、私の考え、農業の将来像ということでのご質問ですけど、執行方針ですとか、所信表明の中でもまずお話ししていたところに当たるんですけど、まず北海道は農業と

ということで、やはり大規模化は避けられないというお話もありましたけれど、それは北海道という特性上もまず避けられないこれから進む道だと思っています。

当然、これからICT化が進む中で、スマート農業を取り入れた農業、若手農業者とも話しましたが、やはりそういうのに取り組んでいきたいという声も非常に大きかったものですから、今回の補助事業の中にも取り込んだところでございますけれども、将来像といたしましてはやっぱり大規模化、集約化というのがまずあるのかなと、それにICTを絡めていくというのが北海道農業のまず進むべき姿かとは思っております。

それに当然大規模農家だけでは数も少なくなってきましたし、小さな経営での農家さんをどう拾っていくかという部分です。

新規就農の話がちょっと最後の質問とも絡んでくるんですけど、私、新規就農を人口対策といいますか、人口増に結びつけるようなところまで持っていきたいというのが考え方としてはあります。

そのためには、今回の執行方針にも少し書かせていただいたんですけど、ちょっと体制を整えないことには、今ちょっとお話にもありましたけれど、受け入れ態勢であったり研修体制であったり、当然食べていかなければいけないわけですから、そういう生活支援の部分であったり、かなりありとあらゆるものが整っていないと、先進地というのはそういうところが多いんですけど、裸で来てそのまま食えるとかというほど甘くはないのがお話としては聞いていますけれど、それなりの覚悟とある程度の資金をそれなりに用意した中で、浦臼町を選んでいただけるような形に持っていきたいとは考えております。

それが何でもかんでも作物としていいのかというのが、私にはまだちょっと答えが出ていないんですけど、一般的に考えられるのは施設園芸、トマト栽培などが比較的入りやすい作物とは言われておりますけれど、今若手の間でニンニク栽培なども少しずつですけど広がってきているという話も聞きますし、改良普及センター等に聞きましても、それなりに有望な作物であるというお話も聞いておりますので、そのあたりを改良普及センターとも協議をしながら、経営のモデル化というのですか、作物、規模、作物の組み合わせ、そのあたりをモデル化して、浦臼町としてこういう形で受け入れをしていますよと、そのための支援はこうなっていますよという見せ方ができるところまで行きたいと考えていますので、今回の補助事業には間に合わなかったと見ていただいて構いません。

当然、新規就農といいますか、既に入られてまだ日の浅い方も使える事業としてはあるんですけど、一からの新規就農者を受け入れるための施策というところまでは今回は至っていないということでご理解をいただければと思います。

2点目の2名以上の農業者、団体を条件とする補助事業ということで、なぜなのかというところですけど、すいません、まだスタートだったものですから、1人の考えよりも二方、三方の協議によってこうやってみないかというある程度のまとまったグループで、1人の、言葉は悪いですけど、思いつきではなくて、複数人のアイデアと考え方で事業に取り組みたいという、それなりの考えを持って進んでいただきたいというのがまず根底にあったものですから、お1人ではなくて複数、団体での取り組みと今回はさせていただきました。

将来的にもこれに固執する気はありません。使いやすい形に変わっていくのは当然かもしれませぬけれど、今回はそういう形で事業化を進めたいと思っております。

3点目の新規就農は、ちょっと話がダブりますけれど、今回は新規就農者だけを対象とした事業としてははっきり言って組んでいません。これから検討して新たに事業化したいと思います。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

新規就農者対策については、今練っているところだということで、必ずやるというお答えをいただきましたので、少しは安心しましたけれども、急いでやってほしいなと思うところと、もう少しお金をつぎ込んでもいいのではないのかなという今回の予算を見て思いました。

それと、お願いしたいのは、いろいろな声を拾っていただきたいということです。

もちろん、団体でやっていらっしゃるところに支援をするという声もわかりますけれども、1人でもやるぞという人もいるかもしれないではないですか。

だから、いろんな方の声を拾うのが一番だなと、そうやっていただきたいなと思うし、制度についても柔軟に変えていくということも必要だなと思います。とにかく、いろんな声を聞いてください。

それから、作物についても、何をやれば正解かということはないと思うんですよね。いろいろやっても良かったらいいと思いますし、農協も多品目栽培というのは推奨しています。今の時代ですね。

こちらから決めつけるのではなく、いろんなことにチャレンジしてもらって、その気持ちに対して応援をしていくという施策になればいいかなと思います。

本当に大規模一辺倒でいきますと、もうどんどん1人の農家に負担が大きくなってしまって、そうなるいろいろなことをやりたくても手が回らないんですよね。できなくなるという弊害もありますので、そこのところは考えていただきたいかな、そこに余り集中することのないようにお願いしたいと思います。

最後に、有機農業についてなんですけれども、お答えの中に有機農業を含む持続可能な農業はスマート農業と大きくリンクしているとありましたけれども、これはちょっと私には理解できません。

有機農業を取り組む人をふやすということをやっていただきたいと思います。

韓国では、学校給食に有機農業を採用したことで、有機農業をする人がすごくふえたんですね、そういうこともあります。国に追随することはないと思います。町独自で有機農業を支える仕組みを考えていただきたいと思いますが、これは質問ではないです。質問ではなかったらだめですね。意見です。ごめんなさい。

○議 長

それでは、3問目の再質問ございますか。

○5番（折坂美鈴君）

時間がなくなってしまって、残念なんですけれども、私のこの趣旨は、SDGsに浦臼町は取り組むのかというところをお聞きしたかったんですけれども、そのお答えがなかったので、最後にそのお答えだけ聞かせてください。

SDGsはやっと日本でも取り上げられるようになったんですけど、世界ではもう環境破壊が進んでいるので、このままでもたないよというところで大分前からMEDsも始まりましたし、それを引き継いでSDGsということで、人の命と健康、社会の融和、自然との共生などを大切にするとというところで始まっているんです。

もう自治体にも、まち・ひと・しごと創成総合戦略の中にも、これ、取り組まれております。2018年で自治体で取り組んだのが4.9%だったんですけど、今はもう39.7%が取り組んでいます。浦臼町では取り組まないんですかというところをお聞きしたかったです。

○議長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

これはごみがメインでお話しになっておりますけれど、ごみも含めた中ということですね。

○5番（折坂美鈴君）

根本的な考え方を伺いたいと思いました。

○町長（川畑智昭君）

とりあえず、ごみの話で聞いていたんですけど、今ここでお話ししたように、折坂議員の言われるような形ではないにしても、再資源化ですとか、有効活用ですとかは広域の中で図られているという考え方で、今まで私たちも取り組んできましたので、それはSDGsという言葉が多分できる前から取り組んでおりますので、それそのものではないのかもしれないですけど、資源の活用という意味では、廃棄物に関しては一定の取り組みはしてきたと考えております。

全般的な話ですけど、余りにも範囲が広い話ですので、取り組む、取り組まないというのなかなか難しいところではあるんですけど、ただ意識の問題もかなり大きいと思います。

具体的な話も17項目からなる目標があるわけですから、取り組めるもの、取り組めないものの中にはあるのは自分でも承知しているつもりですけど、その中で意識としては考え方を持って、これからの計画づくりですとか、新たな取り組みに対してはその考え方に沿って進めていきたいという考えはありますけれど、それが表にどんと大上段に構えるかどうかはまた別の話ですけど、考え方は生かしていきたいと思っております。

○議長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

おっしゃったように、既存の施策についてもSDGsの枠組みで整理し直すとうなるかという、そこから始めていただければいいのかなと思います。

広域化で再資源化はやってきたということなんですけれども、広域化の一番のデメリットは、みんなが無関心になることだと私は思っています。

くるくるでやっている再資源化、浄化センターで堆肥をつくっているのも知りました。今回担当課に聞いて勉強させてもらって知ったけれども、堆肥があんばいされていること

なども知らなかったんですね。

だから、この情報を浦臼町民のどれだけの人が知っているかなと思いました。

広域施設をつくる場合には、きちんとした住民説明が必要なのに、そこがおろそかにされた結果かなと思います。

ごみの問題にしても、自分たちの問題としてとらえて、堆肥化にしてもみんなが協力してやって、最終的に循環して自分たちのところに戻ってくるということがわかれば、ごみもちゃんと選別をして出すとか、できた堆肥についても使ってみようという気になると思うんですけど、その点においてが今足りないところかなと思いますので、それを自前でやったらどうだろうと考えたところであります。

下水道についても、今835戸しかありませんけれど、接続戸数445戸です。半分しかいないのに、これだけの予算を使って毎年やっているという、平成8年に着工したときにはそれでよかったのかもしれないけれど、今20年後にはもう1,000人になってしまいますよ、人口が。

それでもつのかというところは、今立ちどまって考えるべきときではないか、別の方法がないかどうか検討していただきたいということでの質問でした。いかがですか。

○議 長

答弁ありますか。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

周知が足りなかったというのは、多分していなかったわけではないですけど、かなり前にしたきりになっていたんだと思います。それは改めて検討したいと思います。

その大きな広域化と単独の処理かの選択が迫られる時期が来るといって本当に大きな話になってきますけれど、とりあえずは広域化では進まざるを得ないと今は思っておりますけれど、今おっしゃられたようなことを今から考えておくのか、一定期間後に考え始めるのか、ちょっとこれはなかなか今すぐお答えできるような話ではないと思っております。

今のところは広域化がベストな選択だと思っておりますけれど、それがそうではなくなる時期が来る可能性があるというお考えですので、今は私たちはまだそこまでは考えておりませんが、そういう意識ではいようと思っております。

○議 長

それでは、発言順位4番、高田英利議員。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、定例会に当たりまして、町長にご質問をさせていただきます。

それでは、総括的な地域公共交通についてということでご質問をさせていただきます。

令和2年、JR札沼線が4月をもって運行を廃止し、それに伴い代替バスが浦臼当別間の運行を開始をいたしました。

さらに、土日祝日の奈井江浦臼間とJR美唄駅への乗り合いタクシーの運行が開始をされ、おおむね1年が経過しようとしています。

しかしながら、昨年末にビジコーが一般タクシー事業を令和3年9月での廃止の予定となり、さらに2月には中央バスが浦臼滝川線の運行を廃止したいとの話があったというこ

とであり、浦臼町は令和4年9月までの運行を希望しているということの報告でした。

また、隣町の新十津川町では、既に中央バス廃止後の施策を用意しているとのことで、浦臼町がその情報に乗りおくれたことは否めない事実ですが、特に滝川市方面への通学の交通機関としての役割は非常に重要だと思っております。

廃止後、どのような路線となるのか協議を重ね進めていくものと思いますが、先日の協議会の説明では、4年の10月より新路線での運行を開始をしたいということの説明でしたが、既存の路線についてもあわせて総括的に整理をし、存廃を含め合理的な運行が今後必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

また、財政面でも公共交通に多くの支出が必要と思えます。現在公共交通に総額幾らの予算を持って使っているのかお伺いをいたします。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

現在運行路線につきましては、町営バス奈井江線、中央バス滝川浦臼線、町内の乗り合いタクシー2路線、町外の乗り合いタクシー2路線、混乗型スクールバス2路線、JR札沼線代替バス月形浦臼線の9路線を運行しております。

多くの路線を運行していることから、多額の経費を要しており、議員ご指摘のとおり運行路線の拡充、統廃合を含めた中で検討を進め、地域の代表者や福祉及び教育団体、交通事業者などに参画いただいた活性化協議会を設置し、新たな公共交通体系の構築に向けて進めてまいります。

次に、令和2年度の地域公共交通に関する執行状況でございますが、生活交通対策費では約1,492万円を支出しており、主な支出は中央バス滝川浦臼線の負担金859万円、JR札沼線代替バス月形浦臼線の負担金633万円でございます。

タクシー等料金利用助成事業ではなく279万円を支出しており、主な支出はタクシーチケット利用者負担分でございます。

町営バス運行事業では約630万円を支出しており、運行业務委託料でございます。

乗り合いタクシー運行事業では約951万円を支出しており、主な支出は町内乗り合いタクシーで154万円、町外乗り合いタクシーで156万円、奈井江線車両購入負担金で640万円でございます。

地域公共交通総額で3,352万円の事業費を支出しており、歳入では町営バス及び乗り合いタクシーにおける地域内フィーダー系統補助金として299万円の採択を受けてございます。

以上でございます。

○議 長

再質問ありますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

今、9路線運行しているということでご説明がありました。

今の話では3,000万円余りが町の支出ということで説明をされておりましたけれど

も、今年度の予算を新たに見直してみますと、そのほかに今年度は地域公共交通の調査業務として500万円、さらにタクシーの運行補助として300万円余りが計上されておりますし、さらに中央バスの負担金ということでさらなる増額ということで説明を受けたところです。

合わせますと総額で4,700万円以上になるのかな、そういう金額が公共交通の支出として、令和3年度の支出として予算化されていこうという状況ですけれども、そのほかにもまだスクールバスの業務委託として700万円近くが支出をされておりますし、福祉バスも社会福祉協議会の運行ですけれども、バスの運行をしているということの中で、総額5,000万円から6,000万円近い公共交通、福祉バスも含めてですけれども、お金をかけて運行、整備をしているという現状があります。

その中で、これからさらに車両の更新だとかスクールバスとかも年数がたってきて、更新の時期も迎えなければいけないとかという状況にもなっているのかなとも思います。

さらに、3月の協議会の説明の中では、新たに砂川線も検討、視野の中を含めたいんだというお話もありました。

そうなってくると、さらに路線の数がふえるのか、廃止検討される予定の路線もあるかとは思いますが、その中でこれだけの多くの予算をつぎ込んでも住民の足として利便性を高めた中での運行がどのように持っていけるのか、それはこれからの協議になろうかと思えますけれども、今ほど町長の答弁の中に、活性化協議会の設置ということでお話がありましたけれども、設置については地域の代表だとか教育団体、交通業者などということでありましたけれども、今まで開催しております地域公共交通会議と同じような形で進めるのか、それとは別なものとして設置をして進めていくのかが、1点お伺いしたいところです。

それと、来年中央バスが廃止されるということで、それに向けたスケジュールということでお聞きしたいと思います。

後段でも議員さん、お聞きすることになっておりますけれども、4年の10月からの運行ということになると、遅くてもことしじゅうには計画、整備がされていないと、恐らく来年の5月、6月には申請等の手続もある中で、やはりスケジュール的にかかなり厳しい状況になるのかなということも考えられますが、今業務調査が行われるということでしたが、業務調査の意見聴取をもって、その結果をもとにバスの路線計画を組み立てるということになるかと思えますが、その辺のスケジュール面をどのようにお考えになっているのかをお聞きしたいのが2点目です。

さらに、前段、先ほどの協議会の中で、新たな運行方法として、自家用有償旅客運送という形の運行方法が地域住民の協力を得て行うという形がありますが、道路運送法上の特例として白ナンバーで1種免許での運行が可能であるというものでありますけれども、それらに向けての町がどう体制を整備することになるのか、メリット、デメリットもいろいろありますし、それを含めて検討していくのか、それは除外をして考えていくのか、その辺、3点を含めて再質問をさせていただきます。

○ 議 長

答弁をお願いします。

石原副町長。

○ 副町長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の地域公共交通会議と活性化協議会の違いといいますか、活性化協議会となりますと、法定協議会という位置づけになりまして、もう少し幅の広い委員さんを集めた形の検討を進めるという内容となっております。

公共交通会議が活性化協議会に移行されるというイメージでとらえられていただければと思います。

次に、今後の新しい交通体系の検討のスケジュールについてのご質問です。

こちらにつきましては、本年度乗降調査等の委託業務を考えてございますので、そういった部分の現状を把握するのとあわせて地域住民へのアンケート調査を行い、こういった利用が多いのかというところをまず最初に把握をさせていただきながら、この活性化協議会の中でその意見を踏まえて、こういった交通体系を維持していくのがいいかという方策について検討していきます。

その検討した方策につきましては、令和4年6月末の国に出す申請に反映させた形で令和4年10月新しい交通体系で住民の足を確保できるようなスケジュールを目指して、今年度から動くという予定であります。

あと、その中で自家用運送輸送の手法につきましても、うちの町でこういった取り組みとしてできるのかというところは、その活性化協議会の中で検討してまいりますので、手法の一つとして可能であれば検討していきますし、地域ボランティアのお力をかりないと実現できない部分がございますので、そのあたりも含めてしっかりと検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○ 議 長

再々質問ございますか。

高田議員。

○ 1 番（高田英利君）

JR、そして中央バスという主要公共交通が廃止となった状況の中で、これからの公共交通の考え方として、今までの駅だとか停留所から乗り降りということが基本だったわけですけれども、これからやはり、特に高齢者などはドアツードアでの公共交通の考え方というのは大事な部分なのかなと思います。

やはり、今までの一般質問の中でも各議員さん、質問されておりますけれども、足の確保ができなくなったから、やはり浦臼町にいられなくなったとか、利便性の高い町場に移住するんだという方も私の近所でも何人もおられます。

そういったことも考えると、やはり公共交通のあり方というのは停留所やバス停というものもないわけではないですけれども、ドアツードアという考え方が第1にあるべきなのかなと、これからの公共交通のあり方としてと私は思います。

そして、また今度高校生の場合は、やはり公共交通の体制が整っていないところの高校へはなかなか行きにくくなるということも考えられます。

やはり、教育の機会を子供たちから奪ってもいけませんし、進学に及ぼす影響も大きなものとなってくるのかなと思います。

その辺もぜひ検討していただきまして、今後の施策に活かしていただければと思います。

以上です。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

当然、利便性のことを考えたら、ドアツードアというのが理想ではありますけれど、今現在も乗り合いタクシーというのは行き場所が固定されていますけれど、一応自宅ではドアからということになっておりまして、それは残していくことにはなろうかと思えますけれど、やはりドアツードアの部分と幹線という部分を両方考えていかなければならないところもありますので、幹線があれば用が足りる方がいらっしゃれば、ドアツードアでなければだめな方も当然いるということになりますので、すべての要望に当然こたえるということは難しいというのはわかっておりますけれど、これからアンケートもとりながら、要望をすくい上げて、計画を立てていきたいと思えます。

○議長

ここで、休憩をとりたいと思えます。

2時30分に再開をいたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時29分

○議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位5番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

令和3年第1回定例会に当たり、町長、そして教育長にそれぞれ質問をさせていただきます。

まず、町長に1点お尋ねをいたします。

表題として、人口減少をどうとらえ、どう対策を打つのか伺いたいとしております。

町政執行方針では、人口減少と少子高齢化を課題とされ、本町に限らず地方が抱える大変大きな課題だと考えております。

令和2年11月、町は、うらうすチャレンジプランでの人口目標では、令和6年度の人口予測値1,630人、目標値1,690人としています。令和20年代の予測値は1,000人になろうとしております。

昨年、そしてことしと、北海道新聞はこの人口減少について記事を載せております。手元にある記事を町長には4ページ立てになりましたけれども、本日の議論がかみ合うように思ってお渡しをしたところではありますが、昨年の1月とことしの1月、それぞれお目にかかったかと思えますけれども、管内24市町の人口動態を報道しております。その多くは人口減少傾向にあるものであります。

私は、そこで一つにはこの人口減少、どういう側面からとらえるかということが大事だ

と思いますが、人口減少に歯どめをかけると、そういう点ではここに生産基盤の維持が最も必要と考えますと書かせてもらったところですが、後の時間で農業生産額、もっと言えば農家所得、まだ言えば可処分所得、そういうところがやはり安定的に維持されなければならないと思います。

そういう意味では、人口そもそもが果たす大きな役割があると思うし、人口減少をやっぱり招くようではこの基盤維持自体が大変になると考えたところであります。その点が一つ。

それから、前段、各議員からも質問ありました。町が抱える大きな課題として、町民が住み続けるための通院、日用品の購入のためのアクセス条件がない中、これが最大の住み続けるための条件として必要であろうと。

方針にある、町内外移動をスムーズに運行するための4月以降のスケジュールについてお伺いをしたいと、こう質問をさせていただきましたが、前段お二方の質問にもあったように、町長、副町長からそれぞれ細部にわたっての説明をいただきました。

私ども議員がそれを受けて、しからばというところで、やはり今の実態を私たちも読み取る必要があるだろうと思っています。

例年、決算時の事務報告では、各路線の乗り合い人数等の案分した数字が載せられています。

ぜひ、こういう時期のもとで、前段、議員の質問に了としながら、私から求めたいのは、その実態の数値の公表について、より知った上で私たちも適切な発言もしていきたいと考えているところでありますので、その点での要請にこたえていただけるか否か、ぜひお答えをいただけたらと思います。

次に、教育長にお尋ねする点では2点ございます。

小中学校の臨時休校に伴う就学援助費の学校給食費、この交付を求めるとしております。

対象者への学校給食費に係る就学援助では、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業期間中、地方自治体が例外的に学校給食が実施されたこととみなすなどとし、保護者に支給できると通達をされたと聞いております。

この点について、本町にあってはどのような対応になったのか、お尋ねをいたします。

2点目には、隠れ近視の実態はどうかという点で表題を起こしております。

先般、年明けですね、1月と2月でしたか、隠れ近視の実態についてNHKで報道されました。

私も大変興味深く見たところでありますが、小中学校でのタブレットを使用する学習時間が多くなりつつあります。

先日、NHKテレビ報道では、児童生徒のいわゆる隠れ近視が多いとのこと。本町での実態はどうか、また検診等についての検討が今後必要なのではないかと考えるところであります。

以上について質問をいたします。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

1点目の人口減少をどうとらえ、その対策を伺うことについてのお答えをいたします。

北海道は、全国の耕地面積の約25%、農業生産額の約13%を占め、多くの品目で上位を占めています。

その北海道の中でも有数の農業地域である空知で農業を基幹産業としている本町において、議員ご指摘のとおり農業生産基盤の維持は最も大切であると考えております。

そのことにつきましては、執行方針で述べさせていただいた持続可能な農業の推進の中で考え方を示させていただきました。

人口減少が進み、担い手減少など労働力不足に対応することとあわせて、人口減少による需要の変化、稲作から畑作への転換などを含めた多様な営農の形に対応するため、国営農地再編整備事業やスマート農業の推進に取り組み、新たな提案をさせていただいた農業活性化支援事業により、将来につながる取り組みを広く支援してまいります。

2点目の町内外の移動に関するご質問にお答えします。

コロナ禍の影響等により、一般タクシー業者から、昨年12月に撤退の意向を伝えられましたが、議員各位のご理解をいただき、町の負担により令和3年9月までの半年間の運行に係る予算を上程させていただきました。

令和3年度につきましては、町独自の交通形態の再構築を目指し、乗降調査及び住民アンケート調査、住民との意見交換会を開催し、公共交通の現状、問題点、課題の整理を行い、高田議員への答弁のとおり既存運行路線の拡充、統廃合を含めた新たな公共交通体系の構築に向け検討してまいります。

質問の後半でありました資料の提供につきましては、再質問のときにお答えさせていただきます。

○議長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

牧島議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年2月27日から5月末まで、4月には一時再開しましたが、道内1,600校余りの小中学校が臨時休校となり、保護者の皆様には大変なご苦勞をおかけいたしました。

その間、学校が通常どおり開校していれば、当然、学校給食も提供されていたものと認識をしております。

議員ご指摘のとおり、他市町村においては、昼食費支援や休校期間中の生活困窮対策として、独自に援助している例があり、その内容につきましては、現金や商品券の配付、米・レトルト食品・缶詰などの現物支給など、全国においてさまざまな取り組みが実施されております。

さて、本町の学校給食につきましては、御存じのとおり認定こども園も含めて完全無料化となっており、今回の臨時休校による家庭の負担増等の影響につきましては、生活困窮世帯に限らず、全世帯において負担が増加したものと認識をしております。

本町の取り組みといたしましては、就学援助制度の対象世帯に限らず、高校生までを対象とした子育て世帯に対する支援として、昨年6月には1世帯5,000円の商品券を配付、また11月には1人当たり現金5万円を給付しており、これらの取り組みにより、休

校中における家庭の負担増加への支援につきましては網羅できているものと考えております。

次に、隠れ近視についてのご質問でございますが、これまで認識しておりませんでしたので、多少調べさせていただきました。

通常の見近視とは、眼球の中で網膜より前でピントが合ってしまうため、近くは見えても遠くが見えにくくなるもので、屈折性近視と言われております。

隠れ近視とは、眼軸長の伸びが原因で、網膜より前でピントが合ってしまう近視で、軸性近視と言われております。

これは、スマートフォン、テレビゲーム等の急速な普及により、近業が飛躍的に増え、近業とは30センチ以内の近い距離のものを見る作業のことをいうそうですが、この近業がふえ、近くにピントを合わせるための目の筋肉を使い続けることにより、眼球が引き延ばされて、眼軸長が伸びてしまうものであり、伸びてしまった眼軸がもとに戻ることはないそうで、情報化社会といった時代的な背景にコロナ禍による生活環境の変化が加わった結果であり、隠れ近視は現代病の一つであると思われまます。

近年、全国的に子供たちの近視が増加しているのは事実でありまして、昨年度の本町の学校における視力検査において、2年前と比較できる小学3年生から中学3年生までの両目とも0.7未満の割合は、小学校では60名中25名で41.7%、2年前と比較して21.7ポイント上昇、中学校においては39名中23名であり59.0%、2年前と比較して5.2ポイント上昇する結果となっており、特に小学校におきましては、ここ2年間で近視の割合が倍増しており、教育委員会といたしましても、この結果に憂慮しているところでございます。

また、この近視の児童生徒の中には、当然隠れ近視も含まれており、現状の学校が行う視力検査では、通常の見近視である屈折性近視と隠れ近視の軸性近視の判別はできないとされております。

このような状況の中、文部科学省におきましては、通常の見近視検査だけではわからない子供の近視の実態を把握するため、全国9,000人の小中学生を対象に、目の奥行きを調べる初めての大規模調査を令和3年度から始め、スマートフォンなどデジタル機器の利用や屋外での活動など、生活習慣と近視の関連を調べ、有効な対策を検討することとしております。

また、3月12日付通知「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」の別添2として「ICTの活用にあたっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」が示されており、配慮すべき事項に加え、最新の科学的知見が得られれば、随時情報提供したい旨の記載があったところです。

教育委員会としましては、国が目指すSociety 5.0で実現する社会に向けて、子供たちの健康面への影響にも配慮しながら、今後どのように推進していくか、調査の結果も含め、さまざまな情報や取り組み等を考慮しながら、保健福祉部局とも連携を図り、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

それでは、1点目の再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

1点目について、人口減少、北海道新聞は昨年、今ほど申し上げたように、24カ町村、1月にそれぞれ出していまして、それを手元に置きながら、いや、この状態というのは見逃せないという思いでありました。

浦臼町でいうと、本年の社会増、それから自然増減が報道されておりますが、新十津川町、三笠市の中で一部増という部分もありますけれども、その町村ほとんどが減少していると。

転入、転出の社会増減、それから誕生される方と亡くなられる方の自然増減、この点で浦臼町で昨年はというところを見ると、昨年は13人社会減で自然増減では23人と、そういう数字が出されています。

それに先立つ10月の北海道新聞では、札幌市に北海道は集中しますよと。全国では東京都に集中しますよと。

札幌市も入りと出とでは、まだ東京圏への出方が多くなると。ごめんなさい。道内から札幌市に入る人は4万9,000人、やや5万人ですけれども、そのうち2万4,000人がこの7年間で2万4,000人が東京都の方へ出向くと。

ラジオを聞いていたときに、そういう人口動態がありますよと。東京都がまたその中でも人口増の中に今あると、大都市圏が。そう言われていました。

それで、このことをかみ合わせながら、うちの町での対応をどう見ていくのかという点では、今ほども各議員の質問に町長が丁寧にお答えいただいたいろんな施策をもってそこに従事してもらい、生活圏としてもらうというところでの町としてのやり方、それから進め方があるんだと理解をします。

私が今回これを見ながら、私たちも一般質問をやるときに何をしようかなと日々考えながら、よし、今回は人口問題と。

それから、持っている本や、それからわからないことを調べたりしながら見ていくと、今回目にしたのが、奈良女子大学の中山徹という先生なんですけれども、この方が、わかりやすく言えば、グローバル社会の中で利潤追求の社会にあっては、人口減少というのは地方はもう間違いなく来ると。都市集中になると。

それで、都市集中をさせながら、利潤追求をしていくときに、まあ、富の差があったり、それから人口流出があったり、そういうのがおのずと起きるんだよということを言っているわけなんですよね。

それで、この急速に進む人口の減少というのは一般的に消費、労働力人口の減少などは、減少そのものは経済的にマイナスになるのだと。

全体にマイナスになるから、どうしても人口が集中するところに国はお金を突っ込むし、いろんな手当を進めていくと。

それで、もうちょっと広くわかりやすく言えば、私、こうやってマスクつけていますけれども、国産マスクは極めて少なく、マスク1枚ももう国内で生産できないと。

白元さんも浦臼町におったけれども、やっぱりその中の利益を追求していくときに安い労働力ということで国外に行くと、そういう流れが今どんと起きていると。

そういう中で貧富の差があったり、経済的格差がどんどんどんどん大きくなっていくと

ということなんですね。

そこで、人口減少が進む中で、国土や地域をどう再編すればいいのかと、これは地方に住む者も考えるし、国を動かしていく大きな経済もそこで一生懸命考えると。

だけど、それを進めれば進めるほど浦臼町にあった企業も外国に出て行って、より利潤の追求する形になっていくと。

それで、浦臼町の人口もそういう中でどんどん今少なくなってきた。

私も1時間の中でどんな議論をしようかなと思って持ってきたんですが、これ浦臼村史、50年のときに出されたもので、昭和45年につくられているんですね。

このときに、明治32年、浦臼町ができたとき、このときには人口が2,500人なんですね。

それで、もう既に分村するときに2,500人いると。

しかし、それが今の時間の中でそれも終わった状態が今あります。

それで、今回そういう中で町がチャレンジプランを提示いたしました。チャレンジプランでは先ほど申したように、人口がもう1,000人を切ろうというのが、もう10年の時間の中であるわけですね。

それで、そういう中で、やはり人口減少そもそもが町の存続をも左右するし、経済的にも成り立つか、成り立たないかと、そういうコミュニティー自体もそもそも壊れていくということをこの中山先生という方は書いているわけです。

国の地方創生というところにもちょっと触れられていて、細かな数字がいっぱい書いてあるんだけど、いわゆる3大都市、北海道でいっても520万人の人口がいて、200万人札幌市にいるわけですね。4割もそういう生活をしている。

東京都を含めて3大都市圏でも、全国の40%からの人口がもう集中している。

いろいろ言っているけれど、子育てしにくい環境の保育所がない、入れない、そういう中で子育てをすることでの大変さを都市はもう抱えていると。

むしろ、地方が、川畑町長が進められるように、子育て支援も含めて、都市よりも、大きな圏域よりもきめ細かに、おむつも含めていろいろやりとり、議論をしながら、そういうことを組み立てていっている。

本当に手厚いことをやっているんだけど、定住しないと。

やっぱり、経済的に成り立たない、それから今のグローバルと言われる中で、人口流出がおのずとその方向になっているということなんですね。

そういう中で、私たちは地方では一生懸命頑張っているよ、これね、大いに自負してよし。

だけど、首長さん、我が町の代表である町長、私はこう思うというその側面をこの人口減少、こんなに頑張っているのに残れない理由、それから残れない状況をもっと首長として、肩書を背中にしっかりしょって、国や地方にやっぱり進言していく、訴えていくということが今大事なんだろうと思うんですね。

ですから、いろんな機会を通じて、これは私も議論する中では、ほかのことも例えて言ったことがありますけれども、やっぱりそういう責任をしっかりと果たしてほしいなと思うんです。

いろんな施策を打ちながら、頑張っていくわけだけでも、一つはそういうことを望み

ます。

そういう中で、農業自体もそういういろんな施策を打ちながら頑張っているんだけど、これ農業新聞、昨年8月に書いておることなんだけど、自給率の問題、今40%割れで10年を過ぎようとしています。

今ある町長が言われるように基盤整備も含めて、これから規模拡大しなければならない農業者人口、絶対人口が少なくなる中での対策を打ちながらいくんだけど、そこでしっかりと所得を得られるような形をやっぱりつくっていかないとだめだ。

自給率40%、そのまま田畑の面積に返すわけにはいかないけれども、もっと残りの部分を多少コストはかかるけれども、しっかりとした生産を維持していく、やっぱり国の方針が固まれば、そこで労働力投下をして、倍とは言わないまでも1.5倍ぐらいの面積で経営も成り立つ、生活も成り立つという環境がつかれるのですよね。

今、お米も輸入しながら転作をしている、これをやめれば今食用米からほかの飼料米に転作しなくとも所得をしっかりと得られる道筋がつかれるわけです。

この農業新聞では、政府は自給目標の施策を盛り込む基本計画として2000年から5年ごとに作成してきた現行計画、カロリーベースで2030年までに45%にすると、こう言ったんですよね。

だけど、1999年度に40%だった自給率は20年かけても高まるどころか段階的に下がってきているのが実際なんだと。

こういうこともしっかり数字の上でも、それから首長として、そうだなと、いや、私がそう言うからそうではなくて、やっぱり数字をより分析しながら、そうだなと、そのとこにしっかりと生産基盤として物がつくれて、しっかりとした価格が国の補てんをしないまでも、価格の維持がされるような仕組みをやっぱりつくり上げていく、そういうところに国に声を上げていくと、そういうことが大事だろうなと思うんですね。

そうすることで、やっぱり安定して人が、経営者が残っていく、生活していく、そういう基盤になるんだろうと思う。

そのことを一つは述べながら、もう一つ、今、人口動態の中で自然減、どうしても住みにくいことから、転入よりも転出がふえていくことのやっぱり歯どめ策、町内交通、前段各議員が述べられているように、いろんな角度からの議論がこれからされようとしていますけれども、より濃密にされたいと思います。

前段で申し上げたように、事務報告書の中では割り返した数字が載せられていますけれども、我々議員の知見としても、より深める立場から、どこかの場所で奈井江間ではこういう乗り方をしていますよと、今運行している月形樺戸はこういう人口動態で乗り継がれていますよ、こういう状況ですよというところをもう少し私たちにも議論の土台として与えていただければ、よりいろんな形でのすそ野の広いものとして議論し、形づくることのできるのではないかと思うので、ぜひご提示をいただければと思います。いかがでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

まず、最後の資料の提供につきましては、どのタイミングがよろしいのかちょっとわからないですけど、今後公共交通につきましてはご協議いただく場面も多くなるうかと思っておりますので、用意はします。

そのタイミングがちょっと今のお話だとわかりかねますけれど、情報としては提供することは可能です。

ご質問といたしますか、どうお答えしていいのかちょっとわかりにくいところもありますが、国や道に対して、地方の現状をお伝えして、何らかの対策を打ってほしいということは当然浦臼町だけではなくて、空知総合開発期成会等を通じて当然やっているところですけど、それぞれ事情も異なるところもありますし、要望というのはどうしても集約して最大公約数的な要望になってしまうところもありますので、なかなか国に伝わりづらいところもあるのかと思っておりますけれど、総合開発期成会で動いたり、町村会で動いたり、また私一人が動いて要望して歩くという機会もありますので、そういう場面では当然要望としてはさせていただきたいと思っております。

2点目というのか、自給率が40%、たしか39%からまた1%下がったと認識しておりますけれど、国の動きを見ていますと、昨年の所信表明の中でも書きましたけれど、TPPですとか、EPAですとか、どうしても米を輸入するような方向の話合いが持たれていて、国としてはとめるという感覚がないのかなと見えているところもあります。

その分、国内で米をつくれなくなるわけで、当然、土地も余剰してきますし、量的にも売れなくなるというのは当然の話ですので、そこをとめないことには、国としての米の作付もふえていきませんし、今後とも人口減少も進みますし、食の欧米化というのですか、米よりもパンが求められるような時代にもなってきていますので、米の消費量がどんどん減っていくということにもなってきていますので、要望としては当然農業団体も通じての話になるうかと思っておりますけれど、米の輸入反対ということは当然訴えていかなければならないのかと思っております。

牧島議員、ご質問がかなり幅広い話で、どうお答えしていいかちょっとわからないところもありますけれど、何とかこの地方の農業、浦臼町の農業を守っていくような要望はあらゆる機会を通じてさせていただきたいと思っております。

○ 議 長

再々質問ありますか。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

人口減少、これは仕方がないと見る向きと、いやいや、当然お立場の中で、ここに手を打つことで抑えられると、これは今やられている施策の一つ一つだと理解もしますし、その執行に当たっては、私も多少意見はいろんな部分もあったりするけれども、トータルとしては支持しながら私も述べていきたいと思うんですけども、そこだけでは解決しないよというのが今回奈良の教授の先生が言われているグローバル化という英語の難しい表現の中で、和訳しているときには自由競争ということになっちゃうんですけども、その野放し状態の中で形としてあります。

それから、それが転作の面でも、それから自給率の面でも、国がこう言うからということになっちゃうと、地方でせっかくいろんな施策を組ながら頑張っていることが、むだ

ではないんだけど、相反するところに位置しますよ。

それをやっぱりどう施策の上で、考え方の上で一致させるのかという、そこがすごく難しいけれども、それを常にやっぱりやっていただきたい。

議論もし、内軸的にも熟度を上げてほしいという思いが私にはあります。

そういう視点で臨んでいただきたいなど、人口問題を切り口にしたときに、そうしたことを私は思うところです。

そう思うので、そう理解されるかということでの答えと、データについてはそれぞれお仕事の中ですから、可能なときに私たちが見て、ああ、こういう動態になっている、早い時期でいただければ、私たち、議会に提示していただければ、私たちの頭の中もいろいろ時間を持って、あるいはわからないところを聞きながら高めていって、後々ある協議会なり懇談の時間、あるいは施策展開の中で議論がより深くかみ合うのかなと思うので、準備できれば早い段階でもいただければうれしいと思うところです。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

人口問題、本当に一朝一夕でいくような話ではございませんので、先ほど申し上げた新規就農も一つの方策として取り組んでいきたいとお話しをさせていただきました。

一昨年ですか、道南の方の木工場のお話が地縁といいますか、浦臼町に縁があってお話があって、一時議員さんの皆さんにもお話しをさせていただきましたけれど、あのとき何か所か候補地として上がっているのもお話ししたかどうかかわからないですけど、近隣を含めて浦臼町以外に3カ所の話が聞こえてきていましたけれど、結果的には札幌圏に持っていかれたといいますか、やはりそこが選択されたと最終的には聞いたわけですけど、本当に70人ぐらいの雇用が発生する工場ということで、一時は本当に期待したところですけど、結果的にはやっぱり人がいる別の施設が整っているようなところに行ってしまうというのが現実的な選択なのかなという悔しい思いはしましたけれど、やはり結果的にはそういうことになったと理解しているところです。

ですから、本当に大きな人数の企業、工場というのは現実的にはかなり厳しい時代に、それは今始まったことではなくて、結構前からそういう時代だとは思うんですけど、そういう時代になってきておりますので、本当に数は1人、2人とか1家族とかという単位ですけど、そういう単位で少しずつでもふやしていけるような対策を、それもすぐはなかなか難しい話ですけど、それが実を結ぶように今から取り組んでいきたいと考えています。

○ 7 番（牧島良和君）

データは。

○ 町長（川畑智昭君）

極力早くお渡しするようにします。

○ 議 長

それでは、2点目の再質問はありますか。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

先般、36号線を通って、恵庭市の方に行ってきました。

けさほど議員にもお話ししたんですが、木工場については大変大きな敷地を使って、真新しい鉄板製の壁があって、大変大きな工場だなど、側から国道を通りながら見てきたところでもあります。

次に移ります。

教育長にお尋ねをいたします。

臨時休校に伴うところで、新型コロナウイルス感染症にかかわって、保護児童、準要保護というところで、お答えをいただいたところではありますが、これも昨年国会でも早い段階で議論になったようで、今お答えをいただいた分は、町も独自に給食にかわるものとして手当てをしているから、それで児童生徒の養育についてはいいでしょうというお答えですが、そもそも援助しなければならない、あるいは準要保護とする世帯というのは、所得そのものが低いから、国が支援をしているわけなんですよ。

それで、今お答えいただいたのは、あまねく児童がいるご家庭に対して手当てした、これは性質が全然違うんですよ。

収入が多くても少なくとも5,000円は5,000円の支給、1家庭、1児童、各メニューによって違うけれども、そういう手当てです。

国が今言っているのは、そもそも所得が低いから、そこに国が出している給食費等についての例外的にそれはお渡ししていいですよ。

そうすれば、その食費の分が基本的に児童生徒の日常の生活支援のしんとするところだということですから、考え方が違うんですよ。

押しなべて、町が手当てするよというのと、国が示した一定の所得の低いところに食事代として、当然国が出している分はそのままその対象人数ですよ、児童生徒のお子さん方お一人お一人にお渡ししてくださいと。それはあくまでも選択とはいえ、考え方が違うんですよ。

だから、そういう意味では、町は町で独自の支援をしている、そこに給食費たる部分がよいしょと乗っかれば、母子家庭である、あるいは生活が十分な所得がないところでの食料費として使えるわけですから、だから考え方がやっぱりそこでちょっと違うんだな。そうは思いませんか。

であれば、これはやっぱり本来的に国が指導文書として落とした可能な限り例外的にことしは認めるから、その指導に地域で実情に応じて進めてくださいということだろうと思うんですよ。

そういう点では、そもそもが性格、金額的に与えればいいということではないんですよということを理解させていただけますでしょうか。

させていただければ、本質的におろすのが当然と。もう抱きかかえる、あるいは使わなかったわという話とは違いますよということですから。その点についてお尋ねをいたします。

○ 議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃる理論というのはわかります。

ただ、この給食費というのは一般財源化がもう既にされておりまして、市町村で補助をしてもいいという判断がされております。

そこで、我々も休校になることによって、給食費がお子さんのいる家庭ではその分負担増になっているということは議論もさせていただいたところです。

それで、例えばこの補助金についても、補助金なり商品券を予算措置するときに議論の中で、給食分については例えば教育費で予算を措置しましょうかという話もありましたけれども、ただ保護者の手続きを二重にする必要もない、また我々も支出を教育費と総務費で分ける必要もないので、予算的には総務費でいいですよというお答えをさせていただいております。

理屈はわかります。ただ本町の場合については就学援助の対象となっていない方につきましても、給食費は無料化されておりまして、その方についてもそれに対する費用というのは超えているということから、今回は一律の援助の対象とさせていただいたところであります。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

○7番（牧島良和君）

よろしいです。

○議 長

それでは、3点目の再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

次に、隠れ近視についてであります。

これも私自身も今回、昨年からことし、NHKためしてガッテン、大変おもしろいんですね。

今、ここにお答えをいただいたように、結果的には今年度の国の予算もついてというところに私も承知をしております。

そのことを考えながら、浦臼中学校の便り、これは2月24日発行のペーパーでは、学校評価にアンケートを中学校として出しているんですね。

ここではいろんな項目で学習面、生活面、そのほかを出していますが、一番後段にスマホ、タブレット、パソコンについてと載せられています。

ここでは、時間的なものをいろいろ聞いているんですが、子供たちに使い方をどんなふうに行っているというところで、時間を決めている、決めていない、そういう問い方を、問いの中で30分とか1時間とか3時間とか、そういう使い方をしていると。

検索に使ったり、ゲームに使ったり、いろいろ今の時代ですから、こうした需要の中で子供たちの生活が成り立っていると。

NHKの中でも、やっぱり子供たちが30センチ以内でタブレットを見る時間というの

は非常にいろんな意味でふえていると。

それで、そこに警鐘を鳴らしたのが、この30分のNHKの番組だったわけですがけれども、そこの中で長い時間これがずっと時間過ぎると、失明をも含めて、やっぱりもたらず環境にあるということでありました。

お答えをいただいた中で、私も改めてお聞きをしたところですがけれども、両眼が0.7以下のお子さん方が41%ないし中学でも6割の子供たちがそういう状態だと。

それで、そういう意味で言えば、2年前の状況からしても、本当に大きな変化だととらえています。

そうしたところにも調査としてやりながら、説明にあるように、実際に隠れ近視かどうかというのは、機器を見て整えなければ、まだわからないところは十分にありますが、今回そういう中でテレビの報道でも言っていたのは、三つの20ということの後段言われていました。

20分、スマートフォン扱ったら1回休むと。それから20秒間目を休める、あるいは遠くを20秒間凝視するとか、そういったことでその予防に当たるというか、そういうことを言われていました。

国も一定の指針がまたご案内のように出されるのかもしれませんが、今そういうところをよしとする部分では、また委員会内での議論も踏まえて、やっぱりうちの町でできること、私はこれいいなと思うから、推奨しながら私たちの日常生活にも使いたいと思うけれども、お子さん方にも教育委員会として、こういう対策もあるよということをやっぱり伝えていきながら、ずっと使い切らなければならない視力、ここをやっぱり教育委員会としてもいろんなケースでタブレット端末との時間があるわけですから、知っていることはやっぱりお子さん方に伝えて、目の傷みに防護するような訴えをしていくとしたならば、それに対する手当てをするのがお互いよいことだと思うし、そういう視点で今後教育現場ともあわせて協議をいただき、ことしのうちに国からもその子細について出てくるのかもしれないですが、私は今の時点で、決して負になるものではないと思うので、ぜひご検討をいただき、実践まで行くとなおいいのかなと思います、いかがですか。

○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

答弁いたしました、文科省からICTの活用にあたっての児童生徒の目の健康などに関する留意事項というのが来たので答弁させていただきましたけれども、まさに今牧島議員がおっしゃったような内容も書かれておりまして、端末を使用する際により姿勢を保ち、目と端末の画面との距離を30センチ以上離すようにすることでありまして、30分に1回は20秒以上、画面から目を離して遠くを見るなどして目を休めること。

それから、睡眠前に強い光を浴びると入眠作用があるホルモン、メラトニンの分泌が阻害され、寝つきが悪くなることから、就寝1時間前からはICT機器の利用を控えるようにすること、これを家庭にも協力を依頼する等との内容が記載されておりまして、それぞれ学校に通知をしているところであります。

さらに、今後も文科省でも科学的な知見を検証するのでしょうかけれども、我々ができることとしては、例えば近視になった子供たちにできるだけ眼科に行っていただくような推奨をしたりでありますとか、あと眼軸長をはかる機械というのが、例えば持ち運べるようなものなのかどうなのか、それによっては学校での健診に持ってきてもらってはかれるものであれば、そんなことも検討していかなければならないでしょうし、持ち運びのものでなければ、やっぱり眼科に行っていていただいて、検査してもらうことを推奨するような取り組みも将来的には必要かなと考えております。

以上です。

○ 議 長

再々質問ありますか。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

後段のペーパーについての子細も述べていただきました。後でまたコピーを議会の方にいただければうれしいなど、私もこの質問を通じて思いました。

可能なやっぱり対策、対応については積極的に取り組むようにして、今後臨まれていただきたいと思います。いかがですか。そのように理解しましたが、それでいいですね。

○ 議 長

河本教育長。

○ 教育長（河本浩昭君）

はい、議員おっしゃるとおりで結構でございます。

○ 議 長

次に、発言順位 6 番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○ 2 番（野崎敬恭君）

議長よりお許しいただきましたので、厳しい家庭環境の大学生に奨学金制度をと題して、町長に質問をさせていただきます。

コロナ禍の中において、受験シーズンであります、浦臼町の家庭にとっては、コロナの影響で親の職場環境が悪化し、厳しい所得状況に置かれている家庭もあります。

浦臼町の子供たちは学習能力も高く、専門学校、短大、大学受験に向けて頑張っているわけですが、実際には高校卒業後の学業に対しては厳しい家庭もあります。

私の質問も時期を逸しましたが、浦臼町の子育て支援の中に奨学金制度をつくり、優秀な受験生及び大学生のいる家庭に対し、助成金または奨学金などで支援し、人材育成のために長い目で応援をしていただきたい。

それで、浦臼町の認定こども園から、小中学生、高校生、大学生と一貫した子育て支援ができるのではないかと思うが、町長はいかが考えておるのでしょうか。答弁を求めます。

○ 議 長

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

高学歴社会になっている昨今、高校卒業後、自分の将来の夢に向かって進学しようと懸

命に努力している子供たちがいることは承知しております。

受験生や在學生に対しては、日本学生支援機構奨学金制度や学校独自の給付型や貸与型の奨学金のほか、少子化社会の中での学生確保を目的に兄弟同時在学学費減免などの経済支援制度を設けている学校も多くございます。

また、新型コロナや災害などの影響で家計が急変した場合には、学生に対し安心して勉強や生活ができるよう通年申請できる奨学金もございます。

文部科学省では、意欲のある子供たちの進学を支援するため、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるよう令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が実施されています。

こうした既存の制度を利活用していただき、町といたしましては、独自の奨学金や助成金制度を新設することは今のところ考えておりません。

○ 議 長

再質問ございますか。

野崎議員。

○ 2 番（野崎敬恭君）

いろいろな支援があるのは、私も理解しているところでございます。

町の子育て支援の中にも、大学生を入れて初めて町のみどり幼稚園から子育て支援に対する認定こども園から一貫して子育て支援が完成するのだろうと思っております。

また、今回、空知の他町でも高校生、大学生に対し、今期定例会に議案を出したという話も聞いておりますので、ぜひそういうことも含め、我が町も一貫して支援というものがあったり、継続性があったりすることで、浦臼町にまた行って子育てしようとか、そういうことにつながるのではないかなど、このように思っております。

民間企業というのは、本当にこういうコロナ禍とか過去石油ショックですとか、そういうことがあれば、途端に景気が悪化して、雇用も不安定になり、大変なことになっていくのは私も今までの中から経験してきたことでございます。

子供が金のかかる大学とかとなると、本当に大変なものであります。

私の知っているお子様も、2カ所から3カ所のアルバイトで頑張っているよと、母親からもそういう声も聞いていますので、ぜひひとつ検討といいますか、町長の頭の中にも、やっぱり何事もこういうものを上げて、よその町に発信をして、そして、浦臼町で子育てしようとか、そういう相乗効果をねらいながら、政策を打っていただきたいと、そのように感じております。

以上です。

○ 議 長

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

野崎議員のおっしゃることは十分わかるんですけど、どこまでが子育て支援なのかというのが、皆さんそれぞれ考え方が違うのかと思っております。

昔であれば、義務教育までというのが一般的な区切りだったかと思えます。

ただ、浦臼町の場合は高校までの距離が遠くて交通費がかかるですとか、当然医療費もかかってくるわけで、数年前に交通費なり医療費の助成を高校まで拡大したというのが現

状でありまして、それをもう一段上げるような形での支援を行うかどうかというところのお話だとは思いますが。

かつて聞いたことあるのは、例えば市立病院があるような町が、市立病院に数年間看護師として勤めていただけたということを条件に支援していたところがあるということはお聞きしていますけれど、大学となるとかなりそれまでの段階とは違った意味で多様化もしてきますし、かなりのレベルの開きといいますか、ちょっと言葉悪いですけど、多様化する中で一律にご両親に対して支援するというのは、なかなか今のところは考えづらいところかなと私自身は感じているところです。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

全額と言ったり、ただで差し上げろとか、そういうあれではないのですね。

結構、奨学金制度というのはいっぱいあるんですけど、なかなかこれが申請してぼんぼんと出てくるところというのは意外と少ないのではないのでしょうかね。

私が子育てしているときは、ちょっとできが悪かったものですからあれですけど、そんなに簡単にぼんぼんと出てくるようなところもないと。

何でも僕もサービスはただでくれてやればいいという考えは持っていません。

やっぱり、それなりにちゃんときちんとしてもらうだとか、ここの部分は返してもらうだとか、この部分は額は少ないけれど、町からお祝い金にするとか助成金にするとか、いろんな方法を考えられるのかなとは思いますが。

どうしても厳しい固定費かかって、町の財政もだんだん厳しくなっていくということでもありますから、簡単に出したりやったりというわけにはいかないのかもしれないけれど、ただ町が子育て支援、高校生までと出しているのであれば、多少のものでもこの子育て支援を完成させる、そのような方向で考えていただければありがたいなと、そのように思っております。

以上で、私の質問は終わります。町長はどうですか。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

義務教育は中学生までですけど、現実的には高校までが義務教育化しているのが現状です。

ただ、その先は大学であったり、専門学校であったり、就職という選択肢がある中で、上の学校に進む子だけが対象になるという、高校までは全員が対象になるような形でしたけれど、それ以降は勤められる方もいる中で、対象が限定されるということになりますので、平等性という意味でもなかなか町として新しい助成制度、奨学金制度を設けるということにはなかなかならないのかなと考えています。

○議 長

これをもって、一般質問を終わります。

ただいまから、休憩といたします。

再開時間を 3 時 4 5 分といたします。

休憩 午後 3 時 3 4 分

再開 午後 3 時 4 4 分

○議長

それでは、全員おそろいですので、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎日程第 2 議案第 9 号～日程第 8 議案第 1 5 号（一括議題）

○議長

お諮りします。

日程第 2、議案第 9 号から日程第 8、議案第 1 5 号までの 7 件については、関連がありますので、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 3、議案第 1 0 号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第 4、議案第 1 1 号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第 5、議案第 1 2 号 令和 3 年度浦臼町一般会計予算、日程第 6、議案第 1 3 号 令和 3 年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第 7、議案第 1 4 号 令和 3 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 8、議案第 1 5 号 令和 3 年度浦臼町下水道事業会計予算については、一括議題とすることに決定いたしました。

本件については、予算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果の報告を中川予算審査特別委員長に求めます。

中川委員長。

○予算審査特別委員長（中川清美君）

ただいま議題となっております議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてほか 6 件について、特別委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

3 月 1 0 日に開会された本会議で、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会が設置され、7 件の議案が付託され、去る 3 月 1 5 日及び 1 6 日の 2 日間にわたり、慎重かつ熱心に審議をしたところであります。

その結果は、別紙のとおり報告書に記載しておりますので内容については省略しますが、本委員会はいずれも原案可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

以上、終わります。

○議長

ただいま、予算審査特別委員長より報告がありました。

お諮りします。

議案第 9 号から議案第 1 5 号までの 7 件については、議長を除く議員全員をもって構成

する予算審査特別委員会を設置し、これに付託した審査案件であります。

この際、討論は省略し、予算審査特別委員長報告のとおり可決することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議あり」と言う人あり]

○議長

異議がありますので、初めに議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第10号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案12号 令和3年度浦臼町一般会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

私は、一般会計について、反対する立場で討論いたします。

予算全体の中には、町長、教育長の執行方針に基づく施策が織り込まれているところがあります。

しかし、何点かについて意見を述べ、反対をいたします。

産業観光ランドデザイン基本計画業務委託料であります。これがリフォームないし耐震に係る費用としては464万2,000円が計上されておりますが、額が大きいと私は考えております。

また、昨年も事業停止までになりましたけれども、本町が農協への事務委託費として補助金を用意しております地域再生協議会活動事業補助金、その町村の多くは町内業務、執行業務の一環として予算を計上しておりますが、本町にあってはこのような形であります。いまだもってそのことが解消されないことへの反対であります。

また、農村センター管理運営費の中で、窓ガラスサッシ等の業務委託料が乗せられておりますけれども、何を優先順位にするのかというのはトータルの中でのこうした議案の提出、予算の提出と理解もいたしますが、道の駅、休養村センター等についてのレストラン業務の中で、同じ窓ガラスサッシ清掃業務といえ、私はそちらの方が優先業務と考えております。

そういう意味では、以上数点述べて、この予算に対する反対意見といたします。

○議長

次に、賛成討論の発言を許します。

柴田議員。

○3番(柴田典男君)

私は、令和3年度浦臼町一般会計予算に賛成する立場から討論いたします。

国は、1都3県に出されていた緊急事態宣言を21日、解除したところであります。

今後、国内の経済が回復していくことを期待いたしますが、新型コロナウイルス感染症の収束は依然として見えておりません。

ワクチン接種については、本町へのワクチン配付時期が未定であり、また最近では変異ウイルスへの感染者が北海道においても増加してきているなど、これからも引き続き感染

対策が重要になります。

そのような中、令和3年度浦臼町一般会計予算を見ますと、歳入では町税の減少はありますが、国の地方財政策として地方交付税の増額などが見込まれているところであります。

また、歳出では一般営業タクシーの令和3年9月までの運行に対する助成金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、町立診療所の新規の指定管理に伴う僻地医療支援連携事業、浦臼町の農業の振興発展のための農業活性化支援事業補助金、ジビエに関する各事業、教職員の町内定住に向けた家賃助成など、各新規事業に取り組みられることは、浦臼町の人口減少を少しでも緩やかにすることや、関係人口の増加という点でも大いに期待するところであります。

そのほかにも、定住促進、商工業に対する振興策、防災対策、教育環境の整備など多方面にわたり、まちづくりに配慮した予算措置となっており、目的基金の繰り入れや地方債の発行による財源確保がされているところであります。

公債費では、令和3年度においても継続的に繰上償還を行うこととしており、町の財政健全化に役立つものであります。

課題はありますが、以上のことから、私は議案第12号 令和3年度一般会計予算に賛成するものであります。

議員各位におかれましても、ご賛同くださいますよう心からお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第12号 令和3年度浦臼町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案13号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第13号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案14号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第14号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和3年度浦臼町下水道事業会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第15号 令和3年度浦臼町下水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第16号

○議長

日程第9、議案第16号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第16号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和3年3月24日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、浦臼町条例第16号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に基づき提案するものでございます。

1の契約の目的につきましては、公営住宅長寿命化計画に基づく令和2年度社会資本総合交付金事業ひばり団地（E・F棟外）新築工事でございます。

工事の概要につきましては、木造平屋建1棟4戸2棟、木造2階建特公賃住宅を2棟新築し、駐車場及び周辺外構工事をするものでございます。

工期につきましては、契約日の翌日から令和4年1月26日までとなっております。

2の契約方法につきましては、指名競争入札、最低制限価格適用でございます。

3の契約の金額につきましては2億4,200万円、うち消費税額2,200万円でございます。

4の契約の相手方につきましては、三鉦・今田経常建設共同企業体、代表者、砂川市東1条南18丁目1番31号、三鉦建設株式会社、代表取締役社長三塚郁夫氏、構成員、樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地112、株式会社今田建設、代表取締役今田幸男氏でございます。

以上が、議案第16号の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第16号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第17号

○議 長

日程第10、議案第17号 浦臼町非核平和の町宣言についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいま上程となりました議案第17号 浦臼町非核平和の町宣言につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

核兵器のない平和な世界を目指し、北海道におきましては179市町村のうち120市町村が、全国的には9割を超える自治体から非核平和宣言が発せられています。

唯一の被爆国として、平和を願う気持ちは広く国民の共通認識とするところであり、本町としても恒久平和を願い、ここに浦臼町非核平和の町宣言を行うものでございます。

また、私たちの暮らすこの地を守り、後世に引き継ぐため、放射性廃棄物の持ち込みを認めない意思をあわせて宣言するものです。

続きまして、宣言文を読み上げます。

浦臼町非核平和の町宣言。

世界の恒久平和は人類共通の願いです。

しかし、世界各地では核兵器による軍備拡張が依然として続き、人類はその脅威にさらされています。

さらに、東日本大震災における原子力発電所の事故により安全神話が崩れた今、身近に存在する核の不安にも直面しています。

世界で唯一の被爆国として再び痛ましい惨禍を繰り返さないためにも、私たちは非核三原則の堅持を強く訴え、核兵器の廃絶と戦争のない平和な社会の実現を目指していかなくてはなりません。

加えて、高レベル放射性廃棄物の持ち込みなど、町民が安心して暮らせる環境の崩壊につながる可能性のある行為を決して認めず、緑豊かな樺戸連峰と生命の恵みをはぐくむ石狩川に抱かれた郷土の大地と町民の生活を守り、未来を担う子供たちに自信をもって引き継ぐため、ここに「非核平和の町」を宣言します。

以上、提案理由の説明を終わります。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

町長と私は、浦臼町のため同じ方向を向いていっていたと思いますが、平和利用の原発問題まで踏み込んだのはなぜか、私は地球温暖化の方が脅威であり、長期的にも短期的にも人に与える影響を憂慮しているので、町長に質問いたします。

原発廃棄物処分場は国による募集制であり、浦臼町が手を挙げることはなかったのではありませんか。そのことを踏まえ、日本の原発はなぜ不要なんですか。

○議 長

答弁申し上げます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

原発はなぜ不要なのかというご質問ですが、私は今回の宣言文の中には原発が不要と、そこまでは言っているつもりはございません。

現実問題として、今すべての電力を再生可能エネルギーで賄うということは現実的には無理でありますので、エネルギーミックスという言葉が使われておりますけれど、再生可能エネルギーで100%充足されるまでの期間は、一定期間併用していくことが現実的な選択ではないかという思いはあります。

この宣言文に書き込みましたのは、あくまでも昨年来大きな問題となっております放射性核廃棄物の埋め立て処分の場所として、浦臼町は決して適地ではないということを宣言いたしまして、それを根拠として受け入れを拒否するというので、ここに書き込んだつもりでございますので、野崎議員が言うところまでの宣言内容にはなっていないという思いではありますけれど、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

反対討論をいたします。

我が町の非核平和の町宣言に対し、日本は非核三原則を議決し、それを遵守しています。

そして、日本の周辺3カ国は核兵器を所有している。日本は三原則にならない、核兵器は所有していないが、米国の核の傘に戦後76年間、日本が核に守られているのは確かであります。これは日本の知恵の結果であります。

中国は大国であります。日本の防衛力の甘さに目をつけ、挑発を続けていることは今の現状であります。

日本人だれしも核兵器や原発、核廃棄物を好きな人は当然おりません。日本社会では嫌だと思ふことでもしなければならぬこともあります。

町長も化石燃料による環境悪化の危機意識を理解しているのは、私にも伝わっています。

だが、今回の平和利用の原発廃棄物を、原発否定は今のところしていないということでありますけれど、化石燃料による環境悪化の危機意識を理解しているのはわかっています。

だが、高レベル廃棄物の持ち込みなどを許さないというのは、町長としては若干意見の分かれるところで、偏っているのかな、このように思い討論をさせていただきます。

国は高レベル廃棄物を受け入れてくれる町を募集しているのであって、誘致しない町にはつくれとは言っていない。原発を否定することは町民に理解されると思う。だが原発を排除することで化石燃料の過大な利用になり、既に地球規模の温暖化による異常気象の影響が既に行っていることを先に出していただきたいかった。

また、原発コストはかかるというが、安定的に利用すればコストは徐々に下がっていく

のかな、このように思っております。

化石燃料に頼れば、人類の生存時間はそんなに残されてはいない。だが化石燃料なしでは人類が成り立たないのも明白であります。

一刻も早く再生可能エネルギーの普及が待たれるところでありますが、町長が述べた日本の化石燃料75%使用は地球にも子孫にも待たないの危険なことであります。

核兵器の非核宣言だけでも意見が分かれていますので、原発や廃棄物の否定は現実的には処分場、近隣町村ならまだしも応募しない浦臼町としては必要でしょうか。

過去産業は大きな犠牲や失敗から学び、安全度、完成度を高めてきました。そして豊かな今があり、未来につながる。

福島原発事故では見えない敵、放射能に故郷を追われた人々には本当に気の毒ではあるが、事故による死傷者は死者1名、負傷者16名とのことであった。

高レベル廃棄物の放射能が無毒化するのに何年かかるかわからないが、ただごみ捨て場にばい捨てするわけではないことは理解できるのではないか。将来は技術の進歩で放射能の無毒化もできるかもしれない。

現在、地球の人口は78億人、わずか十数年で88億人になると予想され、地球の100億人は近未来に来るといいます。

地球の再生可能人口は最大50億人とされています。それこそ国や町長の言うベストミックス、多様な再生エネルギーが必要で、多少でも化石燃料は未来の子孫にも残さなければならぬものであります。地球に限られた資源を使い切ってしまうことは、現代に生きる人間のエゴになります。

私たちは、原発廃棄物の言葉だけで危険だということからもう脱却し、必要なものとならなければいけないほど地球環境の悪化の危機に直面しているのです。

国のエネルギー政策に対し、この小さな町、浦臼町が一緒くたに宣言することは踏み込み過ぎると言わざるを得ない。

さらに、平和宣言採択に至るまでの議論、パブリックコメントまでがちょっと未成熟でありました。

識者の方に経過を聞かれ、議論をしないのはなぜだと指摘を受けたところであります。これは町長も私たち議会も町民に対し反省し、おわびをしなければならない、このように思っております。

1840年の産業革命から、わずか181年足らずにして、気温1.5度上昇している。わずか1.5度、それが地球環境に激変を起こし、海水温の異常な上昇を招き、さらに温暖化により永久凍土の溶解によりメタンガスの噴出、さらに温室効果ガスのさらなる発生、北極、南極、氷河解氷、縮小など、海が好きな者として、海面、海水温の異常な上昇を肌で感じ、台風の大型化、暴風雪などで農業、国民生活に甚大な影響を与えるようになったことは看過できません。

現在、原発を否定することは、さらに化石燃料をエネルギーとして多量に使用することになり、原発を安全に稼働させることは政府が責任を持っているベースロード電源を原発廃棄物の反対で出口をふさぎ、国の政策に影響を与えてはいけません。

よって、平和利用の原発及び核廃棄物まで入っている浦臼町の非核平和の宣言の町に反対するものであります。

以上です。

○議長

次に、賛成討論の発言を許します。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

町長が示された平和宣言、賛成する立場で討論に参加いたします。

表題にあるように、世界の恒久平和、人類共通の願いであります。こう始まって、中段には、私たちは非核三原則の堅持を強く訴え、核兵器の廃絶と戦争のない平和な社会、この実現を目指すとしております。

町の首長として斉藤町長、そして川畑町長のその町民に対する決意は深く大きいものだと感じております。

けさほどNHKでは、前日放映の「滞つくし」が放映されております。時代は昭和20年7月の時期を今進んでいます。ドラマといえ、実在をもとにして今更正、放映、再放映されております。

私は、本町では毎年行われている忠霊塔慰霊祭、戦没者慰霊祭が行われております。131人の戦病者は昭和35年、開基61周年、町政施行記念事業による浦臼町史には、彼らの顔写真がおさめられています。

戦時下につくられた防空壕が本町内にあることは、町民の中で知られているでしょうか。家族を戦時から守ろうとしたことが見てとれます。

今年度、北海道新聞1月23日付は、核兵器は悪と大見出しで報道、核兵器禁止条約が22日発効いたしました。核兵器を非人道的と明記、廃絶を目指す核の国際放棄となった51カ国の国、地域で発効され、しかし日本はまだこの条約に参加をしておりません。二度とこうしたことを繰り返さない意味でのこの宣言は、大変に重いものであります。

私は、前町長、そして川畑首長のその方向と指針に強く感銘し、この議案に対して賛成をいたします。

○議長

ほかに討論ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

私は、非核平和の町宣言に賛成の立場から討論をいたします。

先ほどの反対討論では、原発賛成という議論がなされましたけれども、町長の答弁ではこの宣言には原発の是非については踏み込んでいないという答弁がありました。

私は、この宣言を採択するに当たって、浦臼町の政治的姿勢について議論をする必要はないと考えます。

なぜなら、この宣言の趣旨は、争いのない社会、平和な世界の実現はすべての人々にとって変わらぬ願いであり、希望であるとの強い意思で、浦臼町長として、安心・安全な浦臼町民の暮らしを守る使命感から、核なき世界の実現を普遍的なものとして恒久平和の追及を続けていく姿勢を示したもので、このことが政治的な立場を示すものではないからです。

また、町政施行60年を記念して宣言する意味は、浦臼町の礎を築いてこられた先人の

思いに報い、今ここ浦臼町に暮らす人々、そしてその子や孫が恒久的に安心・安全な暮らしを手に入れるための平和を願う気持ちのあらわれだと理解します。

パブリックコメントではたくさんの賛同の声が寄せられました。議会は一部の人たちの意思で動くものではなく、町民全般がどう受けとめているかということをもとに判断すべきだと私は考えます。

私は、平和憲法をいただき、非核三原則を堅持してきた国民の一人として、また特定放射性廃棄物の持ち込みに慎重に対処すべきであるという条例を持つ北海道民の一人として、非核平和の町宣言に賛成します。

○議長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

したがって、議案第17号 浦臼町非核平和の町宣言については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 請願第1号

○議長

日程第11、請願第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める要望意見書の請願についてを議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、請願第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める要望意見書の請願については採択することに決定いたしました。

◎日程第12 意見書案第1号

○議 長

日程第12、意見書案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

本件については、ただいまの趣旨に沿った請願が採択されたところでは、

したがって、本件についてはみなし採択としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書については原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程第13 所管事務調査

○議 長

日程第13、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長並びに議会運営委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和3年第1回浦臼町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時24分